

令和3年度
障害児・者福祉サービス事業者説明会
(集団指導)

資料



静岡県健康福祉部福祉長寿局
福祉指導課障害指導班

目次

第1 事業所の運営に関する全般的な留意事項

I サービスの質の向上

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上	P 1
2 障害福祉サービス事業者等の指導監督	P 3
3 静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針	P 5

II 指定後の手続き

1 メールアドレスの登録	P 16
2 各種届出・申請等	P 17
3 障害福祉サービス等情報公表システムへの登録	P 26

III 最低基準・指定基準

1 静岡県条例及び規則の概要	P 29
2 非常災害対策の概要	P 33

IV その他

1 事故報告・感染症発生時の対応	P 35
2 業務管理体制の届出	P 42
3 静岡県福祉指導課障害指導班のホームページ	P 47

第2 実地及び書面指導における主な留意事項（児者共通事項）

I 令和3年度 制度改正・報酬改定

1 制度改正	P 55
2 報酬改定	P 66

II 運営編

1 施設・事業所における虐待防止・身体拘束等の禁止	P 78
2 利用者から徴収する負担額	P 87
3 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件	P 97
4 各サービス計画の作成	P 102
5 従業者の勤務体制の確保	P 106
6 人員基準の遵守及び人員欠如減算	P 110
7 定員遵守及び定員超過減算	P 112
8 入所者等の安全確保	P 116
9 第三者評価の実施状況	P 120
10 レクリエーションでの報酬請求	P 121
11 安全な医療的ケアの実施について	P 122
12 その他	P 123

III 各種加算編

1 欠席時対応加算	P 124
2 送迎加算	P 125
3 福祉専門職員配置等加算	P 129
4 福祉・介護職員等処遇改善加算	P 131
5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	P 135

第3 実地及び書面指導における主な留意事項（障害児サービス）

I 運営編

1 障害児通所支援事業所における人員配置基準	P 138
2 主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置	P 140
3 児童指導員の任用資格について	P 141
4 ガイドラインの遵守及びサービスの質の評価・改善等	P 143

II 各種加算編

1 児童通所支援の基本報酬の算定	P 145
2 児童指導員等加配加算・専門的支援加算	P 148
3 延長支援加算	P 155
4 事業所内相談支援加算	P 157
5 強度行動障害児特別支援加算及び強度行動障害児支援加算	P 161
6 医療連携体制加算	P 163

第4 実地及び書面指導における主な留意事項（障害者サービス）

I 運営編

1 サービス提供責任者の配置基準	P 170
2 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の要件	P 174
3 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件	P 176
4 就労継続支援A型事業所の適正な運営	P 179
5 就労移行支援事業の適正な実施	P 185

II 各種加算編

1 特定事業所加算等の加算の要件	P 186
2 就労系事業所における基本報酬の算定	P 192
3 移行支援準備体制加算及び施設外支援	P 208
4 短期入所サービス費の算定基準	P 217
5 短期入所における短期利用加算の算定	P 224
6 夜間支援等体制加算	P 225
7 重度障害者支援加算	P 234
8 食事提供体制加算	P 244
9 生活介護事業所における延長サービス利用料の徴収	P 246

<参考資料>

資料中で引用した基準省令等の正式名称	P 247
令和2年度 実地及び書面指導における主な指摘・助言事項等一覧	P 248

第1 事業所の運営に関する全般的な留意事項

I サービスの質の向上

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上

(1) 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者又は障害児に対し、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援又は障害児入所支援を提供する者（以下、「事業者」という。）には、次のような責務が課されています。

これらは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定されています。特に③に違反する場合は、指定を取り消される場合があります。

<事業者の責務の概要>

①障害児・者の立場に立ったサービスの提供	児童福祉法	障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
	障害者総合支援法	障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
②サービスの質の評価と向上		その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
③障害児・者の人格尊重と職務遂行		障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者又は障害児（保護者含む）のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(参照条文) 障害者総合支援法 第42条

児童福祉法 第21条の5の18、第24条の11

(2) 最低基準と指定基準

- ・ 事業者は、最低基準及び指定基準を満たしていなければなりません（その定める内容は次表のとおり）。
- ・ 最低基準にのみ定めがある事項（例えば、管理者の要件、利用定員数の規模など）、指定基準にのみ定めがある事項（契約支給量の報告等、利用者負担額等の受領など）がありますが、その双方を遵守する必要があります。
- ・ 事業者は、これらの基準において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を行い、サービスの質の向上に努めるよう義務付けられているとともに、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することが求められています。

最低基準	・障害福祉サービス事業所 （訪問系サービス・共同生活援助を除く※ ¹ ） ・障害者支援施設	第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業としての要件を満たすために必要な基準	構造設備、管理者の要件、必要な規模（利用定員数の規模）、設備の基準、職員の配置の基準等を定める。
	・児童発達支援センター※ ¹ ・障害児入所施設	児童福祉施設としての要件を満たすために必要な基準	
指定基準 ※ ²	給付費を受ける指定事業所・施設として求められるサービス内容、提供方法等を定めた基準		次の3つの基準を定める。 ・ 人員基準 ・ 設備（施設）基準 ・サービス提供の方法等についての 運営基準

※¹ 指定障害福祉サービス事業所のうち訪問系サービス・共同生活援助、児童発達支援センター以外の指定障害児通所支援事業所、指定一般相談支援事業所には、最低基準はなく、指定基準が最低基準を兼ねるものとされています。

※² 指定一般相談支援事業を除き、障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、国の省令で定められていた指定基準（国基準）は、国基準を基に平成25年4月1日から**県の条例、規則（県基準）**により定めています。（県基準では、非常災害対策について、国基準を上回る努力義務を課しています。）。

県基準は全て国基準に準じた内容ですので、国基準に関する**関係告示・解釈通知・Q&A**等の内容は、全て県が指定するサービスの提供において遵守する必要があります。これらの基準は複雑な内容を含んでいるため、十分な理解のために、ハンドブック（中央法規「障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編」、社会保険研究所「障害福祉サービス報酬の解釈」等）が市販されています。

2 障害福祉サービス事業者等の指導監督

(1) 指導

- 適切な運営により、より良いサービスの提供ができる指定事業者の育成及び支援を念頭において、自立支援給付（障害児通所給付・障害児入所給付）制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保及び向上、不適正な報酬請求の防止等を目的として行うものです。
- 実地及び書面指導は、次項(2)の監査とは異なり、何らかの処分を行うことを前提とはしていませんので、通常のサービス提供の状況や請求方法等を確認します。但し、**悪質なケースが発覚した場合**は、その場で監査に切り替える場合があります。
- 実地及び書面指導の結果、最低基準や指定基準に違反する点や給付費の請求について誤りが確認された場合は、その改善を求め、自主点検による給付費の返還を求めます。

実地及び書面指導	概ね3年に1回 障害児入所施設、児童発達支援センターは1年に1回	行政機関の職員（県又は市町村）が、関係書類を閲覧し、関係者（各事業所等の従業者等）からの面談方式で実施
集団指導	1年に1回以上	請求の内容、過去の指導事例、制度改正の内容等について講習形式で実施

(2) 監査

- 不適切な運営又は報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、苦情相談、通報などの各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等において実施するものです。
- 監査の結果、次表のような行政上の措置を行う場合があります。

	行政上の措置の内容	事業者名の公表等
勧告	事業者に期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告する。	事業者が勧告に従わない場合はその旨を <u>公表</u> できる。
命令	事業者が正当な理由なく上記の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する。	事業者に命令をした場合は <u>公示</u> しなければならない。
指定の効力の停止	次に該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力の全部	指定を取り消した場合は <u>公示</u> しなければならない。
指定の取消し	若しくは一部を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 監査に当たり虚偽の報告をした時 不正な手段で指定を受けた時 給付費請求に不正があった時 等 	

3 静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針

令和3年度の指導方針は、令和3年7月に通知済ですが、改めて、ここにお示しします。

令和3年度静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針

この指導方針は、静岡県が、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（以下「事業者等」という。）に対して重点的に指導する事項を定めることにより、障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の質の確保及び介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費その他障害福祉サービス等に係る給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

事業者等の指導に当たっては、よりよい障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q&A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

II 指導の重点事項

1 衛生管理等

(1) 感染症の発生及びまん延を防止するための取り組みの確認等

新型コロナウイルス感染症が全世界で流行し、福祉施設内における集団感染事例も多数発生していることから、季節性インフルエンザ・感染性胃腸炎等を含めた感染症等の発生及びまん延を防止するための適切な取り組みが行われるよう、次の事項について助言・指導を行います。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底

新型コロナウイルス感染症については、感染の収束にはまだ時間がかかると想定

されることから、感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、以下の事項について指導します。

- ① 感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか。
- ② マスクや消毒薬その他必要な衛生用品の備蓄に努めているか。
- ③ 感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡、消毒等の実施、濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定や勤務体制の見直しなどができる体制となっているか。
- ④ 感染症対策委員会の開催、マニュアルの整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が基準に従って行なわれているか。

2 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

(1) 雇用契約、資格証、勤務予定表、出勤簿・タイムカード等の確認

事業所に配置される従業者の員数が、国が定めた基準省令（＝県条例・規則）に示された最低基準及び報酬告示で定める加算の算定要件を下回っている状況や資格要件を満たさない者がサービスを提供している状況が見受けられるので、サービスの質の確保の観点から、基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- 次のような事業者は人員基準違反が疑われることから、運営の改善及び過去に請求した給付費の返還指導等の指導対象となります。
 - ・ 従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管していない場合。
 - ・ 事業所内で生活支援員と職業指導員の職務を兼務したり、多機能型の事業所で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が勤務予定表や出勤簿等の書類上で明確になっていない場合。
 - ・ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が在籍しているが、送迎や直接支援業務に長時間従事しているケース等、形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務する職務が過剰であることなどにより、本来求められる職務上の役割が果たされていない場合。
 - ・ 経過措置又はみなしによる従業者等の配置が認められる猶予期間の終了後においても、本来の基準を満たす従業者等が配置されていない場合。

(2) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）について、次の事項について助言・指導を行います。

- ① 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

3 適正な報酬請求の徹底

(確認を受けた利用実績と請求実績の照合、加算算定に必要な体制確保・提供実績の確認等)

報酬の算定要件を満たしていることが記録上で確認できない案件が例年の実地指導で散見されます。その場合、実際には算定要件を充たしていたとしても、不適切な報酬請求として指導の対象となります。

数次にわたる改定により報酬体系が複雑化しているため、加算等についての基本的な考え方や、基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、適正な請求事務処理と支援の質の向上を図ります。

【留意事項】

- 加算等の請求に当たり、報酬告示に定められた要件を満たしていることが必要です。事業者等は、毎月の報酬請求において不備がないことを確認してください。
- 報酬告示に定められた要件を満たしていることについて、事業者等に説明責任があります。従業員の出勤簿、サービス提供の記録などの要件を満たしていることを明らかにするものを作成しておいてください。
- 人員欠如や定員超過にならないよう管理することが原則ですが、万一、人員欠如や定員超過となった場合は原則として減算の対象となります。

4 利用者の心身の状況等に応じたサービスの提供

(面接・アセスメント・計画案作成、検討会議開催・利用者への説明等の一連の個別支援計画の手順がサビ管・児発管により行われていることの確認等)

個別支援計画を作成するに当たっては、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的な支援を提供するためのプロセスの実施について徹底を図ります。

《個別支援計画作成のプロセス》

- ① 利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を分析する（アセスメント）。
- ② ①に応じた支援内容の検討を行う。
- ③ ①及び②に基づき、次の事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。

原案の作成に当たり、サービス提供責任者、サービス管理責任者、及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）が中心となって、支援する従業員が参加する会議・打合せ等において、各事項について、検討・調整し、認識を共有した上で効果的な原案を作成する。

＜個別支援計画に記載する事項＞

- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な支援の方針
- ・ 生活全般の質を向上させるための課題
- ・ 支援の目標とその達成時期
- ・ サービスを提供する上での留意事項 など

- ④ 個別支援計画の原案の内容については、利用者又はその家族に対して、サービス管理責任者等が説明し、文書により同意を得た上で、個別支援計画を記載した書面を交付する*。

* 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、法令上、文書による同意は義務付けられていないが、文書による同意を得ることが望ましい。

- ⑤ 個別支援計画作成後は、計画の実施状況や利用者の状況の変化等を継続的に把握（モニタリング）し、定期的にこの結果を記録するとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

【留意事項】

- 個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行ってください。

3か月に1回以上*	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助
6か月に1回以上*	療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

* 自立訓練、就労移行支援、生活介護、就労継続支援A型または就労継続支援B型を提供する障害者支援施設利用者も同様です。

- 初回の計画作成時だけでなく、計画の変更にあっても上記①～④のプロセスにより、個別支援計画を作成してください。
- 計画の目標期間について、利用者の状態や目標内容にかかわらず一律に同一期間としている場合、長期目標と短期目標の期間が同一期間となっている場合などが見受けられますが、利用者の状態に応じた適切な目標、期間を設定してください。

5 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 虐待防止の徹底

（虐待防止・やむをえない場合に行う身体拘束等の手順をまとめた資料の確認等）

サービスの提供にあたっては、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、次

の事項について指導します。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 身体拘束等の禁止の徹底

(身体拘束等を実施した際の記録の作成状況の確認等)

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は虐待につながる恐れがあることから、身体拘束等に関する次の事項について指導します。

- ① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないこと。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと

—

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 秘密保持

(従業員・退職者の秘密保持のための取り組み、利用者本人・家族に関する個人情報提供の同意書の徴取の確認)

従業員及び管理者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

事業者等は、従業員及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。

しかしながら、秘密保持に必要な措置を講じていない事業所等が見受けられることから、これらの実施について徹底を図ります。

【留意事項】

- 従業員及び管理者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業員等への研修を実施するなどにより、その意識を高めるような措置を講じてください。
- 従業員及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を漏らすことのないよう、例えば、次のような措置を講じてください。

例) 従業者及び管理者の雇用時に、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を徴するとともに、違反した場合の違約金についての定めを置く。

(4) 事故防止対策

(事故発生時の対応手順をまとめた資料の作成状況、事故発生時の記録の作成状況、事故発生後の関係機関連絡・再発防止策検討の状況、賠償保険の加入状況等の確認)

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。

市町村や県に報告すべき事故を理解していない、あるいは報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。

【留意事項】

- 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておいてください。
- 次の事故については県に報告する必要があります。また、支給決定を行った市町村に対しては、市町村ごとに報告すべき事故の定めがあるので必ず市町村に確認してください。
 - ・ 死亡事故
 - ・ 事故発生後、利用者が医師の診察を受け通院又は入院を要することとなった事故（入院1週間未満又は全治1か月未満の事故を除く。）
 - ・ 事故の発生に従業者が関わった事故

(5) 苦情解決

(苦情対応時の対応手順をまとめた資料の作成状況、対応記録の作成状況等の確認)

苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行うよう指導します。

(6) 非常災害対策の徹底

(地震・津波・水害・火災等の発生に備えた非常災害計画の作成、訓練の実施状況の確認等)

過去の災害の教訓を活かし、静岡県第4次地震被害想定で対象としている相模トラフ・駿河トラフ・南海トラフ巨大地震への備え等として、施設・事業所における適切な災害への対応を図るよう次の事項について徹底を図ります。

- 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成
- 市町の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域

内の要配慮者利用施設の所有者・管理者としての避難確保計画の作成・避難訓練の実施

- 非常災害に対する具体的計画の定期的な従業者への周知
- 定期的な避難・救出訓練の実施

また、非常災害対策について、県は独自の基準を設けており、食料、飲料水等の備蓄や地域との連携等を努力目標としていることから、その対応を促します。

【留意事項】

- 県が作成した「障害者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づき、災害発生時に被害の有無を市町村へ報告する体制を整備し、日頃から地域と連携体制を確保するなどの対策を講じるとともに、これを従業者に周知してください。
- 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター）においては、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施してください。
- 障害者支援施設及び児童福祉施設においては、非常災害対策計画の内容の検証、見直しを行ってください。
- 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。
- 非常災害時に施設の被災状況を迅速かつ正確に把握し、関係者間で共有するために、災害時情報共有システムへの入力が必要です。詳しくは118ページをご覧ください。

(7) ハラスメント対策の強化

事業者等に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

6 その他

(1) 情報公表の促進

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択のため、平成30年度より義務化された障害福祉サービス等情報公表制度をはじめとして、各種情報公表の適切な履行について指導します。

情報公表の種類	対象サービス	備考
障害福祉サービス等情報公表制度	全サービス（含共生型、除基準該当）	静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱に基づき実施
自己評価結果等	児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援	平成31年度から未公表事業所は減算対象

スコア表等	就労継続支援A型	毎年度4月中に公表。未公表事業所は減算対象
持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）の内容	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する事業所において、地域協働加算を算定する場合に公表
障害者ピアサポート研修を修了した従業者を配置していること	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	ピアサポート体制加算を算定する場合に公表
住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	居住支援連携体制加算を算定する場合に公表

(2) 業務管理体制届出の提出促進

事業者等は、利用者の人格を尊重するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。

県を監督庁とする事業者等に対して、実地指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業者への法令遵守意識を高める取組みを確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(3) メールアドレスの登録

障害福祉サービス事業者等へのお知らせや各種依頼等については県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対するQ&A等重要な情報を早期に確実に伝えるため、メールアドレスの登録の促進を図ります。

(4) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

事業者等がサービス提供の開始に際して行う利用申込者又はその家族への重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期機関の名称、評価結果の開示状況）を説明するよう指導します。

過去の報酬請求等の誤りの例

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
各サービス共通	個別支援計画の未作成又は一連のプロセスに基づいた計画作成が行われないことによる計画未作成減算を実施していなかった。
	定員超過減算を適用していなかった。
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者や生活支援員等の人員欠如に伴う減算を実施していなかった。
	加算の算定要件を満たしていることが、記録上確認できなかった。
	処遇改善加算の算定にあたり、従業者に改善内容が周知されていなかった。
	年度当初に前年度実績に基づく加算等の体制届の提出を行わず、誤った区分で請求を続けていた。
居宅介護	初任者研修課程修了者等がサービス提供責任者として居宅介護計画を作成していた場合に、所定単位数の90%の算定をしていなかった。
日中活動系共通	送迎加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算Ⅰの届出をしているが、「1回の送迎について定員の1/2以上が利用」という算定条件を満たしていない。 ・居宅以外の場所に送迎している場合について、事前に利用者と合意のうえで場所を特定した事実が確認できない。
	福祉専門職員配置等加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の有資格者の異動等により、算定要件を満たさなくなった、あるいは加算の型の変更があったのに引続き算定していた。
	欠席時対応加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助の記録がない。 ・欠席の連絡が欠席日の3営業日以前であったのに算定していた。 ・定期的な通院により利用の予定がなかった利用者について算定していた。
	延長支援加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画への位置付けを行っていないのに算定していた。 ・土曜・祝日の営業時間が8時間未満であり、利用者に対して8時間以上の営業時間の前後に指定生活介護のサービスの提供を行っていない日も算定していた。
短期入所	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)と(Ⅱ)、(Ⅲ)と(Ⅳ)の算定誤り(短期入所は、日中におけるサービス提供の有無等により算定する所定単位数が異なる。)
	同一敷地内の日中サービスと短期入所の両方で食事提供加算を算定していた。
自立訓練	訪問時の支援は、サービス管理責任者を中心に検討した上で計画に基づき実施

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
(生活訓練)	しているが、支援計画への記載が漏れていた。また、(記載していないが) 支援計画に基づいて、訪問による「訓練」を実施しているが、内容が支援記録上明確でなかった。
就労系共通	訪問支援特別加算は、利用者の安定的な日常生活を確保するため、連続して5日以上、利用のない者についてその居宅を訪問して支援を行うことにあるが、連続して5日以上の利用が空いていない者について訪問を行った場合に算定していた。また、該当利用者の個別支援計画において、訪問支援を行うことやその標準的な時間が位置付けられていなかった。

共同生活援助	夜間支援体制加算の算定誤り ・外泊等で利用者が夜間支援を受けていない日に加算請求 等
	帰宅時支援の内容や当該利用者の居宅等における生活状況等の記録が残されていないのに帰宅時支援加算を算定していた。
	入院中の支援内容について個別支援計画への位置づけがなく、また入院期間中の支援の記録が不十分な状況で、長期入院時支援加算を算定していた。
	日中支援加算（I）について、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合は算定できないが、算定していた。
	医療連携体制加算（V）の算定にあたり、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る必要があるが、指針が定められていなかった。

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
障害児通所支援 共通	児童発達管理責任者や指導員等の人員欠如に伴う減算未実施
	指導員加配加算を算定しているが、基準上必要な人員配置に加えて1以上の加配がされていなかった。
	関係機関連携加算の算定要件に該当しない会議に参加した場合でも算定していた。
	特別支援加算を算定しているが、特別支援計画が作成されていなかった。
	欠席時対応加算の算定誤り ・利用者等と連絡がとれていない。 ・相談援助の記録がない。 ・欠席の連絡が欠席日の3営業日以前であったのに加算を算定していた。
	送迎加算の算定誤り

	<p>利用者の居宅以外の場所から送迎する場合に、事前に利用者とはあらかじめ文書等により合意のうえで特定の場所を定めていない。</p> <p>延長支援加算の算定誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時間前後の営業時間内の支援についても算定していた。 ・ 個別支援計画への位置づけがない。 ・ 4～5分の延長支援で算定していた。
障害児入所施設 共通	<p>栄養士配置加算（Ⅰ）、及び栄養マネジメント加算では常勤栄養士の配置が必要となるにもかかわらず、他施設との兼務職員のみでの配置で、事実上非常勤栄養士の配置となっていた。</p>
福祉型障害児入 所施設	<p>入院・外泊時加算の算定誤り（入院・外泊の初日や最終日に加算請求）</p>
地域移行支援	<p>体験宿泊加算の算定にあたり、委託先である共同生活援助サービス事業所との間で、請求にかかる調整を行っていない。</p>

II 指定後の手続き

1 メールアドレスの登録

県指定の障害福祉サービス等事業者へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載していますが、より確実に伝えるため、重要な事項については掲載した旨をメールでお知らせしています。

初回のメールアドレス登録後、メールアドレスを変更された場合は、必ず変更後のメールアドレスについて当班「shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp」までご送付ください。

なお、原則、新規指定時に事業所のメールアドレスを障害指導班メールアドレスまでお送りいただくよう依頼していますが、万が一未登録の事業者は、必ずご連絡をお願いします。

《登録手続き（新規）》

事業所等で使用するメールアドレスを上記障害指導班メールアドレスまで送付願います。（1事業所につき、2つまでメールアドレスの登録ができます。）

《登録手続き（変更）》

メールアドレスを変更された場合は、以下のホームページの様式を同じく障害指導班メールアドレスまで送付願います。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/5DCF4D4B34FCB68C49258514000486D6>

※県福祉指導課障害指導班ホームページ（50ページ参照）の検索方法

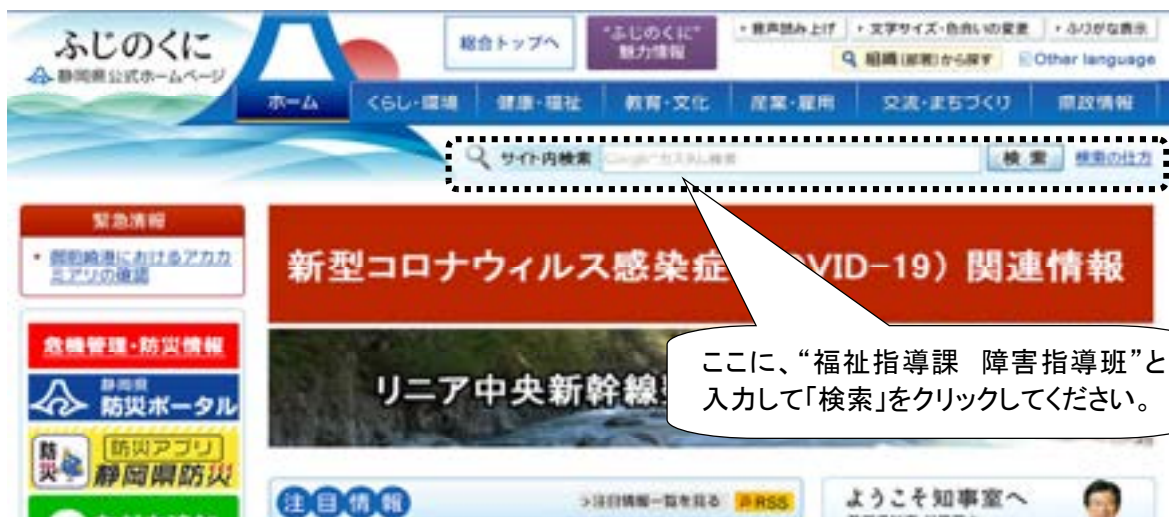
届出・申請手続きに関する事項等が掲載されてますので、ご参照ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/shougai-shidou/shougai-shidou-index.html>

<静岡県ホームページ → 健康・福祉 → 障害福祉 → 障害福祉サービス事業者等の指定、指導・監督 → 福祉指導課 → 障害指導（障害指導班ホームページ）>

または

<静岡県ホームページ → サイト内検索で「福祉指導課**障害指導班**」を検索 → 障害指導班ホームページ>



2 各種届出・申請等

指定を受けた後、指定を受けた内容を変更する場合、報酬算定の内容を変更する場合など、届出や申請が必要となる場合があります。

また、指定の有効期間は6年間ですので、引き続き、障害福祉サービス等の提供を続ける場合は、更新指定を受ける必要があります。

これらの手続きに必要な書式は次のところからダウンロードできます。

＜静岡県ホームページ → 申請書ダウンロード → 健康福祉部 → 福祉長寿局福祉指導課 <http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04?openview&count=1000>>

または

＜静岡県ホームページ → サイト内検索で「福祉指導課障害指導班」を検索 → 障害指導班ホームページ → 書式・様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/syosikiyousiki.html> >

The image shows a screenshot of the Shizuoka Prefecture homepage. The page features a navigation bar at the top with various menu items like 'Home', 'Culture & Environment', 'Health & Welfare', etc. Below the navigation bar, there are several main content areas. A prominent red banner at the top right reads '新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報' (COVID-19 Related Information). Below this, there's a section for 'リニア中央新幹線整備に関する県の対応' (County's Response to Shinkansen Improvement). The main content area is divided into several columns. On the left, there are various service links and information. In the center, there's a '注目情報' (Featured Information) section with a list of news items. On the right, there are promotional banners for 'Buy Shizuoka!' and 'Support Fund'. A callout box with a dashed border points to a link in the left sidebar labeled '申請書ダウンロード' (Application Form Download). The callout box contains the text: 'ここからダウンロード先に移動できます。' (You can move to the download destination from here).

(1) 業務管理体制の届出

障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業など事業者・施設の指定を初めて受けた法人は、「業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）」により届出を行う必要があります（※詳細は42ページ参照）。

また、代表者や法人所在地など届出事項に変更があった場合や、新たに指定を受けたことにより事業所等の数が20以上になった場合、他県で新たに指定を受けた場合等には、届出書の提出が必要になります（届出先が、国又は市町に変わる場合があります）。

⇒届出書の様式

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/4B077F8CB8796B8349257CAD0036FD56>

(2) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

指定申請時に届け出た介護給付費等算定に係る体制等（加算の算定の有無等）に変更が生じた場合には、届出をする必要があります。

介護給付費等算定に係る体制等の変更は、市町に周知する必要から、届出のあった時期により、報酬算定の開始日が次のように決められています。

変更の状況	算定を開始する時期
単位数が増える場合	暦月の15日以前になされた場合→翌月から算定開始 暦月の16日以降になされた場合→翌々月から算定開始
単位数が減る場合 減算適用の場合 (例)人員欠如、定員超過等	速やかに届出 →適用日から減算等を開始

⇒加算関係届出書様式（総合支援法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/BF0EDB745EDEC92649257803001EFA18>

⇒加算関係届出書様式（児童福祉法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/A285481AD836EBB249257B4600178B9A>

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、別途所定の届出書等の提出が必要です。

⇒届出書様式（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogai shido/reiwa3syoguukai zenn.html>

なお、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書において届出を行った事項については、**利用料に係る情報として、事業所内（誰もが見ることのできる場所）に掲示する必要があります。**

(3) 変更届

事業所の名称、所在地、代表者、定款、管理者、運営規程に定められた事項等に変更があった場合には、変更のあった日から10日以内に届出をする必要があります（※詳細は21、22ページ参照）。

変更があった日から10日以内に届け出ることができなかった場合には、遅延理由書を添えてください。

なお、変更後の所在地が静岡市又は浜松市となる場合には、当該市から新たに指定を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。

複数の事業所を有する事業者で、役員・定款等の全ての事業所に共通した内容が変更になった場合は、変更届出書の事業所（事業所番号・名称・所在地・電話番号）及び事業等の種類欄には「別紙のとおり」と記載して、事業所の一覧表を添付すれば、変更届出書及び添付書類は1部の提出で構いません。

ただし、共通の内容とは別に変更事項があった場合には、当該部分については別に変更届出書を提出してください。

⇒届出書様式（総合支援法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/93210A79ED42873D4925780300201B4F>

⇒届出書様式（児童福祉法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/3CCA7EFDE9E1719749257CAD00334756>

※国保連合会の審査支払事務見直しに伴う影響について

平成30年4月分（5月請求時）より、国保連合会の事業所台帳情報（請求前月の状況）の参照ができるようになりました。

国保連合会と県は定期的に台帳情報の連携をしており、事業所が参照できる事業所台帳情報は県の台帳情報を反映させたものですが、参照時期によっては、最新の情報ではない可能性があります。例えば、県から国保連合会のシステムに台帳データを送る前に表示される情報は、県に届け出た加算内容と一致しません。

については、**事業所情報参照画面の右上に表示される「更新日時」**（次ページ参照）をご覧ください。事業所における届出状況の確認をして下さい。

○【サービス情報検索】画面



○【サービス情報詳細】画面

表示対象のサービス情報が明確になるよう、事業所番号等の情報が表示されます。

表示対象のサービス情報が電子請求受付システムへ連携された日時が表示されます。

更新日時 2019年02月01日 19時

事業所番号	1201101111	事業所名称	電子事業所A
サービス種別	11-電子請求	サービス提供開始年月	2019年06月01日 ~ 2020年02月28日
サービス提供終了年月	2019年06月01日	連携開始年月	2019年06月01日
連携状況	連携済み	連携種別	連携済み

以下のサービス種別が登録されています。

サービス種別	登録年月	更新年月	登録種別	更新種別
11-電子請求	2019年06月	2019年06月	連携済み	連携済み

種別	登録年月	更新年月	登録種別	更新種別
11-電子請求	2019年06月	2019年06月	連携済み	連携済み

閉じる

訂正による更新等を判断できるよう、訂正年月日が表示されます。

登録、または更新された年月を確認できるよう、処理年月が表示されます。

※このサービス情報参照画面は、変更する可能性があります。

障害福祉サービス事業所 変更届出必要書類一覧

変更事項	必要書類
1 事業所(出張所等を含む。)又は施設の名称及び所在地 ※運営規程・平面図の変更も必要	① 賃貸借契約書(住所変更・賃貸物件の場合のみ)
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条例等 ② 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可
3 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る変更に関する変更に限る)	① 法人登記事項証明書又は条例等 ※コピー不可(原本証明があれば可) ② 定款・寄附行為(就労A型以外は提出不要)
4 建物の構造概要及び建物又は事業所(出張所等を含む。)の平面図並びに設備の概要	① 付表(共同生活援助以外は省略可) ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内図等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 ※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要
5 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④は省略可
6 事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② サービス管理責任者の経歴書 ③ サービス管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ サビ管研修・相談初任者研修の修了証の写し(基礎・実践・更新) ⑥ 資格証(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ サビ管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
7 運営規程	① 運営規程(変更後) ② 変更箇所・変更内容が分かる資料(書式は任意)
8 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
9 協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
10 事業所の種別(併設事業所、空床利用型事業所の別)	① 付表
11 併設事業所における利用者の推定数又は空床利用型事業所における当該施設の入所者の定員	① 付表 ② 変更内容が分かる資料(任意)
12 重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの種類	① 付表
13 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	① 付表 ② 変更内容が分かる資料(任意)
14 医療機関との協力体制の概要	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
15 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 付表(省略可) ② 勤務形態一覧表 ③ サービス提供責任者の経歴書 ④ サービス提供責任者の雇用契約書・辞令等の写し ⑤ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑥ 資格証の写し ※ サビ管の交代を伴わない場合、経歴書以外の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーが必要
16 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ※相談支援専門員の変更	① 勤務形態一覧表 ② 相談支援専門員の経歴書 ③ 相談支援専門員の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 相談初任者研修・更新研修の修了証の写し ⑥ 資格証の写し(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ 相談員の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
17 関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要	① 付表
18 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	① 付表

※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること(参考様式あり)。
※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。

障害児通所支援事業所・障害児入所施設 変更届出必要書類一覧

変更事項	必要書類
1 事業所（出張所等を含む。）又は施設の名称及び所在地 ※運営規程・平面図の変更も必要	① 賃貸借契約書（住所変更・賃貸物件の場合のみ）
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条列等 ② 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の契約書 ※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可
3 登記事項証明書又は条列等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	① 法人登記事項証明書又は条列等 ※コピー不可（原本証明があれば可）
4 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	① 医療法第7条の許可について確認できる書類
5 建物の構造概要及び建物又は事業所（出張所等を含む。）の平面図並びに設備の概要	① 付表（共同生活援助以外は省略可） ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内图等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 ※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要
6 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の契約書 ※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④の提出は省略可
7 事業所又は施設の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 児童発達支援管理責任者の経歴書 ③ 児童発達支援管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 児童管研修・相談初任者研修の修了証の写し（基礎・実践・更新） ⑥ 資格証（実務経験の期間短縮の場合に必要） ※ 児童管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
8 運営規程	① 運営規程（変更後） ② 変更箇所・変更内容が分かる資料（任意）

※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること（参考様式あり）。
※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。

(4) 廃止届、再開届、指定辞退申出

<1> 休・廃止届（入所施設以外の各サービス）

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の1月前までに届出をする必要があります。

⇒届出書様式（総合支援法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/411F64CE5BBB0D7E49257CAD0033D7EB>

⇒届出書様式（児童福祉法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/2C4A410853C827FD492578470007CF51>

<2> 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。

⇒届出書様式（総合支援法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/411F64CE5BBB0D7E49257CAD0033D7EB>

⇒届出書様式（児童福祉法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/2C4A410853C827FD492578470007CF51>

<3> 指定辞退申出（障害者支援施設、障害児入所施設）

入所施設は、3月以上の予告期間を設けて、指定辞退申出書を提出して、指定を辞退することができます。

⇒届出書様式（総合支援法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/411F64CE5BBB0D7E49257CAD0033D7EB>

⇒届出書様式（児童福祉法関係）

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/2C4A410853C827FD492578470007CF51>

(5) 変更申請（特定障害福祉サービス、障害者支援施設）

特定障害福祉サービス等（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス）の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ変更承認を受ける必要があります。

また、障害者支援施設が入所定員を増加しようとするとき、施設内日中系サービスの生活介護の利用定員を増加しようとするとき、生活介護をはじめとする施設内日中系サービスを廃止しようとするとき、施設内日中系サービスを追加しようとするときも、変更承認を受ける必要があります。

これらの場合には、事業所・施設が所在する市町の障害福祉計画値との整合性を含めて審査を行うため、事業者は市町から同意書の交付を受けてから申請を行う必要があります。早めに準備が必要です。

⇒申請書様式

障害者：

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/A0BCA5140C48382249257803001BC195>

障害児：

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/6D3E8AF7005DB103492578470005C703>

注意！

新たに生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス及び児童発達支援の指定を受ける場合も、上記と同様に準備・審査に時間がかかります。

(6) 指定更新申請

指定の有効期限は、6年です。6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

指定の更新を受ける際の流れは、次のとおりです。

種類	ポイント
1 更新申請	<ul style="list-style-type: none">該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定更新申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません）。必要な書類をすべて揃え終えたら、県の担当者に提出してください。（持参又は郵送（簡易書留等））更新申請は、原則として指定有効期限の3か月前から受け付けます。
2 審査	<ul style="list-style-type: none">県では、指定基準に対する適否（欠格要件該当者、人員の過不足等）を確認します。必要に応じ書類の訂正、差替えをお願いします。
3 指定	<ul style="list-style-type: none">審査の結果、問題がなければ、指定は更新され、審査結果通知書が送付されます。

⇒申請書様式

障害者：

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/A0BCA5140C48382249257803001BC195>

障害児：

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/6D3E8AF7005DB103492578470005C703>

(7) その他の届出

〈1〉 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動系サービス等に係る届出

日中活動系サービスが、事業運営（主に就労作業内容）上の事情により、月の支給決定日数（上限は、各月の日数から8日を控除した日数）を超える支援が必要な場合には、3か月以上1年以内の期間で、各月の支給決定日数の合計の範囲内であるよう調整することを条件としてこの届出書を提出し、受付された場合に、その利用が可能となります。

なお、この対象期間に変更が生じた場合には変更届（様式は、通常の届出書と同じ様式）の提出が必要です。

⇒届出書様式

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/4554783B0929F46049257CAD00382E1B>

〈2〉 就労継続支援A型における利用者負担減免の届出

利用者負担のある就労継続支援A型利用者について、事業者が利用者負担を減免し、その分の費用を事業者が負担する場合には、実施届の提出が必要です。

⇒届出書様式

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/E4970B6E3E9B741149257CAD00367EBF>

3 障害福祉サービス等情報公表システムへの登録

平成30年4月1日より、障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。障害福祉サービス等情報の報告及び公表にあたっては、障害福祉サービス等が圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス等情報が閲覧、検索出来るよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて一元的に行うこととしています。

各事業所におかれましては、毎年度作成される実施要綱に基づき、**定められた期間までに当該システムで公表している内容の更新をしてください。**

(参考) 令和3年度静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱

1 (略)

2 実施要綱の内容

実施要綱の内容は、次のとおりとする。

(1) 基準日

各年4月1日とする。

(2) 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

(3) 公表等の対象となる事業所

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象とする。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条

の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象とする。

(4) 報告

ア 報告の内容

(7) 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。

(4) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

イ 報告の方法

事業者は、公表システムを通じ知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

ウ (略)

エ 報告の期限

(7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年7月31日とする。

(4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日から2か月以内とする。

オ 情報の更新の取り扱い

(7) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、報告を行うこととする。

(4) 上記(7)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとする。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

3 (略)

※参考：県障害指導班（障害福祉サービス等情報公表制度）ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kohyo.html>

Ⅲ 最低基準・指定基準

1 静岡県条例及び規則の概要

障害者総合支援法、児童福祉法の改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の基準を都道府県の条例で定めることとなり、静岡県においても、以下の条例及び規則を制定し、**平成25年4月1日から施行しています。**

なお、一般相談支援事業については、引き続き厚生労働省令の指定基準により指定、指導を行います。

制度の趣旨や一般原則（基本方針）等については条例で定め、具体的な基準を規則で定めています。

なお、規則において定めた基準の内容は、基本的に全て厚生労働省令と同内容（非常災害対策の努力義務の上乗せを除く）であり、厚生労働省令の解釈通知や告示・Q & Aの内容も全て遵守する必要があります。

(1) 障害福祉サービス事業：県条例、県規則

	最低基準	指定基準
対象	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助
条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第36号)	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第34号)
規則	障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第21号)	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第19号)
解釈通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号(令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

(2) 障害者支援施設：県条例、県規則

	最低基準	指定基準
条例	障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第38号)	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第35号)
規則	障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第23号)	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第20号)
解釈通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号 (令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

(3) 障害児通所支援

①障害児通所支援 (児童発達支援センターを除く)：県条例、県規則

	最低基準	指定基準
対象		児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
条例		指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第32号)
規則		指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第17号)
解釈通知		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号 (令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

②児童発達支援センター：県条例、県規則

	最低基準 (児童福祉施設* ¹ としての基準)	指定基準
条例	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

	(平成25年静岡県条例第29号)	(平成25年静岡県条例第32号)
規則	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第14号)	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第17号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号 (令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))	

(4) 障害児入所施設：県条例、県規則

	最低基準 (児童福祉施設※ ¹ としての基準)	指定基準
対象	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	
条例	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第29号)	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第33号)
規則	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第14号)	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第18号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第13号) (令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))	

※1 児童福祉施設

児童福祉施設とは、児童福祉法に次のように定められています。児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス事業所は、児童福祉施設としての位置づけはありません。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、**障害児入所施設、児童発達支援センター**、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

(5) 一般相談支援事業：国の省令（基準省令）

	最低基準	指定基準
規則		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号 (令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正現在))
解釈通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号 (令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

2 非常災害対策の概要

(1) 該当する規則及び条項

規則名	該当条文	
指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	療養介護	第70条
	生活介護	第93条（第70条を準用）
	共生型生活介護	第93条の5（第70条を準用）
	短期入所	第108条（第70条を準用）
	共生型短期入所	第108条の4（第70条を準用）
	自立訓練（機能訓練）	第147条（第70条を準用）第
	共生型自立訓練（機能訓練）	第147条の4（第70条を準用）
	自立訓練（生活訓練）	第157条（第70条を準用）
	共生型自立訓練（生活訓練）	第157条の4（第70条を準用）
	就労移行支援	第170条（第70条を準用）
	就労継続支援A型	第183条（第70条を準用）
	就労継続支援B型	第188条（第70条を準用）
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則	障害者支援施設	第47条
指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	児童発達支援	第39条
	共生型児童発達支援	第53条の5（第39条を準用）
	医療型児童発達支援	第69条（第39条を準用）
	放課後等デイサービス	第76条（第39条を準用）
	共生型放課後等デイサービス	第76条の2（第39条を準用）
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則	福祉型障害児入所施設	第36条
	医療型障害児入所施設	第56条（第36条を準用）

(2) 具体的内容

入所者や利用者の安全・安心の確保は特に重要であり、その中でも非常災害対策については、想定される駿河トラフから南海トラフにかけての巨大地震等の大規模災害等への備えとして、平成23年3月に発生した東日本大震災などの教訓を活かした適切な対応が求められているため、県が策定した「障害者福祉施設における災害対応マニュアル」を勘案し、省令基準に上乘せした努力規定（避難訓練等における地域との連携、従業者の防災教育、食料等の備蓄）を設けたものです。

国省令の基準	本県の基準
<p>1 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、周辺環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。</p> <p>4 指定障害福祉サービス事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5 指定障害福祉サービス事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。</p> <p>6 指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。</p>

IV その他

1 事故報告・感染症発生時の対応

(1) 事故報告について

障害福祉サービス等に係る事故が発生した場合は、**利用者の家族、支給決定市町**（障害児入所の場合は、県・政令市等児童相談所）、**指定権者**（県福祉指導課障害指導班）への報告及び事業所・施設における記録の作成・保存が義務付けられていますが、**下記に示した事故については、必ず県福祉指導課障害指導班に報告してください。**

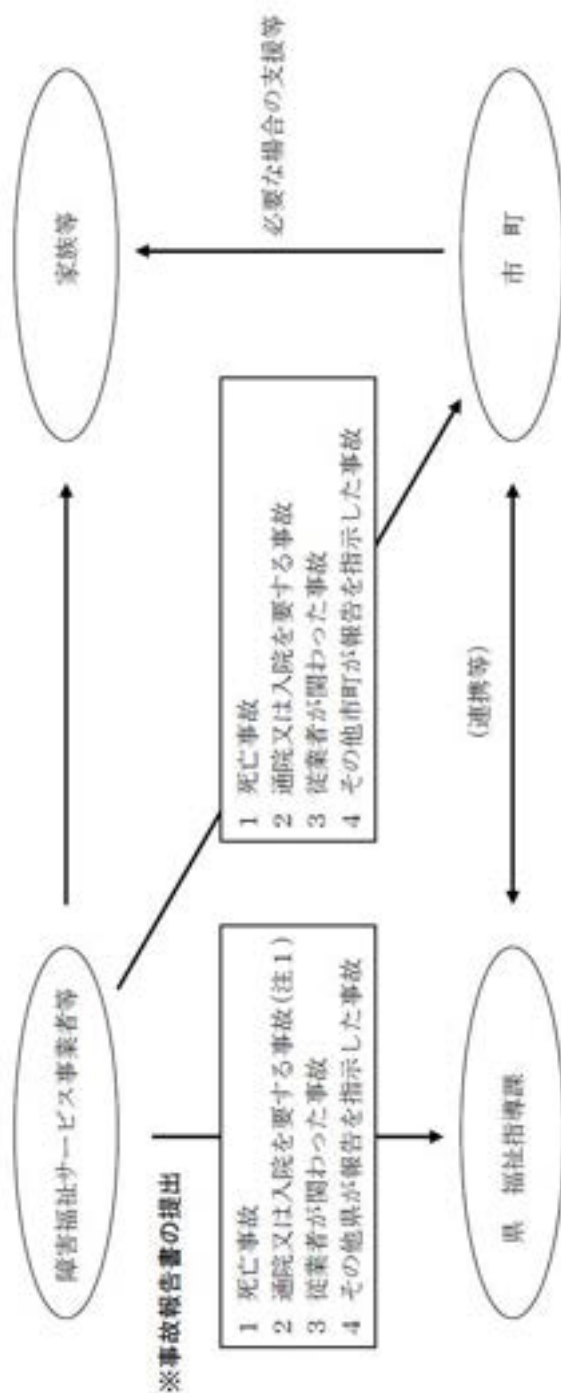
なお、所定の様式は、別添のとおりですが、項目が共通であれば事業所等独自の様式による報告で差し支えありません。

<指定権者（県福祉指導課障害指導班）に報告すべき事故>

次のいずれかの事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、市町村の指示に従うものとする。

- ① 死亡事故
- ② 重篤な傷害事故（入院1週間以上又は全治1か月以上）
- ③ 事故発生に従業者が関わった事故
- ④ その他報告を指示した事故

障害福祉サービスの提供に係る事故報告手順



注1：通院又は入院を要する事故のうち、重篤でないもの（入院1週間未満または全治1か月未満）については、県への報告は要しない。

【参考】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準
(事故発生時の対応)
- 第40条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準
(事故発生時の対応)
- 第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

令和 年 月 日

事故報告書（障害者総合支援法によるサービス・施設）

事業所名 及び所在地			事業・施設 の種類		
発生日時			発見日時		
利用者の氏 名			障害支援区分		
性別 (○をつける)	男・女	年齢	歳	市(区)町名 (援護の実施 者)	
発生の状況 (原因、発見時 の状況等含む)					
発生の要因					
ケガ等の状 況 及びその対 応	(ケガ等の状況)				
	(対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因					
家族への対 応 及びその反 応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	(家族の反応等)				
事故後の対策 等					
その他					

令和 年 月 日

事故報告書（児童福祉法によるサービス・施設）

事業所・施設名 及び所在地			事業・施設 の種類		
発生日時			発見日時		
利用者の氏名			支給決定を受 けた保護者氏 名		
性別 (○をつける)	男・女	年齢	歳	縣市(区)町名 (援護の実施 者)	
発生の状況 (原因、発見時の 状況等含む)					
発生の要因					
ケガ等の状況 及びその対応	(ケガ等の状況)				
	(対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因					
家族への対応 及びその反応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	(家族の反応等)				
事故後の 対策等					
その他					

(2) 感染症集団発生時等における対応について

県所管の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などの社会福祉施設等において、食中毒や感染症の集団発生等が発生した場合には、速やかに**県福祉指導課及び管轄の保健所、市町の障害福祉担当課への報告**をお願いします。

(参考)社会福祉施設等における感染症等発生時における報告等の流れ (41ページ参照)

また、職員を対象とした感染症対策に関する研修を定期的で開催するなど、日頃から感染症、食中毒の発生又はまん延防止のための取り組みを徹底してください。

なお、報告様式は、別添のとおりです。

<感染症の集団発生として報告すべき案件>

- ① 同一の感染症若しくは食中毒又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

なお、報告書は状況が変化するごとに〔第〇報〕と記載し、終息するまで随時作成、報告してください。

(3) 新型コロナウイルス対策に関する対応について

施設等における新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みの参考にさせていただくため、以下のURLにて感染症が発生した場合の業務継続計画の参考例等をお示ししています。

⇒新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアル(FAQ)等について

<http://www.https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronafaq.html>

- ① 福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル (FAQ)
- ② 福祉施設のための新型コロナウイルス感染対策事例集
- ③ 感染予防チェックリスト
- ④ 感染が疑われる者が発生したときの対応フロー

社会福祉施設等感染症等発生報告書(第 報)

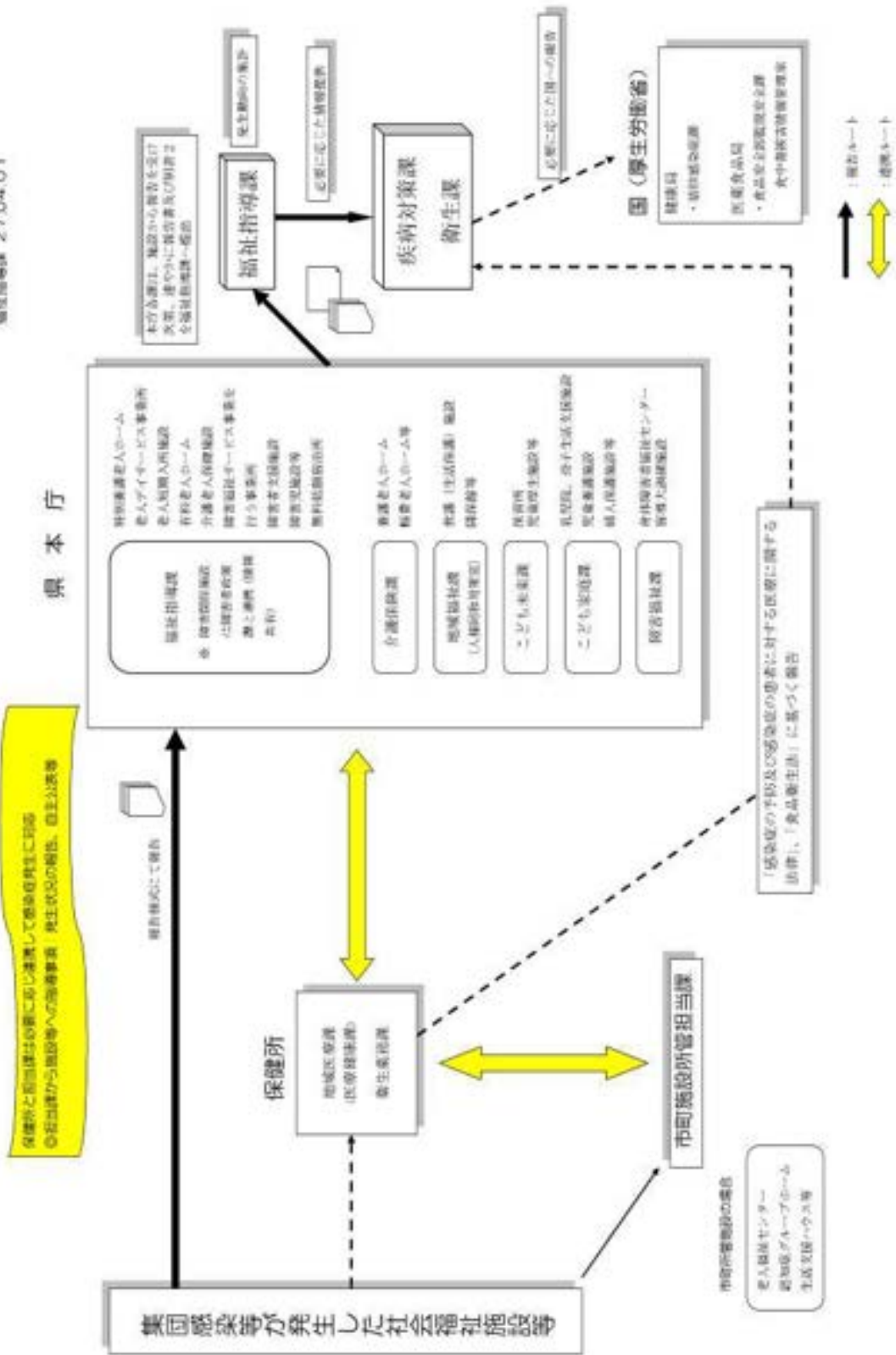
〇〇課

事業所・施設名		報告(作成)日	令和 年 月 日	
所在地		事業・施設の種類		
経営主体		利用者数		
施設長名		職員数		
担当者名		連絡先	TEL	
発 症 の 状 況	患者総数	人	利用者 人 (男 人・女 人) 職員 人 (男 人・女 人)	
	現在の患者数	人	利用者 人 (男 人・女 人) 職員 人 (男 人・女 人)	
	発症日	令和 年 月 日	年 齢 利用者 (歳～ 歳) 職員 (歳～ 歳)	
	終息日	令和 年 月 日		
	症状の程度			
	入院の有無	無・有(人)	利用者 人 (男 人・女 人) 職員 人 (男 人・女 人)	
	死亡の有無	無・有(人)	利用者 人 (男 人・女 人) 職員 人 (男 人・女 人)	
	受診医療機関			
	その他参考となること			
	施設 の 対 応 状 況	有症者への対応		
衛生管理状況				
その他				
担当課から施設への指導内容				
判 明 次 第	菌検査等の結果	(令和 年 月 日記載)		
	発生原因 感染経路等	(令和 年 月 日記載)		

社会福祉施設等における感染症等発生時における報告等の流れ

参考

福祉部編 27.04.01



2 業務管理体制の届出

事業者が自ら制度に関する情報を集めて理解を深め、正しく業務を行うためのチェック体制を築いていることが、指定障害福祉サービスの制度運用の前提になっています。これに対応して、指定障害福祉サービス事業者等には、法令遵守等の業務管理体制を整備して届出を行うことが義務付けられています。

また、規模区分が変更になった場合、他県で新たに指定を受けた場合、届出事項に変更があった場合は所定の様式により随時届け出る必要があります。(下記(1)～(4)参照)

なお、**届出に係る事業所・施設が静岡市又は浜松市のいずれかのみ**に所在する**指定事業者等は、業務管理体制の届出先が各市となります**。(この届出先の変更にあたっては、各事業者等から各市への届出書の提出は不要で、県から各市へ移管処理されています。)

→県福祉指導課障害指導班ホームページ（業務管理体制のページ）

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/shougai-shidou/gyoumukan_nri.html

(1) 事業者が整備する業務管理体制

①体制整備が必要な事業者等の種別

以下の事業所・施設の指定を受ける事業者等が、以下の5つの事業所・施設種別ごとに体制を整備するよう義務付けています。

・指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設
・指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所
・指定障害児通所支援事業所
・指定障害児入所施設
・指定障害児相談支援事業所

②具体的な整備内容

事業者等が運営・設置する事業所や施設の数に応じて、整備の内容が異なります。

区 分	小規模	中規模	大規模
種別ごとの事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の整備の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

事業所等の数の数え方

(例1) **A事業所**：居宅介護、重度訪問介護

B事業所：居宅介護、重度訪問介護、同行援護

→訪問系事業所は、AとBの2ヶ所ですが、「事業所等の数」は、指定を受けている数でカウントしますので、この場合は5となります。

(例2) **C施設**：障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、就労移行支援、短期入所）

→障害者支援施設は、施設ごとに指定を受けているので、「事業所等の数」は、施設日中系サービスの数に関わらず、1施設につき1となります。ただし、短期入所は障害福祉サービスとしては別指定であることから、別途カウントし、この場合の「事業所等の数」は2となります。

(例3) **D事業所**：一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援、障害児相談支援

→地域移行支援・地域定着支援はそれぞれカウントし、「事業所等の数」は、一般相談と特定相談を合わせて3となります。なお、障害児相談の「事業所等の数」は、別途1となります。

(例4) **E施設**：障害児入所施設、経過的施設入所支援、経過的な生活介護、短期入所

→障害者支援施設と短期入所とで「事業所等の数」は、2となります。なお、障害児入所施設の「事業所等の数」は、別途1となります。

・上記、例1～4までを同一法人が指定を受けている場合、

	事業所・施設の種別	事業所等の数	整備内容・届出先
①	指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	9	・法令遵守責任者を選任 ・全て指定都市を除く静岡県内に所在する事業所・施設であれば県に届出
②	指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者	3	・法令遵守責任者を選任 ・全て指定都市を除く静岡県内に所在する事業所・施設であれば県に届出
③	指定障害児通所支援事業者	0	
④	指定障害児入所施設 ※指定発達支援医療機関（旧指定医療機関）は整備対象外	1	・法令遵守責任者を選任 ・指定都市を除く静岡県内に所在する事業所・施設であれば県に届出
⑤	指定障害児相談支援事業者	1	・法令遵守責任者を選任 ・所在する市町に届出

法令遵守責任者・・・法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法・児童福祉法及び同法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

法令遵守規程・・・業務が法令に適合することを確保するための規程

法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも障害者総合支援法・児童福祉法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、同法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

(2) 届出書に記載すべき事項

	届出事項	対象となる事業者
1	事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

(3) 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

区分		届出先 (H27～)
1	各種別の指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 ^{※1}
2	特定相談支援（一般相談支援を行わない事業者）又は障害児相談支援のみを行う事業所であって、指定事業所が同一市町内にのみ所在する事業者	事業所等が所在する市町長 ^{※2}
3	上記1、2以外の事業者	
	① 各種別の指定事業所が同一指定都市内（静岡市、浜松市）にのみ所在する事業者	指定都市の長 （静岡市、浜松市）
	② 上記以外の事業者	静岡県知事

※1 厚生労働省担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係

※2 各市町にお問い合わせください。

(4) 届出に必要な様式（県への届出の場合）

届出書の様式掲載ページ

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/4B077F8CB8796B8349257CAD0036FD56>

① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

（障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項）（児童福祉法第21条の5の26第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む）、第24条の38第2項）

県施行細則（者）様式第3号の3（児）様式第3号の5

② 事業所の追加等により事業展開地域が変更となり届出先区分の変更が生じた場合

注）区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

（障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項）（児童福祉法第21条の5の26第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む）、第24条の38第4項）

例：静岡県のみで事業展開していた事業者が、新たに愛知県においても事業を開始した場合

届出先 静岡県知事 → 厚生労働省に変更

県施行細則（者）様式第3号の3（児）様式第3号の5

③ 届出事項に変更があった場合

（障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項）（児童福祉法第21条の5の26第3項（第24条の19の2において準用する場合を含む）、第24条の38第3項）

例：法人代表者の変更

※以下の項目について変更があった場合届出が必要です。

- 1 氏名（法人にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名）
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 連絡先（電話番号、FAX番号）
- 4 住所（法人にあつては、その代表者の住所）
- 5 法人・個人の種別
- 6 生年月日（法人にあつては、その代表者の生年月日）
- 7 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 8 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 9 業務執行の状況の監査の方法の概要

県施行細則（者）様式第3号の4（児）様式第3号の6

- ・ 現在、上記①の届出をしている場合であっても、今後、上記②、③の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。
- ・ 児童福祉法関係様式については、上記③の届出事項の中に「事業所名称等及び所在地」が含まれていますが、事業所等の指定や廃止等により、その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。（事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません）

ません。)

<よくある届出誤り>

×「事業者（法人）番号」欄に、事業所番号や国税庁の法人番号を記載している。

⇒ 業務管理体制の整備に関する事業者（法人）番号は、**アルファベット（者：B、児：D）から始まる17桁の番号です**。「業務管理体制整備に関する事業者（法人）番号について（通知）」で番号を通知しております。なお、新規の場合は記載不要です。

×法人代表者が変更となったが、「業務管理体制の整備届出事項変更届出書」を届け出していない。

⇒ 変更届だけでなく、業務管理体制の整備届出事項変更届出書も忘れず提出しましょう。

×障害者サービスと障害児サービスを運営しているが、障害者サービス分しか届け出していない。

⇒ 根拠条文ごとの届出となるため、障害者総合支援法に基づく届出と、児童福祉法に基づく届出の双方が必要です。事業者（法人）番号もそれぞれ異なります。

×法人代表者や法令遵守責任者の変更に当たり、生年月日の変更を忘れている。

⇒ 法人代表者や法令遵守責任者の生年月日も届出事項です。「生年月日（法人にあっては、その代表者の生年月日）」の項目に○をつけ、変更内容欄に忘れずに記載してください。

(5) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった法人（事業所・施設）に対して、下記の検査を実施します。

① 検査の種類

○一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、平成26年度から定期的実施しています。

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

イ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

ウ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

※ イは中規模及び大規模事業者、ウは大規模事業者が対象

○特別検査

事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

ア 業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証

イ 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

② 検査実施機関

2(3)の届出書の届出先と同じです。

3 静岡県福祉指導課障害指導班のホームページ

福祉指導課障害指導班のホームページには、事業者向けのお知らせのほか、指定基準、指定申請等の手続きの流れ、各種の様式など掲載しています。

(1) アクセス方法

① 福祉指導課ホームページアドレス (49ページ参照)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/toppage.html>

＜静岡県ホームページ → 健康・福祉 → 障害福祉 → 障害福祉サービス事業者等の指定、指導・監督（＝福祉指導課障害指導班ホームページへ）＞

※各種の検索エンジンで「静岡県福祉指導課」と検索しても、福祉指導課のホームページに直接アクセスすることができます。

② 福祉指導課トップページ、障害指導班トップページのイメージ (49、50ページ参照)

福祉指導課及び障害指導班トップページの画面イメージは49、50ページ参照ください。

(2) 主な掲載事項

① 事業者向けのお知らせ、新着情報 (50ページ参照)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/shougai-shidou/shougai-shidou-index.html>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/jigyoshonominasama.html>

事業者向けの各種依頼や通知等を掲載しています。

また新着情報等を掲載した際は、掲載した旨を、事前に登録いただいたメールアドレスにお知らせしています。重要なお知らせも多いので、メールやホームページをこまめに確認してください。

② 障害福祉サービス事業者指定等に関するご質問について (51ページ参照)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/shitsumonhyou.html>

障害指導班への障害福祉サービス事業者指定等に関する質問は、ホームページ内の「障害福祉サービス事業者指定等に関する質問票」によりメールにて送付いただくようお願いしていますので、ご参照ください。

尚、よくある質問を同じページのFAQに掲載しておりますので、質問を行う前にご確認ください。

③ 各種届出・申請様式 (52ページ参照)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/syosikiyousiki.html>

指定基準の概要等を掲載しています。各種手続きのための様式は、「申請書ダウンロードサービス（健康福祉部関係様式掲載箇所）」へのリンクを貼っています。

届出の多い変更届についても、届出が必要となる事項や、必要な添付書類を掲載していますので、届出忘れがないようお願いします。

④ 実地及び書面指導事前提出資料の様式（53ページ参照）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shougaipIn/plan/sidousiryous.html>

実地及び書面指導事前提出資料の様式は、ホームページに掲載しています。事前に作成して提出してください。

なお、実地及び書面指導のお知らせや事前提出資料の提出期限は、該当の事業所に対して個別に通知しています。

※福祉指導課ホームページ

The screenshot shows the homepage of the Fujinochi website. At the top, there is a navigation bar with links for 'ホーム', 'くらし・環境', '健康・福祉', '教育・文化', '産業・雇用', '交流・まちづくり', and '県政情報'. Below the navigation bar is a search bar and a '総合トップへ' button. The main content area features a green banner for '福祉指導課トップページ' and a section titled '【重要なお知らせ】' (Important Notice). The notice contains three items: a link to a manual for cluster-based training, an announcement that '法人児童指導' (Corporate Child Guidance) was added to the department's services as of April 1, 2025, and a note that the department's services have moved from the '地域福祉課 指導第1・2班' to the '福祉指導課 法人児童指導班' as of April 1, 2025. Below the notice, there are three large blue buttons: '法人児童指導', '介護指導', and '障害指導'. The '障害指導' button is circled in black and has a large red arrow pointing to it from the right. At the bottom of the page, there is a contact information section titled 'お問い合わせ' (Contact Us) with the following details: 健康福祉部福祉長寿局福祉指導課, 〒420-8681 静岡市葵区道平町9-6, 電話番号: 054-221-2522 (法人児童指導), 2409 (介護指導), 3771 (障害指導), ファックス番号: 054-221-2142, メール: fukushishidou@pref.shizuoka.lg.jp.

※「②障害福祉サービス事業者指定等に関するご質問について」ページ新

ふじのくに
静岡県公式ホームページ

総合トップへ “ふじのくに” 魅力情報

サイト内検索 検索

検索の仕方

ホーム > 健康・福祉 > 社会福祉・高齢者福祉 > 福祉指導課トップページ > 障害福祉サービス事業者指定等に関する御質問について

更新日：令和3年8月31日

障害福祉サービス事業者指定等に関する御質問について

障害福祉サービス事業者指定等に関する御質問について

障害指導課への障害福祉サービス事業者指定等に関する御質問は、以下の「[障害福祉サービス事業者指定等に関する御問票](#)」により、メールにて御質問いただくようお願いいたします。

よくある質問を下にFAQとして掲載しております。今後、問い合わせの多い事項については追加で掲載していく予定ですので、質問を行う前に御確認下さい。

いただいた御質問にはできるだけ早く回答するようにいたしますが、内容によっては、厚生労働省に確認を要するもの等、正確性を期すため、ある程度の日数を要することについて御了承願います。

※ 令和3年度報酬改定についてですが、厚生労働省から公開されていない情報については、自治体でも把握していないため、お問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、御了承ください。

御問票様式

[障害福祉サービス事業者指定等に関する御問票](#)

[障害福祉サービス事業者指定等に関する御問票（記載例）（PDF：878K）](#)

注意事項

1. メールの件名は、「【御問票】（事業所名・所在市町名）」としてください。
2. 送付先は、障害指導問票メール（shougai-shitsumer@pref.shizuoka.lg.jp）です。
3. 御問票は御問票1枚につき1項目としてください。

送付先

障害指導問票メール（shougai-shitsumer@pref.shizuoka.lg.jp）

FAQ

[FAQについて（随時更新中）（PDF：1800K）](#)

[FAQについて（随時更新中）（PDF：1800K）](#)

[福祉SI）児童指導員の資格要件とその資格要件の証明書類について（PDF：749K）](#)

お問い合わせ

健康福祉部福祉長寿局福祉指導課
〒428-8681 静岡市葵区迫手町9-6

質問票（様式）を使用ください。新

質問送付用メールアドレス新着

よくある質問集（FAQ）新着

※「③各種届出・申請様式」ページ



[総合トップへ](#)

["ふじのくに" 魅力情報](#)

検索
[検索の仕方](#)

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [社会福祉・高齢者福祉](#) > [福祉関連トップページ](#) > [障害福祉ホームページ](#) > [書式・様式](#)



障害児サービス関係（届出様式）新



障害者サービス関係（届出様式）新

障害児サービス（通所・入所）	障害者サービス（訪問・通所・入所）
届出（新規・更新・変更）申請書式	届出（新規・更新・変更）申請書式
廃止（廃止）・休止・再開届書式	廃止（廃止）・休止・再開届書式
変更届書式	変更届書式
加算関係（体制編）書式	加算関係（体制編）書式
社会福祉事業の開始、施設設置、変更、休止、廃止届出 書式	社会福祉事業の開始、施設設置、変更、休止、廃止届出
	利用日数の特例を受ける日中活動サービス等に係る届出書
	部分継続支援A型における利用者負担減免の届出書類

共通
業務管理体制の整備等の届出 書式
メールアドレス・電話・FAX番号変更届
改算報告・運営計画・決算報告
施設等会契約書
令和2年度 福祉・介護福祉施設改算加算等の届出
令和2年度 福祉・介護福祉施設改算加算等実績報告書
令和3年度 福祉・介護福祉施設改算加算等の届出関係
社会福祉法人の登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置に係る書式

お問い合わせ

健康福祉部福祉長寿局福祉総務課
 〒420-8681 静岡市葵区道手町9-6
 電話番号：854-221-3771
 ファックス番号：854-221-2142
 メール：shougai-shidou@ref.shizuoka.lg.jp

※「④実地指導提出資料様式」ページ

障害福祉サービス事業者等指導資料（通常時・書面指導時）

令和3年度指導方針（必ず読んでください）（PDF）2021年

<実地指導（通常時）事前提出資料>・・・通知で指示された期限までに必要部数を郵送で提出してください（各2～3部）

- ・事前提出資料の様式（表紙、配置状況・勤務状況・請求状況・計画作成状況等の調査）
- ・主観事項・着目点確認結果記載様式（ワード：4/20）※入所系施設・児童センターの最低基準以外
※上記の結果記載様式への記入に用いた「主観事項及び着目点」は、当日準備資料としてご用意願います（事前提出不要）。
- ・主観事項・着目点※入所系施設・児童センターの最低基準のみ
- ・最近の「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」※原に提出した書式のコピー
- ・事業所・施設の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・利用者との雇用契約書様式（試用継続支援A型のみ）
- ・施設平面图※運営規程・契約書式・重説の事前提出は不要（当日1部を印刷して用意しておいてください）
- ・事業所・施設の組織図

<実地指導（通常時）当日準備資料>・・・提示を求められた場合に速やかに提示できるように当日準備するもの

- ・人員に関する書類（勤務予定、出勤簿・タイムカード、資格証・実務経験証明、辞令・雇用契約等）
- ・設備に関する書類（商品台帳、設備の保守点検記録等）
- ・運営に関する書類（運営規程、利用契約書、重説、利用記録表、ケース記録、日報、個別支援計画・作成資料、利用申込等）
- ・請求に関する書類（請求明細、サービス実績記録、給付費・自己負担の請求・徴収の控え等）
- ・生産活動に関する書類（出勤簿、決算書類、請負契約、施設外の日照等）
- ・「主観事項及び着目点」※主観事項・着目点確認結果記載様式を作成する際にチェックしたことを確認します。

<実地指導（書面指導）用提出資料> ※「指定した1週間」は郵送された実施通知の記載を確認してください。

提出期限までに郵送で提出してください。必要部数は実施日の通知により確認してください（各1部）。

1. [事前提出資料様式（ダウンロード）](#)（表紙・配置状況・勤務状況・請求状況・計画作成状況等の調査）・・・「指定した1週間」を含んだ1か月分
2. [主観事項・着目点確認結果記載様式（ワード：4/20）](#)（入所系・児童発達支援センターの最低基準以外）
3. [主観事項・着目点](#)（入所系・児童発達支援センターの最低基準部分）
4. 利用者との雇用契約書様式（試用継続支援A型のみ）・・・未使用の物若しくは最近で契約した1名分のコピー
5. 運営規程・・・最新の物
6. 勤務予定表・出勤簿・タイムカード（いずれかのコピー）・・・「指定した1週間」を含んだ1か月分
7. 雇用契約・資格証のコピー・・・全頁分（ただし、過去3年以内に当該施設の申請・届出で提出済みの物は省略可。縮小・両面コピー可）
8. （実施しているサービス毎に）利用者1名分の以下の資料のコピー（例 試別Aと試別Bの多機能→ 試別A 1名分 + 試別B 1名分）
 1. 利用契約書・重要事項説明書・受給者証コピー

2. 利用記録（ケース記録）・日報・・・「指定した1週間」のみで可
 3. 近郊の個別支援計画と作成に必要な資料（面接・アセスメント・モニタリング・横断会議の記録） ※短期入所の場合はそれらに相当するもの
 4. 請求明細・サービス実績記録（確認印等のあるもの）・給付費の自己負担及び特定費用の請求領収書類の控え
 5. 送迎加算・欠費時等対応加算・事業所内相談支援加算・重度障害者支援加算（個別支援）の算定に必要な支援が、算定日に行われた事が確認できる資料）・・・「指定した1週間」のみ
9. [新型コロナウイルス感染対策チェック表（エクセル：48KB）](#)
10. [実務管理体制に係る一般検査調査書](#)
11. 上記以外で提出を求められた資料（指示があった場合のみ）

<指導結果に改善指導事項があった場合>・・・下記の様式を使用して、期日までに改善報告をしてください。

- ・障害福祉サービス事業者等の実地指導結果に係る是正・改善計画について（[様式4（ワード：33KB）](#)）
- ・実地指導結果に基づく介護給付費等返還計画について（[様式5（ワード：37KB）](#)）
- ・介護給付費等の返還について（[様式6（ワード：37KB）](#)）

事前提出書類

障害福祉サービス、支援施設、一般相談支援	障害児通所支援、入所施設
<居宅介護・重度訪問・同行支援・行動支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<福祉型障害児入所施設> 表紙、指導資料、主眼・着目（指定基準）、確認結果記載様式、主眼・着目（最低基準）
<療養介護> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<医療型障害児入所施設> 表紙、指導資料、主眼・着目（指定基準）、確認結果記載様式、主眼・着目（最低基準）
<生活介護> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<児童発達支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点（センター以外）、確認結果記載様式、主眼・着目（センター）
<短期入所> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<医療型児童発達支援>（対象なし）
<重度障害者等包括支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<放課後等デイサービス> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<自立訓練（機能訓練）> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<保育所等訪問支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<自立訓練（生活訓練）> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<居宅訪問型児童発達支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<就労移行支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	
<就労継続支援A型> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<就労継続支援B型> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<共同生活援助> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式	<自立生活援助> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<施設入所支援（障害者支援施設）> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式、主眼・着目（最低基準）	<就労定数支援> 表紙、指導資料、主眼事項・着目点、確認結果記載様式
<一般相談支援> 表紙、指導資料、主眼・着目（地域移行）、主眼・着目（地域定数）、確認結果記載様式	

第2 実地及び書面指導における主な留意事項（児者共通事項）

県の実地及び書面指導、監査で指摘が多い事項や、会計検査院の実地検査で全国の事業所が指摘を受けた事項、各事業所からの照会が多い事項等についてまとめました。各項目のタイトルの下に、対象サービスを列挙してありますので、該当する項目について、ご確認ください。

また、以下に取り上げた項目も含め、近年の実地及び書面指導、監査で指摘・助言が多かった事項について、問題の状況及び改善指導内容・助言内容をまとめたものを249ページ以降に掲載しましたので、事業運営の参考としてください。

I 令和3年度 制度改正・報酬改定

令和3年4月1日から障害児・者の人員・設備・運営に関する基準及び費用の額の算定に関する基準が一部改正されました。

今回の制度改正、報酬改定に関する改定内容、概要については厚生労働省の資料をご参照ください。

- 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759620.pdf>

- 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759622.pdf>

静岡県においても、今回の変更点について一覧でまとめた資料を公開しております。運営の際の参考にしてください。

- 静岡県福祉指導課ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/reiwasannennhousyuukaitei.html>

1. 制度改正

令和3年度の制度改正点、報酬改正点については次のとおりです。

① 常勤換算について

従来、常勤換算は従業者の勤務延べ時間数を当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより求めますが、以下の場合、常勤換算方法での計算に当たり、30時間以上の勤務で常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能となりました。

- ・男女雇用機会均等法第13条第1項に規定する措置が講じられている場合
又は
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合

なお、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とされます。

ここでいう「求められる資質」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことです。

② 感染症対策について **（令和6年3月31日まで努力義務）**

「衛生管理等」の条文において、以下の項目が事業者として実施を求められるものとして追記されました。

- a. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
- b. 感染症及びまん延の防止のための指針の規定
- c. 感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

aについては、以下のようなことが求められます。

- ・感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要。
- ・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも可能。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

なお、感染対策委員会の運営に当たっては、以下のような取り扱いも可能です。

- ・テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとする。（ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。）

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/250329fukusi.pdf>

※医療法に規定する病院としての機能を持つ療養介護事業所や医療型障害児入所施設等においては、医療機関として院内感染対策のための委員会の開催・指針の策定・研修の実施が義務づけられており、その委員会において指定基準上で義務づけられた感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策の検討、指針の策定、研修・訓練の実施をしている場合には、指定基準上の措置を講じているものとして差し支えないとされています。

なお、療養介護等においては、指定基準上求められる感染症対策委員会の開催回数や研修回数が異なる点にもご注意ください。

bについては、以下のようなことが求められます。

- ・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策

- ・指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） など

発生時の対応

- ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告
 - ・事前に発生時における指定事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと
- ・記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。

(参考URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

cについては、以下のようなことが求められます。

- ・定期的な教育（年1回以上）の実施。
（新規採用時も感染対策研修を実施することが望ましい。）
- ・研修の実施内容についての記録。
- ・発生時の対応における訓練の年1回以上の実施。
（内容としては、指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでの支援の演習など）

なお、訓練の実施は机上を含めその実施手法については定めはありません。机上及び実地での実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。

③ 業務継続計画について（令和6年3月31日まで努力義務）

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して支援を受けられるように、継続的に事業を実施すること及び非常時での早期業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること及びその計画に基づく研修及び訓練の実施が義務づけられました。

なお、計画の策定、研修・訓練の実施に関しては、他サービス事業者との連携等により行うことも可能です。

研修・訓練については、すべての従業者が参加することが望ましく、組織的に浸透させるために、研修については年1回以上の定期的な教育の開催及び新規採用時の研修が望ましいとされています。

ちなみに、研修・訓練については②で記載した「感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練」と一体的に実施することも可能です。

業務継続計画において、記載すべき項目については以下のとおりです。
これらの項目を盛り込みながら、厚生労働省が示している「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」などを参考に策定して下さい。

○感染症に係る業務継続計画

- ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- イ 初動対応
- ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

○災害時に係る業務継続計画

- ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ウ 他施設及び地域との連携

(参考URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

④ 虐待・身体拘束について（令和4年3月31日まで努力義務）

詳細については78ページ参照。

⑤ ハラスメント対策について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが求められます。

事業者が講ずべき措置の具体的内容は以下のとおりです。

- a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf>

なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされています。

以上に加え、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、

(Ⅰ)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(Ⅱ)被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

(Ⅲ)被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

といったことが挙げられているため、参考にしてください。

⑥ 電磁的記録について

省令において定められる書類については、電磁的記録により行うことができるようになりました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第百七十一号）

（電磁的記録等）

指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正

本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第三百三十六條、第三百六十二條、第三百六十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百二條、第二百六條、第二百六條の十二、第二百六條の二十並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第十四條(第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六條、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百三十六條、第三百六十二條、第三百六十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百二條、第二百六條、第二百六條の十二、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項、第一百九條第一項(第二百二十五條の四において準用する場合を含む。)、第二百十條の三第一項(第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る**電磁的記録**(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、**電磁的方法**(電子的方法、磁氣的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

◎**電磁的記録の作成・保存**

○作成

事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

○保存

1. 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
2. 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

◎電磁的方法による交付、同意、締結

○電磁的方法による交付

以下の(ア)から(オ)までに準じた方法によること。

(ア) 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。

a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(1)又は(2)に掲げるもの

(1) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第9条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(イ) (ア)に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(ウ) (ア) a の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(エ) 事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

a (ア)の a 及び b に規定する方法のうち事業者等が使用するもの

b ファイルへの記録の方式

(オ) (エ)の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○電磁的方法による同意

例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられる。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

○電磁的方法による締結

当該締結の相手方と事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。

また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(参考URL)

<https://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

⑦ 保管する記録について

訪問系においても、「従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を文書により整備しておく必要性が明記されました。

また、5年以上保存して置かなければいけない書類としては、

- ・個別支援計画
- ・サービスの提供に係る記録
- ・身体拘束の記録
- ・苦情の内容等に係る記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ・市町村への通知に係る記録

が挙げられています。

⑧ 看護師業務について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第40号）により、令和3年4月1日より社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が例外的に可能になりました。

日雇派遣看護師が行う業務は、利用者の日常的な健康管理の範囲内であることが示されています。（個別の事情にもよるが、急変等が想定されない入所者等のバイタルチェックや、口腔ケア、服薬管理など）

なお、准看護師が行う業務は日雇派遣の対象とはならないとされ、人工呼吸器の管理等の医療的ケアについても行うことは想定されていない点に御留意ください。

同政令の施行通知に示された各種手順（派遣元事業主に対する適切な事前説明、緊急時に備えた対応の確保、派遣就業者に対するオリエンテーション等の実施、業務記録等による円滑な業務の引継ぎ、利用者への説明等）をご確認の上、日雇

い派遣による看護師の確保をご検討ください。

⑨ 非常災害対策について(施設系、通所系、居住系サービス)

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととされました。

事業者には、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保することや、訓練の実施に当たり、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐといった対応が求められています。

⑩ ICTの活用について

障害福祉現場の業務効率化を図るため、以下の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化されました。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》

※訪問系、通所系、入所系サービス

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》 ※通所系、入所系サービス

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》 ※計画相談支援、障害児相談支援

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等

《特定事業所加算》 ※訪問系サービス

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》 ※生活介護

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》 ※短期入所

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》 ※就労移行支援

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター

一、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》 ※就労定着支援

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》

※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》 ※就労定着支援

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

2. 報酬

障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定が行われました。

今回の報酬改定により、新設・廃止された加算について、表でまとめたためご参照ください。（既存の加算における変更点等については、124 ページ以降で重要な点について解説しているため、そちらをご参照ください。）

～新設される加算～

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算

○対象サービス：施設入所支援

概要、ポイント

◎口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導（入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項に係ること）を月1回以上行っている場合算定可能。

※ここでいう「歯科衛生士」は、施設と雇用関係にある者に限らず、協力歯科医療機関等に属する歯科衛生士であっても算定可能。

◎口腔衛生管理加算

次に掲げるいずれにも該当する場合、算定可能。ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しないこと。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

（同一日に複数回ケアを実施した場合は、1回としてカウントする）

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

※口腔衛生管理加算は医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合は算定できない。

※口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示の要点、実

施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容その他必要と思われる事項に係る記録を作成し、施設に提出すること。施設としてはその記録を保管し、必要に応じて写しを当該入所者に対して提出すること。

緊急時支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)

○対象サービス：自立生活援助

概要、ポイント

◎緊急時支援加算Ⅰ

当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時～午前6時までの時間帯を指す）に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に加算される。

なお、当該事業所が地域生活支援拠点等の場合、追加で50単位加算。

サービス提供記録に、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時間及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録する必要がある。

1回の訪問であっても、日を跨いでの滞在による支援を行った場合は、両日分が算定可能。

◎緊急時支援加算Ⅱ

緊急時支援加算Ⅰと同様の状況において、「居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援」ではなく「電話による相談援助」を行った場合、加算される。

なお、緊急時支援加算Ⅰが算定されている場合、算定しない。

定着支援連携促進加算

○対象サービス：就労定着支援

概要、ポイント

関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他関係機関）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月に1回かつ、1年につき4回を限度として加算できる。

なお、当該会議に参加するものとされる関係機関は以下の通りとされ、個別支援計画に関するケース会議であるため、サビ管は必ず出席することが求められる。

ア 障害者就業・生活支援センター

イ 地域障害者職業センター

ウ ハローワーク

エ 当該利用者が雇用されている事業所

- オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等
- カ 特定相談支援事業所
- キ 利用者の通院先の医療機関
- ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等

地域生活支援拠点等に係る加算

- 対象サービス：①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、自立生活援助、地域定着支援
- ②短期入所(重度障害者包括支援で実施する短期入所を含む)

概要、ポイント

①緊急時における対応機能の強化

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算が創設。

なお、地域生活支援拠点等として位置付けられる場合、運営規程にその旨の記載をすること。

②緊急時のための受け入れ

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設。

運営規程の取り扱いは①と同様

日常生活支援情報提供加算

- 対象サービス：自立生活援助、地域密着支援

概要、ポイント

▶対象者は精神病院等に通院する者。

(なお、ここでいう「精神病院等」とは、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指す。)

▶対象利用者において、服薬管理が不十分であったり、生活リズムが崩れているなどして自立した日常生活を維持するために支援が必要な場合等であること。

▶事前に該当利用者からの同意を得ていること。

上記を満たした上で、利用者が通院する精神病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に算定可能。

なお、情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

居住支援連携体制加算

○対象サービス：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

概要、ポイント

▶住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有を行うこと。

ここでいう「必要な情報」とは、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応等に関する情報のことを指す。

▶住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表すること。

上記要件を満たす場合、加算の算定が可能。

なお、情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

地域居住支援体制強化推進加算

○対象サービス：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

概要、ポイント

▶利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行うこと。なお、当該内容については記録をすること。

▶協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告すること。なお、報告は協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で行うこと。

▶報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等

について記録するものとする。

▶作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

ピアサポート体制加算

○対象サービス：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

概要、ポイント

都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定可能。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

●算定のポイント

▶「障害者等」であることがわかる書類等を確認しておくこと。

（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

▶研修要件とされる「障害者ピアサポート研修」は地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業のことを指すが、令和6年3月31日までは、都道府県が上記研修に準ずる研修を修了したと認める研修についても、研修要件を満たしたものとみなす。

上記経過措置の研修に該当するかどうかは、事業所が県に研修の実施要綱等を提出し、県が研修の目的やカリキュラム等を確認した上で判断される。

▶加算を算定する場合は、

- ・研修を終了した者を配置している旨を都道府県に届け出る
- ・当該旨を事業所に掲示
- ・当該旨を公表する

ことが必要である。

なお、公表はピアサポーター等の本人の個人情報を開示するものではなく、加算の算定要件であるピアサポーター等を配置している事業所である旨を開示するという趣旨である。あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、丁寧な説明をし、同意を得ることが必要。

※上記趣旨を説明してもなおピアサポーターから同意が得られない場合は、個々に利用

者や利用申込者に対してピアサポーターを配置している旨を説明することを前提に算定しても差し支えない。

※研修が終了したことを確認する書類は原則修了証書だが、当該書類がない場合は研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することも検討される。

移動介護緊急時支援加算

○対象サービス：重度訪問介護

概要、ポイント

利用者を自らが運転する車両に乗車させ走行する場合に、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合に算定可能。

▶道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等ほかの法令等に留意すること。

▶「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。

▶一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定すること。

▶要した時間に関しては、算定要件としては問われない。

日中活動支援加算

○対象サービス：医療型短期入所

概要、ポイント

相談系の事業所が作成するサービス等利用計画、障害児支援利用計画において、日中活動の提供が必要とされた利用者に対し、日中活動実施計画に基づき支援が行われる場合に算定可能。ここでいう「計画」にセルフプランは含まれない。

日中活動実施計画は最低 6 ヶ月に 1 回以上見直しを行い、必要に応じて計画内容を変更する。

なお、日中活動実施計画は

1. 保育士、理学療法士等がその利用者の能力や置かれている環境、希望する生活などから適切な支援内容を検討
2. 検討結果に基づき、日中活動実施計画の原案作成。
3. 利用者の担当者などからなる会議において原案の内容について、意見を求め、それを踏まえ日中活動実施計画を作成。利用者の同意を得る。

といった手続きをとること。

実際の支援に関しては、保育士等ではなく、生活支援員や児童指導員が行っても差し支えない。

医療的ケア対応支援加算

○対象サービス：共同生活援助

概要、ポイント

- ▶看護職員を常勤換算方法で1以上配置していること。
- ▶スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対しサービスを提供すること。
- ▶重度障害者支援加算Ⅰを算定している場合は、加算しない。

強度行動障害者体験利用加算

○対象サービス：共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

概要、ポイント

対象者

障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。

施設要件

- ▶サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。
- ▶生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。

支援計画会議実施加算

○対象サービス：就労移行支援

概要、ポイント

- ア ハローワーク
- イ 障害者就業・生活支援センター
- ウ 地域障害者職業センター
- エ 他の就労移行支援事業所
- オ 特定相談支援事業所
- カ 利用者の通院先の医療機関
- キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ク 障害者雇用を進める企業
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等

といった機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度で算定可能。

(利用者の個別支援計画の見直しやモニタリングに係るケース会議であれば、ケース会議の主催は加算を算定する事業所でなくともよい)

なお、就労移行計画支援に関するケース会議のため、サビ管は必ず出席すること。

自己評価未公表減算

○対象サービス：就労継続支援A型

概要、ポイント

今回の改正により、就労A型の事業所は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされており、その評価内容が未公表の場合、減算の対象となる。

地域協働加算

○対象サービス：就労継続支援B型

概要、ポイント

▶就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

▶持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組(生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行っていること。

▶その取り組み内容を公表していること。

※加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表する必要がある。

ピアサポート実施加算

○対象サービス：就労継続支援B型

概要、ポイント

▶就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

▶当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者

(以下において「障害者等」という。)

(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者

・ 上記の者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮

等に関する研修が年1回以上行われていること。なお、研修の内容については記録を取り、5年間は保存すること。

上記を満たした上で、

(ア)の者が利用者に対し、ピアサポーターとして支援を行った場合に、算定可能。

就労移行連携加算

○対象サービス：就労継続支援A型、B型

概要、ポイント

就労継続支援A、B型を通じ、就労移行支援の支給決定を受けた利用者がある場合、その過程において、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に算定可能。

(同一法人内や多機能型事業所内での就労移行支援事業所への移行も対象となる)

ただし、当該利用者が就労移行支援の支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援の支給決定を受けている場合、算定しない。

個別サポート加算Ⅰ

○対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

概要、ポイント

乳幼児等サポート調査表（厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（以下「270号告示」という。）一の六の表をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について支援を行う場合、算定。

（一）4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、（二）に該当する必要があるものとする。

（二）3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。

個別サポート加算Ⅱ

○対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

概要、ポイント

要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、支援を行った場合、算定可能。
児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を年1回以上は共有すること。また、その記録を文書により保管すること。

専門的支援加算

○対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

概要、ポイント

基準上の人員

+

(児童指導員加配加算を算定している場合は、その加配分)

+

1

以上の配置が必要。

児発と放デイで区分が少し異なるため注意。

詳しくは 148 ページ参照

ソーシャルワーカー配置加算

○対象サービス：障害児入所施設

概要、ポイント

▶ソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置

▶ソーシャルワーカーは以下の業務を専ら行う者とする。

(一) 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。）及び保護者に対する相談援助を行う。

(二) 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。

(三) 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。

(四) 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適應できるよう訓練等の機会を提供する。

(五) 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び

相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。

(六) 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。

強度行動障害児特別支援加算

○対象サービス：医療型障害児入所施設

概要、ポイント

医療型障害児入所施設においても加算の算定が可能になった。

なお、算定要件については、福祉型障害児入所施設の算定要件を準用する。

欠席時対応加算Ⅱ

○対象サービス：放課後等デイサービス

概要、ポイント

▶就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止し、サービスの提供が30分以下となった場合に算定する加算である。

▶送迎の時間は含まないものとする。

▶放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、上記理由により、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。

～廃止となる加算～

加算の名称	対象サービス	概要、ポイント
移行準備支援体制加算Ⅱ	就労移行支援	一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取り組みへの評価荷組み替える。 →就労定着率の高い区分の基本報酬単価の増価、支援計画会議実施加算や地域協働加算などの新設など
施設外就労加算	就労継続支援A型、B型	
企業連携等特別支援加算	就労定着支援	加算の算定要件を見直し、支援機関を通じて評価する「定着支援連携促進加算」として生まれ変わった。
訪問支援特別加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	家庭支援の強化を図るために家庭連携加算と統合。
児童指導員等配置加算、児童指導員	児童発達支援、放課後等デイサービス	支援の質を向上させるために従業者の要件を見直しを行い、それに伴い児童指導員等配

等加配加算Ⅱ		<p>置加算が廃止。</p> <p>さらに、より手厚い支援を必要とする子供に応じてきめ細かな報酬体系に変更。</p> <p>(児童指導員等加配加算Ⅱ廃止→専門的支援加算、個別サポート加算Ⅰ、Ⅱ新設)</p>
--------	--	---

※「概要、ポイント」はあくまでも重要な点を抽出したものになります。実際に加算を算定するには、厚生労働省の告示、留意事項通知等を確認するようにしてください。

参考資料

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）
- ・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（令和 3 年 3 月 31 日）
- ・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 2（令和 3 年 4 月 8 日）
- ・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3（令和 3 年 4 月 16 日）
- ・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 4（令和 3 年 5 月 7 日）
- ・ 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 5（令和 3 年 6 月 29 日）

II 運営編

1 施設・事業所における虐待防止・身体拘束等の禁止

★ 対象サービス…全てのサービス事業・施設

① 虐待防止のための取組みについて

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。

障害者虐待防止法第 15 条には、障害者福祉施設・事業所における虐待防止の責務を定めています。これに対応して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設は、指定基準（事業者の一般原則）において、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等の体制整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないものとされています。

また、障害者虐待防止法第 16 条には、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報義務が定められていますが、これに関連して、一般相談支援事業者を含む全サービス事業・全施設は、各指定基準の規定に、運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を設けるよう定めがあり、障害者虐待の未然防止とともに早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置が求められているところです。

② 令和 3 年度制度改正について（虐待防止）

障害者虐待防止の更なる推進のため、省令改正が行われました。

各指定基準において、次の事項が義務化されます。

運営規程においても、以下の事項を含む「虐待防止のための措置に関する事項」を定める必要がある点に留意してください。

a. 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること

虐待防止委員会には

- 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

といった 3 つの役割があります。

以下の点に留意しながら、設置・運営を令和3年度中に行えるようにしてください。

- ・ 構成員には利用者やその家族、専門的な知見を有する外部の第三者等も加えることが望ましい。
- ・ 事業所単位だけではなく、法人単位での設置も可能。
- ・ 管理者や虐待防止責任者が参画していれば、委員会開催における最低人数は問わない。
- ・ 少なくとも1年に1回は開催する。

各事業者におかれては、改正された点を運営に反映させるとともに、令和2年10月に改訂された「**障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き**」を活用した制度理解、障害者虐待の早期発見・未然防止のための体制づくり、通報義務の徹底、県主催の虐待防止研修への積極的な参加などの取組みをお願いします。（障害児入所施設においては、児童福祉法第33条の10及び第33条の11に定める被虐待児童等虐待の防止規定の遵守とともに、上記障害者虐待の早期発見・未然防止に準ずる取組みをお願いします。）

b. 従業者への研修の実施

虐待防止委員会が研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施し、新規採用の際にも虐待防止の研修を実施することが必要です。研修の内容については必ず記録をとるようにしてください。

なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加するなどの対応でもかまいません。

また、研修の実施に当たっては、以下の項目を定めた「虐待防止のための指針」を定めておくことが重要とされています。

- ・ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待防止委員会が研修プログラムを作成するに当たっては、以下の書類を参考にしてください。

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

c. 虐待防止のための責任者の設置

虐待防止のための責任者にはサービス提供責任者やサービス管理責任者が配置されることが想定されています。

③ 身体拘束等について

障害者虐待防止法では、第2条第7項において、正当な理由なく障害者の身体を拘束をすることその他行動制限（以下「身体拘束」という。）は身体的虐待に該当する行為と定めています。

また、障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所支援事業、障害児入所施設の指定基準には、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」のみ、身体的拘束が認められており、下記のとおり、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られます。

<緊急やむを得ない場合の対応>

ア 3つの要件を全て満たすことが必要

【切迫性】入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【一時性】身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

イ 慎重な手続に沿って行うこと

- ・ 担当のスタッフなど、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「個別支援会議」等において**施設全体としての組織的判断**を行う。
- ・ 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り**詳細に説明し、十分な理解を得る**よう努める。
- ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを**常に観察、再検討**し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

ウ **身体拘束に関する記録をすること**

身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

上記の対応ができておらず、実地及び書面指導等において指摘を受ける事業所が見られます。適切な実施をお願いします。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ 身体拘束の実施に当たり**施設として必要性を判断する検討が行われていない**。
- ・ 身体拘束の実施に当たり**解除に向けた取り組みがなされていない**。

- ・ 身体拘束に関する検討内容（切迫性等の必要性）に関する記録がされていない。
- ・ 身体拘束を行った場合に、その間の利用者の心身の状況、身体拘束の態様、（拘束・解除の）時間、拘束の理由を記録していない。

④ 令和3年度制度改正について(身体拘束)

上記の取り扱いに加え、身体拘束等の適正化の推進のため、以下の点が義務付けられました。

- a. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の上状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項の記録。（訪問系サービスも必須化）
- b. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- c. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- d. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- a. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項の記録。

訪問系のサービスにおいても、知的障害者や精神障害者を対象としており、身体拘束が行われることが予想されるため、ほかのサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」についても令和3年4月から義務化されています。

- b. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）の設置が義務づけられました。

以下の諸注意に配慮しつつ、設置・運営を行うようにしてください。

- ・ 事業所の従事する幅広い職種により構成すること。
- ・ 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。
- ・ 第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用を検討すること。
- ・ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であること。
- ・ 少なくとも年に1回は開催することが望ましいとされているが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えないこと。
- ・ 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ・ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、作成した様式に従い、身体拘束等について報告すること。

- ・身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ・適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

c. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

指針については、以下の項目を盛り込むようにしてください。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

d. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

研修については、cの指針に基づき、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発することを目指します。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施します。

なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合も実施しているものとみなします。

研修の実施内容については必ず記録を取るようしてください。

また、これまで「身体拘束廃止未実施減算」については、aを満たしていない場合に対象となりましたが、今後はa, b, c, dのいずれかを満たしていない場合は減算の対象となります。

※身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施については「年に1回」開催することが求められていますが、その「年に1回」行われているかどうかの確認は「年度」ではなく「直近1年」で考えることとなる点にご留意ください。

(参考) 根拠法令等

令和2年10月改訂「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

VIIの1

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

(参考) 根拠法令等

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」改訂のポイント

令和2年10月改訂

(施設・事業所従事者向け手引き)

- (1) 障害者虐待防止法の意義、障害福祉サービス事業書としての使命、障害者虐待を契機に再生した事業所事例、通報の重要性について追記 (P5～P7)
- (2) 障害者福祉施設従事者による障害者虐待類型 (例) について修正 (P9～P12)
- (3) 通報後の通報者の保護について追記 (P14)
- (4) 虐待を防止するための体制について「運営責任者の責務」「事業所としての体制整備」「虐待防止委員会の役割」「通報手順」についての記載を追記、充実 (P15～P20)
- (5) 「虐待が疑われる事案があった場合の対応」について「個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割」を追記。(P30)
- (6) 「身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて」について肢体不自由の利用者について適切なベルト類の使用等について記載 (P36～P38)
- (7) 「やむを得ず身体拘束を行う3要件」について、3要件全て満たす必要がある旨を追記 (P35)
- (8) 「身体拘束・行動制限を止めた例」について追記 (P38)
- (9) 「行動障害のある利用者への適切な支援」について「強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと」「強度行動障害支援者養成研修があること」を追記し、前手引きで記載されていた「具体的な対応」を削除 (P39～P41)
- (10) 「職場内虐待防止法研修用冊子」の内容を充実し、研修資料として活用しやすいように別冊化。

※カッコ内のページは「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」に対応

Ⅶ 3. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用」

身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安全かつ安楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」としてベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容では「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載がなされていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されています。従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性の明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

(参考) 根拠法令等

(居宅介護の場合 ※ほかの障害福祉サービス準用)

H25 県規則 19

第 34 条の 2 第 1 項

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為**（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

第 34 条の 2 第 2 項

指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録**しなければならない。

第 34 条の 2 第 3 項

指定居宅介護事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催すること。

(児童発達支援の場合 ※その他の障害児通所支援は準用)

H25 県規則 17

第 43 条第 1 項

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為**（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

第 43 条第 2 項

指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録**しなければならない。

第 53 条第 2 項

指定児童発達支援事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する**次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から 5 年間保存**しなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) **第 43 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録**
- (5)～(6) (略)

2 利用者から徴収する負担額

(1) 法定利用者負担額の徴収について

★ 対象サービス…すべてのサービス（相談支援を除く）

障害福祉サービス等を利用した場合、原則、支給市町で決定した法定利用者負担額を徴収することになります。（法令に基づき、就労継続支援A型事業所における減免措置を行う場合、または、低所得のため、負担額を課されない場合を除く。）

<不適切な事例>

- ・就労継続支援B型事業所において、法定利用者負担額を事業者が負担していた。

(参考) 根拠法令等

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 19 号）

第 8 章 自立訓練（機能訓練）

（中略）

（利用者負担額等の受領）

第 144 条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、**支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。**

第 12 章 就労継続支援 B 型

（中略）

（準用）

第 188 条 …第 144 条…の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。…

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護…

3 運営に関する基準…

(11) 利用者負担額等の受領（基準第 21 条）

① 利用者負担額の受領

…指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

なお、法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。

（中略）

第八 自立訓練（機能訓練）

（中略）

3 運営に関する基準

（1）利用者負担額等の受領（基準第159条）

①利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の（11）…を参照されたい。

（中略）

第十二 就労継続支援B型

（中略）

（2）準用（基準第202条）

①…第八の3の（1）…を参照されたい。

H19.7.31障発第0731001号「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」（平成19年4月1日より適用）

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1 利用者負担減免措置対象者

就労継続支援A型事業の利用者のうち雇用関係のある者のみとする。

2 利用者負担減免措置実施手続

（1）利用者負担減免措置を実施する事業者は、事業所の指定を受けた都道府県知事に対し、別添様式1により利用者負担減免措置実施の届出を行う（本通知の適用前に任意の様式で同様の届出が行われている場合を除く。）。

（2）都道府県は、利用者負担減免措置を実施する事業所について、管内市町村に情報提供することとする。…

(2) 食費等の徴収について

① 通所事業所における食費の徴収について

- ★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害児通所支援（児童発達支援センター）

通所事業所において提供する食事の費用については、原則、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を徴収できますが、低所得者等に対しては、食材料費相当額以上を徴収することができません。

なお、食事の提供を行う場合には、指定基準・解釈通知に従って、適切に食事の提供を行う必要がありますので、ご注意ください。

<不適切な事例>

- ・低所得者等に対して食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を徴収していた。

(参考) 根拠法令等

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示545号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）…食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め…る。

…

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし…支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者…について指定障害福祉サービス等…のあった月の属する年度…分の地方税法…の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割…の額…を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示231号）

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年

政令第七十四号)第二十四条第二号及び第三号に掲げる者については、食材料費に相当する額とすること。

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（H25 県規則 19号）第 86 条 ※準用あり（→自立訓練、就労移行、就労 A 型、就労 B 型）

（食事）

第 86 条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な**栄養管理**を行わなければならない。

3 調理は**あらかじめ作成された献立**に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（H18 障発 1206001）第五の 3

（5）食事の提供（基準第 86 条）

① 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア **利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮**するとともに、できるだけ変化に富み、**栄養のバランスに配慮**したものであること。

イ 調理は**あらかじめ作成された献立に従って行う**とともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ **適切な衛生管理**がなされていること。

② 外部委託との関係

食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

※障害者入所施設、障害児通所支援、障害児入所施設にも同様の規定あり。

(参考) 障害者総合支援法 施行規則

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 療養介護 次に掲げる費用

イ 日用品費

ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 生活介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用 ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 生産活動に係る材料費 ニ 日用品費

ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

三 短期入所 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用 ロ 光熱水費 ハ 日用品費

ニ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

四 共同生活援助 次に掲げる費用

イ 食材料費 ロ 家賃 ハ 光熱水費 ニ 日用品費

ホ その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

五 施設入所支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費 ハ 被服費 ニ 日用品費

ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

六 自立訓練（宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

七 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用 ロ 光熱水費 ハ 日用品費

ニ その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

八 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用 ロ 生産活動に係る材料費 ハ 日用品費

ニ 所以就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち・・・が適当と認められるもの

②施設入所支援における食費及び光熱水費の徴収について

★ 対象サービス…施設入所支援、障害児入所施設

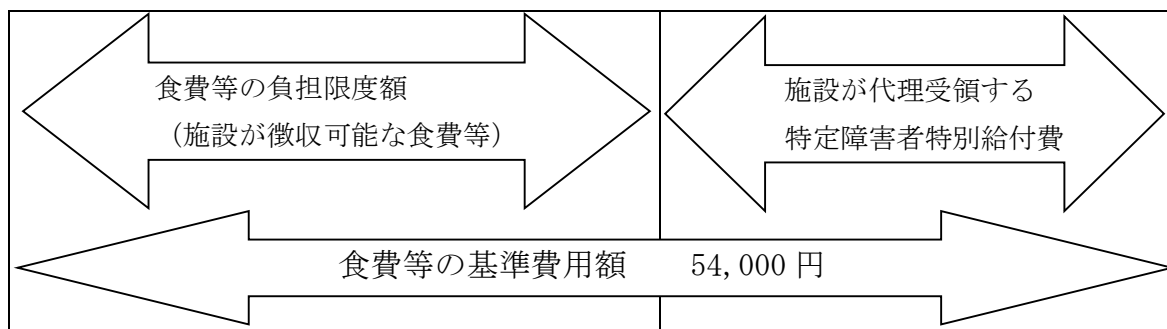
障害者支援施設（障害児入所施設）において、入所者（入所児の保護者等）から徴収できる食費及び光熱水費については、国告示で定められる「食費等の基準費用額（月額）」から、支給決定市町が当該入所者等に支給する特定障害者特別給付費（入所障害児食費等給付費）（※）を除いた「食費等の負担限度額」を限度とします。

現在「食費等の基準費用額」は54,000円（月額）となっており、施設は当該金額以内で、食事の提供に要する費用及び光熱水費を定める必要がありますので、ご注意ください。

（※）給付費は通常、入所者等から施設が代理受領します。

<不適切な事例>

・「食費等の基準費用額」を54,000円ではなく、改正前の58,000円として計算していたため、入所者等から「食費等の負担限度額」を超える額を徴収していた。



(参考) 根拠法令等

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第20号）

(利用者負担額等の受領)

第21条

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)～(2)略

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定によ

り当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成18年厚生労働省告示第541号)に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第18号)

(入所利用者負担額の受領)

第16条

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(3) その他の日常生活費の徴収について

- ★ 対象サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設

「その他の日常生活費」（各サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの）の徴収については、平成18年12月6日付け障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」及び平成24年3月30日付け障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」において、基本的な取扱いが定められています。

「その他の日常生活費」は利用者等の自由な選択によるものですので、利用者から徴収する際には、利用者等の希望を確認したうえで、徴収するようにしてください。

また、徴収する費用の根拠を明確にしておくとともに、定期的に金額の妥当性を検証してください。

<不適切な事例のうち主なもの>

- ・運営規程に、対象となる便宜（費用の種類）やその額が定められていない。
- ・日用品費、教養娯楽費を徴収しているが、利用者等の自由な選択に基づいて行われていることが明確になっていない。
- ・すべての利用者に対し利用者の希望を確認せず一律に提供し、その費用を画一的に徴収している。
- ・「その他の日常生活費」として徴収することが不適当な物品が含まれている。
- ・共益費など曖昧な名目で費用が徴収されている。

○ グループホーム（共同生活援助）における修繕費等について

グループホームの入居者から徴収できる費用は、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）第196条の4などで規定されています。修繕費用、維持費用等については、居室の提供に要する費用に係る利用料（家賃）に反映させてください。

また、家賃の設定に当たっては、その他にも金的助成の有無、近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案して設定してください。

（参考）根拠法令等

（共同生活援助の場合）

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）

（利用者負担額等の受領）

第196条の4 **指定共同生活援助事業者**は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) **前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの**

H18 障発 1206002 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」より抜粋

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、**利用者の自由な選択に基づき**、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

(1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、**介護給付費又は訓練等給付費(以下、「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。**

(2) **介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。**したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

(3) 「その他の日常生活費」の受領については、**利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。**

(4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための**実費相当額の範囲で行われるべきもの**であること。

(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の**運営規程において定められなければならない**、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 (略)

4 留意事項

(1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と認められる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、**すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない**ものである。

(2)～(5) (略)

5 (略)

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。**金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならない**ものである。

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)より抜粋

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

3 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件

★ 対象サービス…療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設

サービス管理責任者の実務経験要件等については、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に、児童発達支援管理責任者については、平成24年厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められており、その概要は下表のとおりです。

なお、申請・届出の際には、上記通知の参照を含めて、事業者においてこれらの要件に該当することを確認した上で、書類を提出してください。

<サービス管理責任者>

<必要な期間> 以下のいずれかに該当すること

- a + b ≥ 5年
- c ≥ 8年
- a + b + c ≥ 3年 かつ d ≥ 3年

※1年=365日以上期間に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
a	相談支援業務に従事した期間	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 従事者等 ii 児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者等 iii 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従事者等 <u>※身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む</u> iv 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従事者等 v 特別支援学校等の従事者等 vi 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格該当者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・dの国家資格を有する者 ・上記のiからvに従事した期間が1年以上ある者

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
b	<p>直接支援業務</p> <p>※社会福祉主事任用資格者等が 従事した期間</p> <p>「社会福祉主事任用資格者等」</p> <p>■社会福祉主事（任用資格）</p> <p>■相談業務従事者研修修了者</p> <p>■保育士</p> <p>■児童指導員（任用資格）</p> <p>■精神障害者社会復帰指導員 （任用資格）</p> <p>※ヘルパー2級（初級）を含む</p>	<p>i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 の従事者等</p> <p><u>※身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む</u></p> <p>ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業 の従事者等</p> <p><u>※改正前の身障・知的居宅介護、身障デイ、知的デイ、身障厚生・知的厚生・身障療護・身障授産・身障福祉センター・知的授産・通勤寮・福祉ホーム・知的障害児施設・自閉症児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重心児施設・精神障害者社会復帰施設等を含む</u></p> <p>iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者</p> <p>iv 「特例子会社」、障害者雇用調整金の支給を受けた事業所等の従業者</p> <p>v 特別支援学校等の従業者等</p> <p><u>※小学校・中学校の特別支援学級の従業者を含む</u></p>
c	<p>直接支援業務</p> <p>※社会福祉主事任用資格者等に 該当しない者が従事した期間</p>	b の i ～ v
d	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p>	

<業務の内容>

相談支援業務	<p>身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p>
直接支援業務	<p>身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務（当該訓練等を行う者に対して指導を行う業務を含む）その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間</p>

＜児童発達支援管理責任者＞

＜必要な期間＞ 以下のいずれかに該当すること

■ (イ+ロ) ≥ 5年 かつ (イ+ロー+ハ) ≥ 3年

■ ニ ≥ 8年 かつ (ニ+ホ) ≥ 3年

■ (イ+ロ+ニ) - (ハ+ホ) ≥ 3年 かつ ヘ ≥ 5年

※1年=365日以上の期間に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
イ	相談支援業務に従事した期間	<p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業等の事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター等の従業者等</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等</p> <p>※身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の従業者等</p> <p>(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校等の従業者等</p> <p>(6) 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格該当者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・100ページ「(期間)へ」に記載された国家資格を有する者 ・上記の(1)から(5)に従事した期間が1年以上ある者
ロ	<p>直接支援業務</p> <p>※社会福祉主事任用資格者等が従事した期間</p> <p>「社会福祉主事任用資格者等」</p> <p>■社会福祉主事（任用資格）</p> <p>■相談業務従事者研修修了者</p> <p>■保育士</p> <p>■児童指導員（任用資格）</p> <p>■精神障害者社会復帰指導員（任用資格）</p>	<p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床関係病室等の従業者</p> <p>※身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、等の従事者等。</p> <p>(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者</p>

		(4)「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の従業者等 (5) 学校その他これらに準ずる機関の従業者等 ※幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を含む
--	--	--

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
ハ	高齢者施設等における業務（相談支援業務の期間＋社会福祉主事任用資格者等が直接支援業務に従事した期間）	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等が、相談支援業務等に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室等の従業者、老人居宅介護等事業等の従事者等又は「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間
ニ	直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間）	ロの（１）～（５）の期間
ホ	高齢者施設等における直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間）	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ヘ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

<業務の内容>

相談支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間
直接支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間

【注意】

- (1) 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要な実務経験年数は、前記の配置するための実務経験年数から2年を引いた年数です。詳細は当該年度の静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱等でご確認ください。
- (2) 平成31年3月31日時点でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件（実務経験・研修要件）を満たしていた方は、令和5年度末までに、サービス管理責任者等更新研修を受講しない場合、令和6年度以降サービス管理責任者等として配置できなくなりますので、御注意願います。
なお、サービス管理責任者等更新研修は、相談支援従事者現任研修（相談支援従事者・サービス管理責任者現任研修）とは全く異なる研修ですので、御注意願います。
- (3) 平成31年4月から令和3年度末までに相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等基礎研修を修了し、かつ実務経験を満たす方は、サービス管理責任者等基礎研修の修了から3年が経過するまでにサービス管理責任者等実践研修を修了しなかった場合、それ以降サービス管理責任者等として配置することができなくなりますので、御注意願います。
- (4) サービス管理責任者等実践研修を修了した翌年度から5年以内に受講するサービス管理責任者等更新研修を受けるにあたって条件（現任 or 実務経験）があります。 ※上記(2)で受ける場合には条件なし。
（更新研修を受講する時点で現に管理者・サビ管（児発管）・相談支援専門員として従事している実践研修修了者、または更新研修受講前5年間に管理者・サビ管（児発管）・相談支援専門員として2年以上従事していた実践研修修了者）

4 各サービス計画の作成

★ 対象サービス…全てのサービス（短期入所を除く）

各サービスの個別支援計画は、基準規則により作成が義務付けられていますが、以下に例を示すような基準違反もしくは適正な運営を行っていることが確認できない事業所があります。

居宅介護等訪問系サービスでは、「現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間」により報酬の請求を行うこととなっていますので、報酬を請求するためには必ず計画が必要です。

また、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設では、**指定基準に掲げられている一連の業務が適切に行われていることが確認できない場合（個別支援計画の未作成を含む。）、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者により計画作成に係る面接・アセスメント・計画案作成・会議等の開催・説明等の個別支援計画作成業務が行われていない場合は、サービス費の30%（3か月目からは50%）の減算が適用されます**ので、一連の手順が適切に行われていることが確認できる記録を残してください。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ **支援計画の作成や利用者等への説明、同意がない又は遅延している。**
- ・ 支援計画を利用者に交付していない（地域定着支援における地域定着支援台帳を除く。）。
- ・ 支援計画に変更が必要であったが、計画の見直し等が行われていない。
- ・ サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が支援計画の原案を利用者等に説明していない。
- ・ モニタリングが、サービスごとの所定の期限内（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助は少なくとも3か月ごと、訪問系・一般相談を除く他サービスは少なくとも6か月ごと）に行われていない。
- ・ 訪問系サービスにおいて、**計画に所要時間が記載されていない。**
- ・ **面接、アセスメント、原案作成、会議、説明等の業務をサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が行っていることが記録上確認できない。**

(参考) 根拠法令等

(居宅介護の場合 ※重度訪問介護、同行援護、行動援護において準用)

H25 県規則 19 第 25 条

- 1 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した**居宅介護計画を作成**しなければならない。
- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に**その内容を説明する**とともに、当該居宅介護計画を**交付**しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の**実施状況の把握**を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(療養介護の場合 ※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着、共同生活援助、自立生活援助において準用)

H25 県規則 19 第 58 条

- 1 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、**療養介護計画の作成**に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「**アセスメント**」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、**利用者に面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した**療養介護計画の原案を作成**しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、**療養介護計画の作成に係る会議**(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を**開催**し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について**意見を求める**ものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の**原案の内容について**利用者又はその家族に対して**説明し、文書により**利用者の**同意**を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に**交付**しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。）を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直し**を行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) **定期的に利用者に面接**すること。
- (2) 定期的にモニタリングの**結果を記録**すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

※サービスによってモニタリング期間が異なります（8ページ参照）

H18 障発 1206001 第四の3(7)

(4)療養介護計画の作成等

① 療養介護計画

(略) 療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。

(略)

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。

ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること

イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること

ウ 利用者へ当該療養介護計画を交付すること

エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと

(児童発達支援の場合 ※医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援において準用)

H25 県規則 17 第 26 条

- 1 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に、指定児童発達支援に係る通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下この条及び第 53 条第 2 項第 2 号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、**通所給付決定保護者及び障害児に面接**しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した**児童発達支援計画の原案**を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

5 従業員の勤務体制の確保

★ 対象サービス…全てのサービス

実施指導等において、従業員の勤務状況を確認するなかで、従業員の勤務における兼務関係が明確にされていない事業所が見られました。

指定基準では、事業所・施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることが求められています。

(参考) 根拠法令等 (障害者支援施設等の場合)

H25 県規則 20 第 45 条

1 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、**従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。**

2～3 (略)

H19 障発 0126001 第三の 3 (36)

(36) 利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

① 基準省令第 42 条第 1 項 (県規則における第 45 条第 1 項) は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として**月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の支援時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めるものであること。**

②～③ (略)

特に、同一法人が複数の施設又は事業所の指定を受けている場合、A 事業所の管理者又は従業員の職務と B 事業所の管理者又は従業員の職務を兼務することがありますが、法人内の辞令等で、常勤職員が 2 つの職務を兼務することとなっても、指定基準等において、兼務が可能とされていない職務間である場合には、人員基準上、その従業員は、「常勤兼務」職員ではなく、それぞれの職に「非常勤専従」職員として従事しているものと考えます。

※ 「兼務が可能とされている職務間」とは、

- ・ ○○の職務を兼ねることができる
- ・ ○○の職務に従事することができる
- ・ ○○の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるなどの表現で指定基準等に記載があるもの。

兼務が可能とされていない職務間で兼務する場合には、**それぞれの事業所における勤務時間を勤務表、実績の記録等において明確に分けて整理**する必要があります。

H19. 6. 29 事務連絡障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1）

問7 事業所の管理者が、サービス管理責任者等を兼務することは可能か。

答

- 1 最低基準上、管理者については「専らその職務に従事する者でなければならない。」とあるが、ただし書きによって兼務も可能である旨が記載されている。
- 2 管理者がその他の職務と兼務する場合には、人員配置基準上、同じ時間に双方の職務を行っているものとしてカウントすることができる。例えば、生活介護の一人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に4時間従事した場合、管理者（1人）と生活支援員（4時間分）として双方をカウントすることとなる。
- 3 また、サービス管理責任者と管理者を兼務している者について、その者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者1人で管理者（1人）とサービス管理責任者（利用者の数60人以下の場合、常勤1人）の条件を満たすことができる。

H19. 12. 19 事務連絡障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）

問1 職員配置における、職員の兼務の取扱いはどのような形態があるのか。

答

- 1 職員の兼務の形態は、大きく分けると、
 - ① 「午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員」のように、時間を分けて複数の事業所に勤務する形態
→ それぞれの職種について、それぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入。
 - ② 形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態
→ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がこれに当たるが、この場合、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない。
 - ③ 複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態
→ この形態は、管理者とその他の業務を兼務する場合に用いる。
の3つとなる。
- 2 上記1の①については、障害福祉サービス等の基準が常勤換算方法を取り入れているため、当然、可能な取扱いである。また、②については、指定基準上、専従規定のただし書きとして「ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」という記述があるため、これが根拠となり、可能な取扱いとなる。

なお、勤務状況を示す書類（勤務予定表、タイムカード、出勤簿等）が整備されていないなかったり、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることを証明できない事業所も見受けられるため、適切に、勤務表や従業員の勤務実績を確認できる書類を整備するようにしてください。

また、**同一施設に併設されている他事業所との兼務の場合には、当該施設に勤務していたことを示す書類だけではなく、施設内のどの事業所に勤務していたのかが分かるように勤務実績を確認できる書類を残しておく必要があります。**

特に、法人の代表者や役員などが事業所の業務に従事する場合に当該代表者等の勤務状況を示す書類が整備されていない事例が多いので、**人員基準を満たしていることを証明するため、代表者等においても勤務実績を確認できる書類を整備するようにしてください。**

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ 管理者や法人の役員等の出退勤を確認するための書類が整備されていない。
- ・ 他事業所の業務にも従事している従業者について、それぞれの勤務時間等が不明確である。（居宅介護事業所の訪問介護員等と併設する障害者支援施設の職員との兼務、障害者支援施設の看護職員と生活介護事業所の看護職員の兼務、障害者支援施設の作業療法士と通所リハビリテーション事業所の機能訓練指導員の兼務等）

<用語の定義>

「常勤」

「常勤」とは、当該事業所（施設）における勤務時間が当該事業所（施設）で定められている「**常勤従業者が勤務すべき時間数**（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることが要件です。

同一事業者による併設事業所の職務であって、**当該事業所（施設）の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合**については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者が勤務すべき時間数」に達していれば常勤の要件を満たすものであるとされています。

「常勤換算」

「常勤換算」とは、当該事業所（施設）の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所（施設）の「常勤従業者の勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」で除して、常勤従業者の員数に換算することです。（小数点第 2 位以下切り捨て）

（例） 障害者支援施設が児童発達支援事業所を併設している場合に、ある従業者が施設の職務と事業所の職務を兼務する場合、当該従業者の**施設の従業者としての勤務延べ時間数には、施設の職務に係る勤務時間数のみを算入**

※育児・介護等に関する取り扱いが追加されています。(56 ページ参照)

「勤務延べ時間数」

「勤務延べ時間数」とは、勤務表上、当該（事業に係る）サービスの提供に従事する時間又はその準備等を行う時間（待機時間を含む。）として、明確に位置付けられている時間の合計数とし、**従業者 1 人につき、算入できる時間数は当該事業所（施設）の「常勤従業者の勤務すべき時間」が上限**となります。

★ 常勤換算の計算例：常勤の勤務時間が週 40 h の場合

従業者の勤務延べ時間数 (4 週 計 520 h)	÷	常勤従業者の勤務時間数 (週 40 h × 4 週 = 160 h)	=	常勤換算 3.25 人
------------------------------	---	---------------------------------------	---	----------------

★ 常勤換算により算定される従業者の休暇等の取扱いについて (H19. 12. 19 事務連絡 Q & A)

問 6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

答

1 **非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。**しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、**常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で 1 月を超えるものでない限り、常勤として勤務したのとして常勤換算に含めることができる。**

2 また、基準上「1 以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていけばよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代替りの職員を置く必要はない。

★ 施設入所支援で行っている日中サービスの従業者の常勤換算については、日中サービスに勤務している従業者が、日中サービスの提供時間以外の時間帯（夜間の時間帯）において勤務した時間についても、日中サービスの勤務時間として繰り入れることができます。

6 人員基準の遵守及び人員欠如減算

★ 対象サービス…全てのサービス

実地及び書面指導等において「人員基準を満たしていない」との指摘を受ける事例が未だに見受けられます。

人員基準を満たしていない場合、介護給付費等の減算につながる場合と、減算にはならない場合がありますが、「減算にならなければよい」と安易に考え、人員基準を満たさない状態が継続している場合や改善されない場合は、県として従業者の増員・利用定員の見直し・事業の休止等の指導を行う他、これに従わない場合には指定の取り消しを検討することとされています。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・ サービス提供責任者の不足
- ・ 障害者支援施設、生活介護事業所の看護職員の不足
- ・ 日中活動系事業所の生活支援員等直接支援職員の不足
- ・ 障害児通所支援事業が営業時間を通じて保育士・児童指導員等の配置基準を満たしていない。

(参考) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

H18 障発 1031001 第二の1(8)

(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

② 算定される単位数

(一) 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

(二) サービス管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

※ (一) 及び (二) の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

③ 略 ※人員欠如の未然防止

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法

士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされている員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(二) 略 ※日中サービス支援型共同生活援助の人員欠如

(三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(五) 多機能型事業所等であつて、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

※児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）、放課後等デイサービスも人員欠如減算の対象となっている。減算の考え方は、上記障害福祉サービス事業と同じ。

7 定員遵守及び定員超過減算

- ★ 対象サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関を除く）、放課後等デイサービス、障害児入所施設（指定発達支援医療機関を除く）

各サービスの指定基準には、定員遵守規定が設けられており、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超過したサービス提供は行ってはならないものとされています。

しかし、地域においてサービス量が不足し、新規利用者を受け入れる必要がある場合等その他やむを得ない事情がある場合に限り、共同生活援助を除き、**一定の率までの弾力的な利用を認め、これを超過する場合に定員超過減算が適用されている**ところです。

実地及び書面指導においては、地域の事情を考慮したとしても、**定員超過そのものが運営基準違反であり**、利用人数の調整や定員の変更等により適正な運営を行うように指導します。

（参考）定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

H18 障発 1031001 第二の1(7)

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。)の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$$30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$$

$$1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人 (受入れ可能延べ利用者数)}$$

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員40人の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

生活介護

$$\rightarrow 20 \text{ 人} \times 150\% = 30 \text{ 人 (10人まで受入可能)}$$

自立訓練(生活訓練)

$$\rightarrow 10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人 (5人まで受入可能)}$$

就労継続支援B型

$$\rightarrow 10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人 (5人まで受入可能)}$$

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

生活介護 → 30人

自立訓練(生活訓練) → 15人

就労継続支援B型 → 15人

(例2) 利用定員40人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

生活介護

→ $20 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 1,320 \text{人}$

$1,320 \text{人} \times 125\% = 1,650 \text{人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $1,650 \text{人} - 1,320 \text{人} = 330 \text{人}$)

自立訓練(生活訓練)

→ $10 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 660 \text{人}$

$660 \text{人} \times 125\% = 825 \text{人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $825 \text{人} - 660 \text{人} = 165 \text{人}$)

就労継続支援B型

→ $10 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 660 \text{人}$

$660 \text{人} \times 125\% = 825 \text{人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $825 \text{人} - 660 \text{人} = 165 \text{人}$)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

生活介護 → 1,650人

自立訓練(生活訓練) → 825人

就労継続支援B型 → 825人

⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員50人の施設の場合

$(50 \text{人} \times 31 \text{日}) + (50 \text{人} \times 30 \text{日}) + (50 \text{人} \times 31 \text{日}) = 4,600 \text{人}$

$4,600 \text{人} \times 105\% = 4,830 \text{人}$ (受入れ可能延べ利用者数)

※ 3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算となる。

(三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員

超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合

(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者

(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その**解消を行うよう指導**すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定の取消しを検討**するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等については、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、**利用者処遇等について十分配慮**すること。

※児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、障害児入所施設(指定発達支援医療機関を除く。)も定員超過減算の対象となっている。減算の考え方は、上記障害福祉サービス事業と同じ。

8 入所者等の安全確保

★ 対象サービス…全サービス

(1) 災害対策の徹底について

県では、障害福祉サービス事業所等における各種防災訓練やマニュアル作成等の際の参考となるよう「障害福祉施設・事業所における災害対応マニュアル」を作成し、県のホームページに掲載しています。

⇒<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaiplan/plan/index.html>

また、平成28年8月31日に岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の入居者が亡くなるという痛ましい被害を受け、非常災害対策と入所者等の安全の確保に努めるよう通知を発出しています。

これらの通知は県のホームページに掲載しておりますので、確認のうえ、上記マニュアルとともに参考にしていただき、効果的な非常災害対策の実施をお願いします。

(通知の名称)

- ・ 高齢者施設等の災害への対応について
(平成28年9月1日付け福指第256号 静岡県福祉指導課長通知)
- ・ 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について
(平成28年9月1日付け障障発0901第1号ほか 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか通知)
- ・ 今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について
(平成28年9月2日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(平成28年9月9日付け障障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

⇒<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/bousai.html>

加えて、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の所有者又は管理者に対し、**避難確保計画の作成および市町への届出、避難訓練の実施等**が義務づけられました。

避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない要配慮者利用施設は早急に義務の履行をお願いします。

(平成29年6月19日付け障企発0619第2号ほか 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか通知)

※要配慮者利用施設とは：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設（例：障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて指定された事業所等）

（参考）避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

（避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインより）

立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u>（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・ 小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、<u>「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）</u>をとる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

※「避難準備情報」については、平成 28 年 12 月 26 日より「避難準備・高齢者等避難開始」と変更されました。

制度改正のページでも紹介しましたが、今年度から業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施が義務づけられました。（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務の経過措置）

策定に当たっては、これまで紹介したマニュアル、通知、ガイドラインなども参考にしてください。

（参考URL）

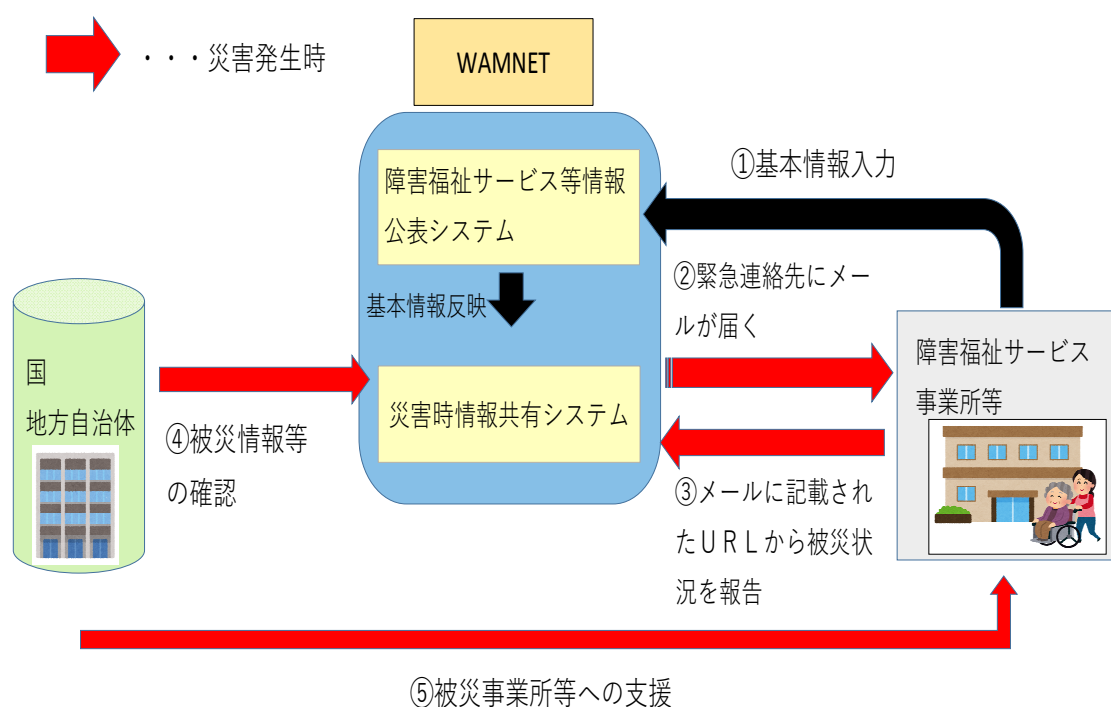
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

○災害時情報共有システムについて

災害発生時における被災状況等を迅速に把握・共有し、事業所等への迅速かつ適切な支援につなげるために、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」が運用されます。

イメージは以下のとおりです。

基本情報に関しては、障害福祉サービス等情報公表システムに入力された情報がシステムに反映されるため、情報公表システムへの入力はまだ済んでいない事業者は速やかに手続きを行うようにしてください。



施設向けの障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書は以下のURLからダウンロードしてください。

(参考URL)

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/shofukushi_saigaisys_manual_00201.pdf

(2) 防犯対策について

平成 28 年 7 月 26 日に神奈川県の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという大変に痛ましい事件が発生いたしました。

各施設・事業所におかれましては、次の事項について留意の上、改めて入所者等の安全の確保に努めるようお願いいたします。

- ① 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠、職員による巡視などの防犯措置を徹底すること。
- ② 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- ③ 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。
- ④ 本事件は、本来障害者の人格尊重、生命・身体の安全確保に配慮して適切な支援を実施すべき立場にあった元職員により、障害者に対する偏見等によって引き起こされた可能性も考えられることから、日ごろ障害者を始め高齢者等の支援等に従事している職員に対して、障害特性や認知症高齢者等に関する正しい知識や支援・介護技術等の研修はもとより、その不満やストレス等に対処する研修や相談体制の構築等、職場の労働環境についても改めて確認し、必要な見直し等に努めること。

(参考)

- ・社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

(平成 28 年 7 月 26 日付け障障発 0726 第 1 号ほか 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか関係課長通知)

- ・「福祉施設防犯対策マニュアル」のデータ提供について

福祉施設の防犯対策を見直し、想定外の外部からの侵入に対応できるための実際に使えるツールとして作成した標記マニュアルについて、県内福祉施設への配付に加えて、下記 URL よりデータで提供しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h29/fukushibouhantaisaku.html>

9 第三者評価の実施状況

★ 対象サービス…すべてのサービス（相談支援を除く）

平成 30 年 4 月 1 日より、重要事項説明書への第三者評価の実施状況の記載が必須となりました。事業所から利用申込者に対して説明していただく重要事項について、提供の開始に際して、提供するサービスの**第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した実施機関の名称、評価結果の開示状況等）**を丁寧に説明し、当該利用申込者から同意を得ていただくようお願いします。

※事業所が苦情等の解決のために設置している第三者委員会とは異なりますので、ご注意ください。

（参考）根拠法令等（居宅介護の場合 ※重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助において準用）

H18 障発 1206001 第三の 3

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護の運営規程の概要…提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した実施機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択する為に必要な重要事項について…説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないとしたものである。

参考資料

- ・障害福祉サービス事業者等における第三者評価の実施に係る留意事項について（平成 30 年 3 月 29 日障発 0329 号第 28 号）

10 レクリエーションでの報酬請求

★ 対象サービス…通所系サービス（特に就労系）

就労継続支援B型等の就労系事業所において、「レクリエーション（ボーリング大会、クリスマス会、忘年会等）」だけを行う営業日の利用について、報酬を算定している事例が複数見受けられました。

請求の対象となる利用日には、「生産活動の機会の提供」もしくは「就労のための訓練・支援」が行われる必要があり、就労利用者への個別支援計画への位置付けもなく、利用者の就労支援に直接結びつく要素が薄いイベント（レクリエーション）への参加は、いずれにも該当しない可能性があります。

イベント（レクリエーション）への参加が一律に請求の対象外とはいえませんが、国Q Aでは、

- ① 事業計画または個別支援計画に明記されていること。
- ② 実際に職員が同行して当該サービスの提供を行っていること

との要件を示したものがあります。

また当然のことですが、当該活動の目的や実施結果が「訓練」といえる内容であったことについて、事後的に記録上で確認できる必要がありますので、ご注意ください。

11 安全な医療的ケアの実施について

★ 対象サービス…障害児通所支援、生活介護、共同生活援助

令和3年度の報酬改定により、医療的ケア児（者）に係る判定基準が見直され、（新判定スコアの創設）障害児通所支援事業では医療的ケア児に係る基本報酬が新たに設けられるなど、医療的ケア児が必要な支援を受けやすくなるような体制整備が行われました。

それに伴い、事業者においては医療的ケア児（者）である利用者に対し適切な支援を行うことが求められます。

以下のURLにおいて、医療的ケア児（者）に対する支援の実施体制のための手引き並びに研修プログラムが掲載されているため、ご確認していただき、支援のご参考にしてください。

(参考URL)

<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02shogai2020.html>

12 その他

★ 対象サービス…全てのサービス

(1) 運営規程の概要等の掲示について

運営規程の概要等の重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示することとなっておりますが、壁等に貼付することを重視し、見にくい場所への掲示となっている事例があります。例えば、手に取りやすい場所にファイルとして配架するなどの方法も考えられますので、利用者に分かりやすいよう工夫をしてください。

(2) 個人情報の提供に係る同意書における家族の同意について

事業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をしなければなりません。そのため、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は利用者及び家族の同意をあらかじめ文書（以下「個人情報使用同意書」という。）により得ておく必要があります。個人情報使用同意書の内容に「家族の同意」欄が含まれていない事業所が多く見受けられますので、事業所で使用している個人情報使用同意書の内容を再確認の上、必要な修正を行ってください。

(3) 領収証の記載内容について

事業者は指定基準の規定により、サービスの提供に要した費用について、支払いを受ける際に利用者に対して領収証を交付する必要があります。領収証を交付する際には、サービス費や日常生活費などの内訳を明示してください。

また、原則として、口座振替の場合であっても領収証を交付する必要がありますので、注意してください。

(4) 法定代理受領通知について

市町（国保連合会が代行）から自立支援給付費等の支給を受けたときには、本来の受給者である利用者等に対して、代理受領した金額等を書面により通知してください。

通知の様式は任意です。国保連システムの請求明細書を交付することにより法定代理受領通知に代えることもできますが、総費用額、自己負担額、給付額に該当月の利用日数やそれぞれの額にかかる説明などを記載することで利用者の理解が深まります。

(5) 届出事項の公開について

報酬に係る届出事項については、利用料等に係る情報として指定障害福祉サービス事業所等において掲示してください。

Ⅲ 各種加算編

1 欠席時対応加算

★ 対象サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

欠席時対応加算は、日中活動系サービス事業所等を利用する予定の日に急病等でその利用を中止した場合に、従業者が利用者やその家族との連絡調整その他相談援助を行うことを評価して、月に4回まで算定される加算です。（主たる対象が重症心身障害児の事業所で、1月の定員充足率が80%未満の場合は、8回算定可能。）

実地及び書面指導等においては、**利用者の状況や相談援助の記録がない又は記録が不足していること等の指摘を行うことが多く見受けられました。**

欠席対応を行った記録については、少なくとも、連絡日時、欠席日、連絡を受けた職員名、相手方、利用者の状況（健康状態など欠席の具体的な理由）、次回の利用を促すなどの相談援助内容が記載されていることで、加算要件を満たすかどうかを確認してください。

なお、欠席時対応加算を算定した日については、支給量として定められた利用日数に含めない取扱いとして差し支えありません。（H27年度報酬改定Q&A問4）

また、放課後等デイサービスに関しては、欠席時対応加算Ⅱが新設されました。（資料76ページ参照）

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ **連絡が取れなかった**にもかかわらず、加算を算定している。
- ・ 欠席日の翌日の連絡についても加算を算定している。
- ・ **3営業日より前の連絡**であったが、加算を算定している。
- ・ 欠席理由や援助内容についての記録がない。
- ・ 欠席時対応加算を算定しながら、キャンセル料（食材料費ではない）を請求している。
- ・ 利用者が**他事業所を利用している日に加算を算定**している。

（参考）根拠法令等（生活介護）

H18 障発 1031001 第二の2(6)

⑧ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその**利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能**とする。

(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

2 送迎加算

- ★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援（児童発達支援センターを除く（重症心身障害児を除く））、放課後等デイサービス

送迎加算は、利用者の居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合に算定できる加算です。事業の特性の違いから、日中活動系サービス事業所と短期入所事業所では加算要件が異なっていますので、ご注意ください。

実地及び書面指導等においては、日中活動系サービス事業所で要件を満たさない旨の指摘を行うことが多かったため、各事業者は、**直近月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくとともに、毎日の送迎の乗降状況を確実に把握し、記録してください。**

また、児童発達支援センター（重症心身障害児を除く）において、障害児に対して行う送迎については加算の対象外ですが、重症心身障害児に対して行う送迎については、加算の要件を満たすことを県へ届け出たうえで送迎を実施した場合、児童発達支援センター（重症心身障害児を除く）であっても送迎加算を算定することができます。

なお、居宅以外であっても、**事業所の最寄り駅や集合場所との送迎も加算の対象になります。事前に利用者と合意のうえ特定の場所を定めておく必要があります。**居宅以外の場所での送迎について、事前に利用者と合意の上で実施していることが分かるようにしてください。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ 1回の送迎につき平均10人以上の送迎を実施していないが、加算（Ⅰ）を算定している。
- ・ 居宅以外との送迎に対し加算を算定しているが、事前に利用者と適切に合意のうえで特定の場所を定めた事実が確認できない。

（参考）根拠法令等（生活介護）

H18 障発 1031001 第二の2(6)

⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など。（以下略）
- (二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。
また、送迎加算（Ⅱ）については、当該月において、次の（ア）又は（イ）のい

ずれかに該当する場合に算定が可能であること。

(ア) 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所
にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用
(イ) 週3回以上の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象と
なるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留
意すること。

- (三) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と指
定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、
対象となること。
- (四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公
共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。
- (五) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて、543号告示別表第二に掲げる行
動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表
の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である
者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。

H27.3.31 平成27年度報酬改定Q&A(問2)

問) 送迎の範囲について、事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められるのか。

答) 事業所と居宅以外には、例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集
合場所等までの送迎が想定される。ただし、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、
それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定め
ておく必要があり、**利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合
や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算
定対象外となることに留意すること。**

なお、**事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への
送迎も算定対象**となる。

H27.4.30 平成27年度報酬改定Q&A(VOL.2)(問31)

問) 病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎に
ついても、送迎加算の算定対象となるのか。

答) 送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集
合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは
趣旨が異なり、送迎加算の対象とはならない(病院や日中一時支援事業所がたまたま集
合場所となっている場合を除く。)

なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとし
て、送迎加算の対象として差し支えない。

H27.3.31 平成 27 年度報酬改定 Q & A (問 3)

問) 厚生労働大臣が定める送迎については、「1 回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 50/100 以上)の利用者が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合」としているが、具体的にどのように算定するのか。

答) ○ 基本的な考え方は、以下のとおり。

	日	月	火	水	木	金	土
朝	1	2	3	4	5	6	7
夕		12 人 10 人		10 人 8 人		10 人 10 人	
朝	8	9	10	11	12	13	14
夕		10 人 10 人		10 人 10 人		11 人 9 人	
朝	15	16	17	18	19	20	21
夕		10 人 10 人		11 人 9 人		10 人 10 人	
朝	22	23	24	25	26	27	28
夕		10 人 8 人		12 人 10 人		10 人 10 人	
朝	29	30	31	→延べ 260 人回			
夕		10 人 10 人					

- ・ 1 回(片道)の送迎人数が平均 10 人
 ・ 週 3 日以上実施

送迎加算(I)対象



加算額:260 人回×27 単位=7,020 単位

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1) ※下線部平成 27 年度改定部分

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 11 の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 1 の 11 のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 通所報酬告示第 1 の 11 のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を 1 人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

- (三) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものにおいても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

3 福祉専門職員配置等加算

★ 対象サービス…療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

福祉専門職員配置等加算は、I型・II型とIII型とで算定要件が異なります。I型及びII型においては、事業所に直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、特定の資格を持つ者の割合を評価します。III型においては、事業所に配置されている全ての直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合、もしくは直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合を評価します。

福祉専門職員配置等加算における「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいうこととされています。**実地及び書面指導等においては、「非常勤職員が休暇等により出勤していない場合、その分は常勤換算に入れることはできない」との考え方により、勤務実績によって常勤で配置されている従業者とみなせない者がいるために要件を満たしていない月がある旨の指摘を行うことが多かったため、各事業者は、直近月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくようお願いします。**

また、多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとされています。この場合において当該多機能事業所の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者については、常勤で配置されている従業者に含まれることとされています。

なお、以下の点について注意して当該加算を算定するようにしてください。

・児童のサービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）においては、I型・II型とIII型とで計上できる直接処遇職員が異なります。

・就労継続支援A型、B型においては、特定の資格の中に「作業療法士」が令和3年度から含まれるようになりました。

H21.4.30 平成21年度報酬改定Q&A (VOL.3)

問) 同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

例1 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、就労継続支援B型事業所で10時間の場合

例2 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で20時間、就労継続支援B型事業所で20時間の場合

例3 1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、生活支援員として勤務し、共

- 同生活介護事業所で10時間、サービス管理責任者として勤務している場合
- 答) 1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、
- 1 福祉専門職員配置等加算(I)
直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が25%以上
 - 2 福祉専門職員配置等加算(II)
 - ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上
 - イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上があるところである。
- 2 このうち1及び2のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。
- 複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)として評価されたい。**
- 3 また、2のアにおいては、
「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)」
÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」
が75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。
 - 4 例1:1及び2のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は2のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。
例2:1及び2のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員(1人)として取り扱うこと又は2のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。
例3:1及び2のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は2のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設

平成24年度報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組みとして、「福祉・介護職員処遇改善交付金」（以下「交付金」という。）相当分を報酬に円滑に移行するため、経過的な取扱いとして、「福祉・介護職員処遇改善加算」が創設されました。

また、障害福祉サービス等では、小規模な事業所が多く、交付金申請率が介護保険事業所と比べて低かった（平成23年度厚生労働省全国調査より、介護保険事業所83%、障害福祉サービス事業所73%）ことから、処遇改善加算よりも低率ではあるものの直接支援職員（介護職員等）以外の事務職員、サービス管理責任者等も賃金改善の対象に含めることができる「福祉・介護職員処遇改善特別加算」も創設されました。

令和3年度報酬改定では、令和2年度まで加算率が5段階だったものが、3段階に変更となりました。（加算区分（Ⅳ）、（Ⅴ）の廃止。引き続き算定する事業所については、令和4年3月31日まで算定可能とする経過措置があり）

○ 加算取得の要件

- ① 賃金改善計画の策定・実施
- ② 福祉・介護職員の資質向上の取組み（キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件）

○ 加算額の算定

各事業所の報酬総単位数に対象サービスごとの加算率を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）に、1単位の単価を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

	要件①	要件②				加算率
		キャリアパス要件			職場等環境等要件	
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		
I型	○	○	○	○	サービスごとに定める加算率	
II型	○	○	—	○		
III型	○	Ⅰ又はⅡが○		—		○
IV型	○	Ⅰ又はⅡが○		—	—	III型の90/100
V型	○	—	—	—	—	III型の80/100

上表の各加算のタイプごとに○を付した要件を満たす必要があります。

また、処遇改善の内容（給与・賃金の改善、キャリアパス・職場環境要件の内容等を含む）を、全ての福祉・介護職員に周知していることも加算の要件になっています。

○ 加算に係る提出書類及び提出期限

区分	提出書類	提出期限
新規に加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検表 福祉・介護職員処遇改善計画書 その他必要な添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 算定を受ける年度の前年度の2月末日 年度途中の場合、算定を受けようとする月の前々月の末日
届出の内容に変更があった場合 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検表 福祉・介護職員処遇改善計画書 その他必要な添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 変更のあったとき ※ 複数事業所を一括して申請を行う事業者が事業所を追加する場合などは算定を受けようとする前月の15日
実績報告書 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検表 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 その他必要な添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 算定を受けた年度の翌年度の7月末日 ※ 年度途中で事業所を廃止等した場合は、最終支払月の翌々月の末日

(注) 提出書類の詳細については、県の福祉指導課障害指導班ホームページをご覧ください。

○ 改善の対象となる職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス当事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

注 各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

※障害福祉サービス経験者については、人員基準の見直しにより廃止されることとなっているが、2年間の経過措置が設けられているため、処遇改善加算においても、令和5年3月31日までに限り、対象職種とする。

※対象にならない職種等：管理者（生活支援員等を兼ねる場合を除く）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、医師、看護職員、機能訓練担当職員、調理員、送迎要員、清掃員等

※法人役員の取り扱い：法人代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）は対象とならない。

ただし、法人役員であっても、対象職種に従事しており、役員報酬とは別に給与・賃金等が支払われていれば、その改善分については加算の充当が認められる。

○ 改善の対象とならない支払いの例

- 出張旅費、資格取得費等（実費相当額を補償するような支払い）
- 祝い金・弔慰金・慰労金等
- 就業規則変更費用、研修開催経費、会議費等

※賃金・給与等の改善といえないものは対象外

○ 変更の届出

次の場合には、変更の届出をしてください。

- ① 会社法による吸収合併等により処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数事業所を一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合

○ 実績報告書の提出

以下の事項を含めた実績報告書を提出してください。

- ① 加算の総額
 - ② 賃金改善実施期間
 - ③ ②の期間における次の事項
 - ア 福祉・介護職員常勤換算数の総数
 - イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額※ 積算の根拠となる資料を作成すること。
 - ④ 実施した賃金改善の方法
「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。
 - ⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含めることができる。）
※ 積算の根拠となる資料を作成すること。
 - ⑥ 福祉・介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
⑤の額を③ アの数で除して得た額（1円未満切り捨て）を記載する。
- ※ **実績報告書等の様式は、県の福祉指導課障害指導班ホームページからダウンロードできます。**

※ 改善額は、過去の給与・賃金支給額との単純比較ではなく、比較対象年度の給与・賃金水準を今年度の従事者の勤務実績に当てはめた場合の「仮定」の給与・賃金支給額との比較により算出する必要がありますので注意してください。

○ 福祉・介護職員処遇改善計画書等の届出先

事業所の指定権者

- ① 静岡市又は浜松市に所在地を有する事業所 ⇒静岡市又は浜松市
- ② ①以外の事業所 ⇒静岡県

※ ①及び②の**複数事業所を一括して申請を行う事業者は、指定権者ごとに届出**をする必要があります。

○ 賃金改善実施期間

賃金改善を実施する期間のことを言い、**加算の算定月数と同じ月数**とします。

原則4月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の

3月までとなります。

○ **キャリアパス要件について**

加算取得の要件として、キャリアパス要件がありますが、概要は下記のとおりです。

- I…**職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること**
- II…**資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること**
- III…**経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（H29年度～）**

○ **職場環境等要件について**

職場環境等要件は、資質の向上にかかる事項、労働環境等にかかる事項等を実施することですが、キャリアパス要件と重複する内容は選択できませんので、注意してください。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設

令和元年10月の報酬改定により、現行の福祉・介護職員等処遇改善加算の制度の中で一定水準（Ⅲ型以上）を算定している事業所の中で、一定の条件を満たす事業所を対象に、経験・技能のある障害福祉人材に対する重点的な処遇改善を行うことを主な目的として、特定処遇改善加算が創設されました。

○ 加算取得の要件

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ型～Ⅲ型のいずれかを取得
 - ② 職場環境等要件の取り組みを「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分の中から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取り組みを実施
 - ③ 見える化要件（障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載）を満たす
- ※ 「見える化要件」については、情報公表システムの改修に伴い、令和3年度及び令和4年度については算定要件とはしない。

特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定する場合

- ④ 配置等要件（福祉専門職員配置等加算もしくは特定事業所加算を算定）を満たす

○ 加算額の算定

サービス別の基本サービス費に現行加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

○ 配分対象と配分方法

事業所においては、従業者を賃金改善の対象となる以下のグループに分類します。

- a 経験・技能のある障害福祉人材…以下のいずれかに該当する職員で経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者（勤続年数10年以上の職員を基本とする）
 - ・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
 - ・心理指導担当職員（公認心理師含む）

- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者
- b 他の障害福祉人材…経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者
- c その他の職種…障害福祉人材以外の職員

※経験・技能のある障害福祉人材については各事業所の裁量により設定できますが、その基準設定の考え方については処遇改善計画書及び実績報告書において記載する必要があります

※法人役員の取り扱いについては現行の処遇改善加算と同様です。

実際に配分するに当たっては、各グループの平均賃金改善額について、以下のとおりとなるように配分してください。

- ①経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は賃金改善に要する見込み額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の見込額が年額440万円以上
- ②経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額を上回る
- ③他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでない）
- ④その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）

①については、例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとします。また、改善前の賃金が年額440万円以上の者がいる場合には、当該要件は満たしているものとします。

○ 変更の届出

現行の処遇改善加算において変更の届出が求められている場合のほか、配置等要件に関する適合状況に変更がある場合には、下記の事項を記載した変更の届出が必要となります。

- ・福祉・介護職員等特定処遇改善計画書における賃金改善計画、配置等要件の変更に係る部分の内容（計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画書添付書類を添付）

なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことによ

り、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行ってください。

○ 実績報告書の提出

以下の事項を含めた実績報告書を提出してください。

- ① 賃金改善実施期間
 - ② 特定処遇改善加算の総額
 - ③ ②の期間における次の事項
 - ア 職員に支給した賃金の総額
 - イ 各グループにおける、職員に支給した賃金の総額
 - ウ 当該グループの対象人数（原則として常勤換算方法によるものとする。）
 - エ 経験・技能のある障害福祉人材のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数（当該者を設定できない場合はその理由）
 - オ 改善後の賃金が最も高額となった者の賃金福祉・介護職員常勤換算数の総数
- ※ 積算の根拠となる資料を作成すること。
- ④ ③ア及びイの実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含めることができる。）
- ※ 積算の根拠となる資料を作成すること。
- ⑤ 実施した賃金改善に係る賃金項目及び方法
- ※ 特定処遇改善加算における改善額は、過去の給与・賃金支給額との単純比較ではなく、比較対象年度の給与・賃金水準を今年度の従事者の勤務実績に当てはめた場合の「仮定」の給与・賃金支給額であって、現行の処遇改善加算により改善された状態との比較により算出する必要がありますので注意してください。
- ※ **実績報告書等の様式等は、県の福祉指導課障害指導班ホームページからダウンロードできます。**

第3 実地及び書面指導における主な留意事項（障害児サービス）

I 運営編

1 障害児通所支援事業所における人員配置基準

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童福祉に係る専門性及び質の向上を図ることを目的として、**人員基準上必要な職員が「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」から「児童指導員又は保育士」に見直されました。**（障害福祉サービス経験者の削除）

たとえば、利用人数が10人以内の放課後等デイサービス事業所（重心以外）の場合、基準上必要な職員数は2人なので、当該2人については児童指導員、保育士のいずれかである必要があります。

令和3年4月1日において現に指定を受けている事業所には経過措置が設けられています。経過措置の対象の事業所におかれましては、令和5年3月31日までに児童通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が障害児の数の区分に応じそれぞれ定める数以上の配置となるよう見直してください。

なお、基準上必要な職員（2人）に加えて職員を配置する場合、加配する職員については児童指導員、保育士でなくても配置が可能です。

注）強度行動障害支援者養成研修研修（基礎研修）修了者・手話通訳士・手話通訳者については、児童指導員等加配加算の要件にある「児童指導員等」に含まれますが、基準上の「児童指導員」として配置することはできません。

また、障害児通所支援事業では、**サービス提供時間を通じて、利用日ごとに当日の全利用者数に対して必要な職員数を配置する必要があります。**

例えば、定員10人の事業所において、ある日の利用児童数が11人以上15人以下となった場合、当該日に基準上必要な職員数は3人となります。

なお、ここでいう配置職員数とは、サービス提供時間を通じた実数配置となるので、有給休暇を取得している常勤職員を配置職員数に算入することはできません。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ ある日の全利用児童数が13人にも関わらず、基準上必要とされる職員が2人しかいない。
- ・ 多機能型で定員を合わせて10人と設定している事業所等であって、午前・午後を通じてサービスを提供する場合において、午前のみ利用児童が1人、午後のみ利用児童が10人いたが、基準上必要とされる職員が2人しかいない。（当該日の全利用児童数は11人となるため、サービス提供時間を通じて基準上必要な職員が3人必要。）
- ・ ※ 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合はこの限りではありません。

(参考) 根拠法令等

H25 年 県 規 則 17 第 4 条

指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が 10 までのもの 2 以上
- イ 障害児の数が 10 を超えるもの 2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

H24 厚労省令第 15 号、H24 障発 0330 第 12 号 (H30. 3. 30 障発 0330 第 5 号改正現在)

第三 児童発達支援

1 人員に関する基準

- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第 5 条）

① 児童指導員又は保育士（基準第 5 条第 1 項第 1 号）

「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

（例） 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は 1 人となるが、提供時間帯の 2 分の 1 ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2 人が必要となる。

また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、**障害児の数は実利用者の数をいう**ものである。

令和 3 年 4 月 1 日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、基準第 5 条第 1 項第 1 号の員数に加えることができるものとする。

2 主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児を対象としていない事業所が重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置については、指定基準上、①嘱託医、②看護師、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員、⑤児童発達支援管理責任者をそれぞれ1以上配置することとされており、特に専従の要件については示されていませんが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」（平成27年2月20日 事務連絡）において、②～⑤の従業員についてはサービス提供時間を通じて配置すべきとの取扱いが示されています。（ただし、機能訓練担当職員については、平成30年の指定基準改正に伴い「日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合」に、機能訓練を行わない時間帯には機能訓練担当職員を配置しなくてもよいとされました。）

事業者におかれましては、当該Q&Aに沿った形で職員を配置できるよう、人材確保についてご留意ください。

（参考）根拠法令等

Q&A 平成27年2月20日 事務連絡（問3）

問）放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業員は専従である必要があるのか。

答）放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業員に専従要件を設けているものではないが、**支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある。**

なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

Q&A 平成30年3月30日 VOL.1（問114）

問）児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

答）**重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。**

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

3 児童指導員の任用資格について

児童指導員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条で定められています。

人員配置や加算の算定に当たっては、下表を参考としてください。下表①～⑩のいずれかに該当する者は、下表証明書類をもって、児童指導員としての配置が可能です。

資格要件	証明書類
①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設(*)を卒業した者 *児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設	卒業証書の写し
②社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
③精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
④学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学が認められたことの証明書の写し
⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	研究科の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの	高等学校卒業以上に該当することを示す卒業証書の写し（大学の卒業証書も可） 及び 2 年以上かつ 360 日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経歴証明書の原本

⑨教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	教員免許の写し
⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	3年以上かつ540日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経歴証明書の原本

※1 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条で定める社会福祉事業のうち次の事業をいう。

第1種社会福祉事業

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

第2種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※2 教諭には、養護教諭や栄養教諭は含まれない。

※3 相当する課程で届出をする場合は、卒業証書の写しに加えて履修証明書の写しも提出すること。

4 ガイドラインの遵守及びサービスの質の評価・改善等

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、**県規則に定められた事項について、自己評価及び保護者の評価を受けて、その改善を図らなければなりません。**そして、それらの評価及び改善内容をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用等により公表する必要があります。

なお、**基準に基づく自己評価結果等の公表（年1回以上）が適切に行われていない場合には給付費の減算を求められますので、ご注意願います。**

また、サービスの提供に当たっては、ガイドラインを参考にし、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を行うようにしてください。

（参考）根拠法令等（放課後等デイサービス）

H25 年 県 規 則 17 第 25 条

1～2 （略）

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定児童発達支援事業者は、**おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

(参考) 根拠法令等 (児童発達支援)

平成 24 年障発 0330 第 16 第一 (8)

質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ (略)

H30.3.30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 104)

問) 自己評価結果等の公表状況については、どのように行うのか。

答) 自己評価等結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成 30 年 4 月 1 日から施行される障害福祉サービス情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

(参考) 通知

- ・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年4月1日障発0401第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について（平成29年4月3日障発0403第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・児童発達支援ガイドラインについて（平成29年7月24日障発0724第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

II 各種加算編

1 児童通所支援の基本報酬の算定

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分が創設されました。

加えて、放課後等デイサービスの基本報酬については、指標該当児の割合による区分が廃止され、サービス提供時間による区分に見直されました。

- | |
|------------------------------------|
| ・主たる対象者が重心 ⇒ 非該当 |
| ・主たる対象者が重心以外でサービス提供時間が 3時間以上 ⇒ 区分1 |
| 3時間未満 ⇒ 区分2 |

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

平成24年厚労省告示122 別表第3

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上)

(一)医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,302単位

(二)医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,302単位

(三)医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,271単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,069単位
- c 利用定員が21人以上の場合 969単位

(四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 302単位

(2) 区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)

(一)医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,591単位

b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,393 単位

c 利用定員が 21 人以上の場合 2,295 単位

(二)医療的ケア区分 2

a 利用定員が 10 人以下の場合 1,591 単位

b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,393 単位

c 利用定員が 21 人以上の場合 1,295 単位

(三)医療的ケア区分 1

a 利用定員が 10 人以下の場合 1,258 単位

b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,060 単位

c 利用定員が 21 人以上の場合 962 単位

(四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が 10 人以下の場合 591 単位

b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 393 単位

c 利用定員が 21 人以上の場合 295 単位

以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第 269 号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から(四)に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合

ア (二)に該当しない就学児について算定すること。

イ 次の(i)又は(ii)に該当すること。

(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。

(ii) 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。

(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合

ア (二)に該当しない就学児について算定すること。

イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。

(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。

(ii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。

(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間

B 1日に設置される単位の数：1単位

提供時間：A×B=4時間

(例 2) A 標準的なサービス提供時間 : 2 時間

B 1 日に設置される単位の数 : 2 単位

提供時間 : $A \times B = 4$ 時間

以下略

2 児童指導員等加配加算・専門的支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価が見直され、児童指導員等加配加算（Ⅱ）が廃止された一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配して行う支援を評価する、専門的支援加算が創設されました。

また、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者が追加されました。

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算は、指定基準上必要となる従業者の員数に加えて、従業者を配置した場合に算定できる加算です。本県では、支援の強化という加算の趣旨を鑑み、すべての営業日（サービス提供日）において、営業時間（サービス提供時間）を通じて人員基準に加えて、1人以上の従業者を配置するよう指導しています。

なお、利用者の個別支援計画を作成していない（個別支援計画未作成減算の対象となっている）場合は、当該加算の算定できません。

また、当該加算は人員基準を満たしていることを前提としているため、管理者や児童発達管理責任者が欠如している場合にも算定できません。

(1) 児童指導員等加配加算における基本事項

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

平成24年厚労省告示122 別表第3 1

注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - (一)利用定員が 10 人以下の場合 187 単位
 - (二)利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 125 単位
 - (三)利用定員が 21 人以上の場合 75 単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - (一)利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
 - (二)利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
 - (三)利用定員が 21 人以上の場合 49 単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - (一)利用定員が 10 人以下の場合 90 単位
 - (二)利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 60 単位
 - (三)利用定員が 21 人以上の場合 36 単位

以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

② 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 の児童指導員等加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。

ア (二) に該当しないこと。

イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）していること。

ウ 令和 3 年度改正後指定通所基準附則第 6 条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、(1) 又は (2) を算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を 2 名以上配置（常勤換算による算定）していること。

(二) 通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。

ア 通所報酬告示第 3 の 1 のハを算定していること。

イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）

していること。

(三) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

(1) の③の(六)を準用する。

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1)

③の(六) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。

なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

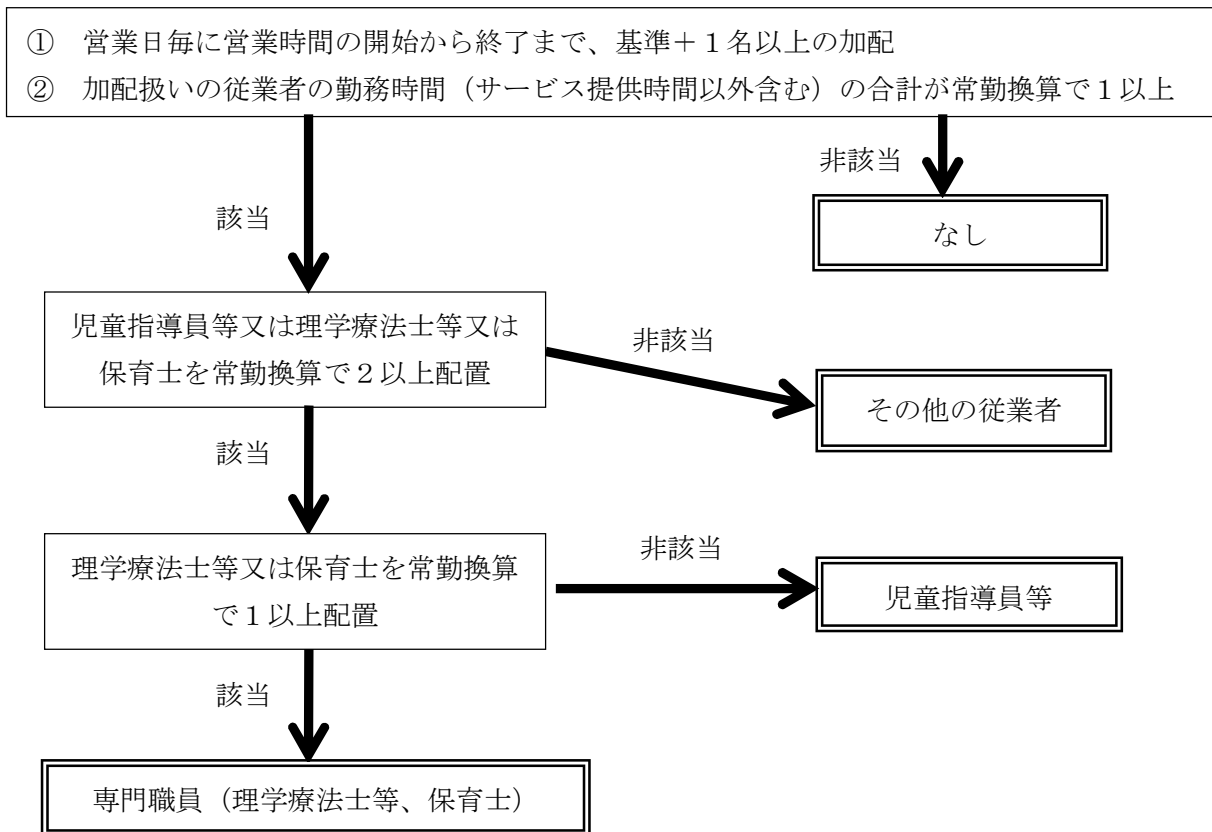
- ・ 理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。
- ・ 理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。

理学療法士等、児童指導員等、その他従業者の加配(営業日毎に営業時間を通じて1以上の加配+加配された従業者の1日毎の勤務時間の合計が常勤換算で1人以上)の加配している場合に算定できます。

<加算の区分>

児童発達支援	専門職員(理学療法士等)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者
	専門職員(保育士)	保育士
	児童指導員等	児童指導員、強度行動障害支援者養成研修研修(基礎研修)修了者、手話通訳士、手話通訳者
	その他従業者	
放課後等デイサービス	同上	

例) 定員 10 人の放デイ (重心以外) の場合



(2) 専門的支援加算における基本事項

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

平成 24 年厚労省告示 122 別表第 3 1

注 8 理学療法士等 (保育士を除く。以下この注 8 において同じ。) による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数 (注 7 の加算を算定している場合は、注 7 の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。) に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注 4 の (2) を算定している場合は、加算しない。

イ 障害児 (重症心身障害児を除く。) に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が 10 人以下の場合 187 単位
 (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 125 単位
 (3) 利用定員が 21 人以上の場合 75 単位

以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

③ 専門的支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の1の注8の専門的支援加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（通所報酬告示第3の1の注7の加算を算定している場合は、注7の加算に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を1以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは（1）の③の（六）を準用する。

なお、通所報酬告示第3の1の注7の加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない点に留意されたい。

また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合は算定できないこととする。

児童発達支援の場合は理学療法士等又は児童指導員、放課後等デイサービスは理学療法士等の加配（営業日毎に営業時間を通じて1以上の加配＋加配された従業者の1日毎の勤務時間の合計が常勤換算で1人以上）の加配している場合に算定できます。

児童発達支援と放課後等デイサービスでは、専門職の対象職種が異なりますので注意してください。

※ 児童発達支援における専門的支援の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとされています。

<加算の区分>

児童発達支援	理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、 <u>児童福祉事業について5年以上経験のある保育士</u>
	児童指導員	<u>児童福祉事業について5年以上経験のある児童指導員</u>
放課後等デイサービス	理学療法士等 <u>保育士及び児童指導員は対象外</u>	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者

(3) その他

<児童指導員等加配加算と専門的支援加算の優先順位について>

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問62)

問) 児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、算定する上での優先順位はあるのか。

答) 優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選び、都道府県等に届出を行うことができる。

<対象職種について>

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問63)

問) 専門的支援加算について、心理指導担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。

<参考：厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（抄）>

※「心理指導担当職員」に関する規定

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
次のいずれかに該当する者
- イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

答) **心理指導担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。**

なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理指導担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問66)

問) 児童発達支援における専門的支援加算の要件のうち、「5年以上児童福祉事業に従事した」ことについて、どのように確認することが考えられるのか。

答) 児童指導員又は保育士の**資格を取得した日及び当該日以降に児童福祉事業を行う事業所で子どもへの直接支援に従事した在职期間や従事日数が分かる証明書等により確認**することが考えられる。

また、**日数については、在职期間の合計が5年以上であって、従事日数の合計が900日以上とすることを想定している。**

★ 体制届を提出の際は、添付書類として、資格証の写し及び実務経験証明書を御提出ください。

<多機能型の特例の適用事業所における算定について>

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問64)

問) 多機能型事業所の特例により、午前中に児童発達支援、午後に放課後等デイサービスを実施している多機能型事業所において、専門的支援加算における、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を常勤換算で1以上配置する場合、児童発達支援の提供

時間だけで常勤換算を計算するのか。もしくは、多機能型事業所として放課後等デイサービスでの配置時間も含めて計算するのか。

答) 専門的支援加算で算定する専門職については、常勤換算で1以上配置する必要がある。問のような多機能型事業所については、午後の時間も含め、常勤換算で1以上の専門職を配置することで要件を満たすものとする。

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問64)

問) 多機能型事業所の特例により、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所を実施しており、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置して専門的支援加算を算定する場合、児童発達支援の利用者についてのみ算定することとなるのか。

答) 貴見のとおり。常勤換算の時間には多機能型事業所としての放課後等デイサービスに従事した時間も含めることができるが、報酬の算定は、児童発達支援のみ可能となる。

なお、制度改正前に下記のとおり国から受けた回答に沿い「**その日の実利用者数 に対して基準配置に加えて加配対象の常勤職員1名を配置する必要があるが、1以上配置されていない日がある場合は、その日に関しては算定不可(日単位)**」としているところで、十分ご注意ください。

県から国への照会に対する回答

問1) 10人定員で、基準配置の2人+加配対象の常勤職員1名(合計3名)を配置している事業所において、ある日、実利用者が11名となった場合、当該日の基準上の人員配置が3人となり、当該日においては指導員加配配置がないことから、加算算定はできないと考えてよいのか。

答1) **当該日については、加配加算の算定はできない。**

問2) 問1のケースで、加配加算が算定できない場合、加配加算は、日単位で算定できないと考えるのか。又は、一定期間における常勤換算において1以上の配置を満たさない場合に当該時間全体について算定できないと考えるのか。

答2) **日単位で算定できないこととなる。月全体として届出による加配体制が確保されていれば、一時的に利用者数が11人以上である日以外は加配加算を算定して差し支えない。**

3 延長支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

延長支援加算は、運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間は含まない）が**8時間以上**であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じて算定できる加算です。

ここでいう「営業時間」とは、**基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間**のことであり、当該加算については、運営規程上で**営業時間が8時間以上となっている日（学校の休日等）のみ算定が可能**です。

また、算定の要件にある「延長支援の必要な理由」については原則、**障害児利用計画に記載されていること**が求められています。これについては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問66において、「当分の間やむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする」とされていますが、本来の要件に沿うよう、障害児相談支援事業所と連携し、随時必要事項の記載を進めていただきますようお願いいたします。

<不適切事例として主なもの>

- ・放課後等デイサービスにおいて、午前10時から事業所を開所しているが、基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間帯が午後1時から午後6時までの5時間であり、午後6時以降の利用について延長支援加算を算定していた。（当該事例における営業時間は5時間なので、加算の算定不可）

（参考）根拠法令等（児童発達支援）

平成24年厚労省告示122 別表第1

12 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

- (1) 延長時間1時間未満の場合 61単位
- (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- (3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

- (1) 延長時間1時間未満の場合 128単位
- (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位
- (3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1)

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 12 の延長支援加算については、**運営規程に定める営業時間が 8 時間以上**であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が1名以上配置していること。

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

H27.3.31 平成 27 年度報酬改定 Q & A (VOL. 1)

問 66) 「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業者が作成したものに限られるのか

答) 原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。

しかしながら、障害児支援利用計画の策定状況等も勘案し、当分の間のやむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする。

なお、指定障害児相談支援事業所が作成する場合であっても、改定の施行直後で、やむを得ない理由が記載されていない場合には、次の通所給付決定がなされるまでの間は、柔軟に取り扱って差し支えない。

4 事業所内相談支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

事業所内相談支援加算は、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合に算定できる加算です。

令和3年度から、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能となりました。（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回が限度）

事業所内相談支援加算Ⅰ・・・個別	100 単位/回
事業所内相談支援加算Ⅱ・・・グループ(※)	80 単位/回
(※)障害児及びその家族等に対し、他の障害児及びその家族と合わせて相談支援を行うこと	

事業所で支援を行っている時間と同一時間帯に相談援助を行った場合にも算定可能となっています。

当該加算を算定するためには、事業所内で相談支援の援助を行うことについて個別支援計画に記載の上、あらかじめ保護者の同意を得ておく必要があります。

また、相談支援の日時や要した時間、相談内容の要点を記録しておいてください。30分に満たない相談援助は対象外です。

(参考) 根拠法令等 (児童発達支援)

平成24年厚労省告示122 別表第1

2の2 事業所内相談支援加算

イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ) 100単位

ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ) 80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

H24 障発 0330 第16号 第二の2(1)

⑥ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のイの事業所内相談支援加算（Ⅰ）については、次のとおり取り扱うこととする。

（一） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合

（二） 相談援助を行った場合は、**相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。**

（三） 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

（四） 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。

ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。

⑥の2 事業所内相談支援加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のロの事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、次のとおり取り扱うこととする。

（一） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合

（二） **相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。**なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

（三） ⑥の（二）から（四）を準用する。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 1（問108）

問） 事業所内相談支援加算について、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となったが、障害児の同席は不要なのか。

答) 障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能としたものである。

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1 (問55)

問) 事業所内相談支援加算 (I) について、障害児に通所による支援を行っていない日に算定することもできることとされたが、事業所が相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に通所した場合(※)も算定は可能か。また、事業所内相談支援加算 (II) についても同様と考えて良いか。

(※) 午前には保護者がA放課後等デイサービス事業所で相談援助を受け、午後に障害児がB放課後等デイサービス事業所を利用するような場合。

答) 障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

しかし、事業所内相談支援加算 (I) 及び事業所内相談支援加算 (II) については、通所による支援と別日に相談援助等が行われ、結果として、保護者への相談援助を行う日に、障害児が他の事業所を利用することも想定されることから、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとする。

ただし、**同一日に2つ以上の事業所による相談援助を行った場合、相談援助に係る加算はいずれかの事業所のみ算定**できる点に留意されたい。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1 (問56)

問) 事業所内相談支援加算 (I) 及び事業所内相談支援加算 (II) について、相談援助を行う従業者に係る要件はあるのか。

答) 相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において、当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとする。

なお、事業所内相談支援加算 (II) については、同時に、複数の保護者に対して相談援助を行うため、事業所内で、保護者への相談援助について一定の経験を有する者が担うことを想定している。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1 (問57)

問) 事業所内相談支援加算 (II) については、グループでの面談として、ペアレント・トレーニングなどを想定しており、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのような場合は算定の対象外と考えてよいか。また、グループでの面談等の具体的な方法について要件はあるのか。

答) **事業所の従業者による相談援助が介在しない場合は、貴見のとおり本加算の算定は認められない。**

グループでの面談等の具体的な方法については、各事業所において検討するものとし、

報酬を算定する要件として、具体的な方法は定めていない。

なお、厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」(※)が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考とされたい。

(※) 令和元年度障害者総合福祉推進事業「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」成果物。

5 強度行動障害児特別支援加算及び強度行動障害児支援加算

- ★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

強度行動障害児特別支援加算（障害児入所施設）及び強度行動障害児支援加算（障害児通所支援事業所）とは、強度行動障害児の行動障害の軽減を目的として、各種の支援・指導・訓練を行う場合に算定する加算です。

強度行動障害児支援加算の要件にある「厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童」の判定は、各市町が判断することになっています（強度行動障害児特別支援加算の場合は、都道府県が判断します）。

<強度行動障害児特別支援加算の主な要件等>

福祉型障害児入所施設 平成 24 年厚生労働省告示 123 別表第 1 の 1	
注 7 (781 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・月に 1 回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を 1 以上配置すること。 ・常勤の児童指導員の員数を満たしていること。 (1～4 人→2 人、5～8 人→3 人、9～12 人→4 人…) ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を 1 人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成すること。 ・心理指導担当職員を 1 以上配置すること。 ・加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、2 人用居室として差し支えない。 ・行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。
注 7 (700 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算することができる。

(参考) 根拠法令等

福祉型障害児入所施設 H24.3.30 障発 0330 第 16 号 第三の(1)	
⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い	<p>入所報酬告示第 1 の 1 の注 7 の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は 1 人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を 1 人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。</p>
	<p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価</p>

したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。

なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。

同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。

<強度行動障害児支援加算の主な要件等>

児童発達支援

平成 24 年厚生労働省告示 122 別表第 1 の 9 の 2

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援事業または共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

H30. 3. 30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 111)

問) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。

答) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

H30. 3. 30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 3 (問 22)

問) 対象となる従業者には常勤の要件はないのか。

答) 施設として配置し、支援する日にいけばよい。

R3. 3. 31 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 29)

問) 児童発達支援管理責任者が「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」の要件を満たす場合であっても、強度行動障害児支援加算の算定は可能であると考えるか。

また、算定できる場合、算定するのは児童発達支援管理責任者が直接支援を提供しているかどうかは問わず、当該児童発達支援管理責任者が配置されている日は算定できるものと考えて良いか。

答) いずれも、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

6 医療連携体制加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

※重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できる加算です。

令和3年度から、医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価する、医師からの指示は原則日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするなどを明確化するなど、算定要件や報酬単価が見直されました。

< I ~ V >

対象者	看護の提供時間 (考え方は令和3年度報酬改定Q&AVOL.1(問9)参照)	看護を受けた障害児の数 (1回の訪問につき8名が限度)		
		1名	2名	3~8名
I II III 医ケア児以外	1時間未満	32単位		
	1時間以上2時間未満	63単位		
	2時間以上	125単位		
IV V 医ケア児	4時間未満	800単位	500単位	400単位
	4時間以上	1,600単位	960単位	800単位

< VI・VII >

VI	医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に、喀痰吸引等に係る指導を行った場合	500単位
VII	喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合	100単位

(参考) 根拠法令等

児童発達支援 平成24年厚生労働省告示122別表第1	
イ 医療連携体制加算(I) 32単位	注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して1時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、

	1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位	2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して1時間以上2時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位	3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して2時間以上 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1) 看護を受けた障害児が1人 800単位 (2) 看護を受けた障害児が2人 500単位 (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400単位	4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1) 看護を受けた障害児が1人 1,600単位 (2) 看護を受けた障害児	5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、

<p>が2人 960単位 (3) 看護を受けた障害児 が3人以上8人以下 800単位</p>	<p>当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。</p>
<p>へ 医療連携体制加算(VI) 500単位</p>	<p>6 へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合は、算定しない。</p>
<p>ト 医療連携体制加算(VII) 100単位</p>	<p>7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。</p>

児童発達支援 H24.3.30障発 0330 第16号 第三の(1)

⑬ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

- (一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医か

ら看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。

- (二) **看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。**また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
- (三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
- (四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成（五）通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにおり取り扱うこと。
- ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
- イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で8人を限度とすること。
- ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。
- (六) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。
- (七) 通所報酬告示第1の1のイの(1)から(3)、1のロの(1)から(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)から(三)、1のニの(2)の(一)から(三)、1のホを算定している障害児については、当該加算は算定できないものであること。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1（問8）

問) 医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問について医療機関と文書により契約を締結することが必要か。また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定していて、看護職員の範囲はどのように考えればよいか。

答) 医療機関等と**文書による契約を締結することとする**。「医療機関等」とは、例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で派遣される場合や医療保険又は介護保険上の指定を受けた訪問看護事業所が考えられる。なお、同一法人内の施設から派遣する場合は、法人内の医療体制に係る実

R3. 3.31 令和3年度報酬改定Q & A VOL. 1 (問10)

問) 医療的ケアを必要とする利用者の判断(短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算(VI)を除く。)は、誰が行うのか。

答) 以下のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるか否かについて、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、事業所において判断する。

スコア表(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表) (省略)

R3. 3.31 令和3年度報酬改定Q & A VOL. 1 (問11)

問) 医療連携体制加算の必要性によって報酬区分が異なる取扱いになったことで、医師からの指示があれば医療的ケアを必要としない利用者に対する看護についても加算の算定が可能であることが明確となったが、バイタルサインの測定のみを行う場合も加算の対象となるのか。

答) 利用者の状態によっては、バイタルサインの測定が医師からの看護の提供に係る指示によるものであれば加算の対象として差し支えなく、単にバイタルサインの測定のみを行うことをもって加算の対象外とはならない。また、医師からの指示書にバイタルサインの測定を行う目的や病態変化時のバイタルサインの変動等について記載してもらう等、バイタルサイン測定の必要性の根拠を明確にすること。

R3. 3.31 令和3年度報酬改定Q & A VOL. 1 (問13)

問) 主治医からの医療的ケアの実施に係る指示を受けている利用者について、看護職員が事業所を訪問したが、サービス利用日に結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、加算の算定はできないのか。

答) 医療的ケアを必要とする利用者看護職員を派遣しており、結果的に医療的ケアを必要としなかった場合であっても、医療的ケアを必要とする利用者看護を行ったものとして取り扱って差し支えない。

R3. 3.31 令和3年度報酬改定Q & A VOL. 1 (問14)

問) 1人の看護職員が看護を提供可能な利用者数は、報酬区分によって8人又は3人とされているが、9人又は4人以上の利用者に対して看護を提供した場合については、どのように取り扱うのか。

答) **看護を提供可能な利用者数を超える場合は、複数の看護職員で対応すること。**

R3. 3.31 令和3年度報酬改定Q & A VOL. 1 (問16)

問) 看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員1人に対し1日につき算定可能な報酬区分の取扱いについて、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。

答) 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

$500 \text{ 単位} \times \text{看護職員数}$	\div	$\frac{\text{当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数}}{\text{}}$	$=$	$\frac{1 \text{ 人あたり単位数}}{\text{日}}$ ※ 1 単位未満 (小数点以下) の端数については「切り捨て」とする。
--------------------------------------	--------	--	-----	---

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ $(500 \text{ 単位} \times 2 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 333.3 \text{ 単位}$

→ 333 単位/日 (4 月 1 日分)

・ $(500 \text{ 単位} \times 1 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 166.6 \text{ 単位}$

→ 166 単位/日 (4 月 20 日分)

⇒ $333 \text{ 単位} + 166 \text{ 単位} = 499 \text{ 単位/月 (4 月分)}$

※ $(500 \text{ 単位} \times 3 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 500 \text{ 単位/月}$ とするのではない。

第4 実地及び書面指導における主な留意事項（障害者サービス）

I 運営編

1 サービス提供責任者の配置基準

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

サービス提供責任者の配置にあたっては、以下の3要件のいずれかに該当する員数をおくこととされています。そのため、それぞれの要件において計算し、最も少なかった人数が最低必要人数となります。

①当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上

②当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

③当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

例）月間の延べサービス提供時間が450時間越え、従業者の数10人以下

⇒②の基準により1人で足りる。

なお、①～③ともに、前3月の平均値を用いるため、毎月、要件を充足しているかどうかの確認を行い、サービス提供責任者の適正な配置にご留意ください。

また、①～③について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を一体で運営している場合は、各サービスの合計で算出してください。ただし、1人の利用者が併給している場合は、利用者の数をダブルカウントする必要はありません。

なお、介護保険の訪問介護事業所、介護予防訪問介護事業所と一体で運営している場合は、③を用いて、障害・介護の利用者数の合計数に応じた必要数以上配置すること又は障害・介護それぞれの基準による必要数以上を配置してください。

※居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置して、その者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算することとされていますのでご注意ください。

（参考）根拠法令等

H25 県規則 19 第4条

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

H18 障発 1206001 第三の 1 (2)

(2) サービス提供責任者

① 配置の基準

ア 事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

また、**サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。**

- a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- b 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- c 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

したがって、**例えば、月間の延べサービス提供時間が 450 時間を超えていても、従業者の数が 10 人以下であれば、b の基準、利用者の数が 40 人以下であれば c の基準によりサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。**

(例) 延べサービス提供時間 640 時間、従業者数 12 人(常勤職員 5 人及び非常勤職員 7 人)及び利用者数 20 人である場合、c の基準により、配置すべきサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。

- d c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。この場合次の点に留意する必要がある。

- ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1 月あたり 30 時間以内であること。
- ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1 月あたり 30 時間以内であること。
- ・「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。

- ・居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること
 - ・利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること
 - ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。
- この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表 5 に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

- a ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 450 で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)又は従業者の数を 10 で除して得られた数又は利用者の数を 40 で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)以上とする。
- b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表 1 から 3 * に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。（*別表 1 から 3 は略）

ウ 事業の規模については、前 3 月の平均値を用いる。この場合、前 3 月の平均値は、暦月ごとの数を合算し、3 で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。

エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

Q & A 平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2)

問 2) 訪問介護又は介護予防訪問介護の指定を受けていることをもって、同一の事業所が障害者自立支援法における居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護）の指定を受ける場合のサービス提供責任者の配置はどのように取り扱うのか。

答 2) 当該事業所全体で確保すべきサービス提供責任者の員数については、次のいずれかの員数以上とする。

- ① **当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が 10 人以下の場合に限る。）の利用者数の合計 40 人ごとに 1 以上**
- ② **（略）**
- ③ **訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上**

なお、当該居宅介護等に係る指定以降も、訪問介護等の事業のみで判断したときに、訪問介護等に係る基準を満たしていることが必要となる。

また、訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

2 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

★ 対象サービス…同行援護

同行援護における従業者等の要件については、以下のとおりです。

【サービス提供責任者】

以下の「1及び2のいずれにも該当」または「3に該当」

- 1 「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護従業者養成研修2級課程修了者（介護職員初任者研修修了者）」であって3年以上介護等の業務に従事した者

2 同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者

- 3 国立障害者リハビリテーションセンター学院資格障害学科修了者等

【従業者（ヘルパー）】

以下の1から5までのいずれかに該当

- 1 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者→所定単位数
- 2 初任者研修課程修了者及び視覚障害者外出介護従業者養成研修終了者であって、視覚障害を有する身体障害児・者の直接支援業務に1年以上従事した経験を有する者→所定単位数
- 3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等→所定単位数
- 4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者→所定単位の90%
- 5 基礎研修過程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者→所定単位の90%

実地（書面）指導において、介護福祉士の資格を有したサービス提供責任者を配置しているが、同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了しておらず、基準に違反しているため、休止もしくは廃止の指導を行う事例があります。平成30年度以降、同行援護のサービス提供責任者（国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等を除く）は**必ず同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者を配置する必要**があるため、ご注意ください。

（参考）根拠法令等

H18 障発 1206001 第三の1(6)

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にお

いては、指定都市又は中核市の市長。第三の1の(7)②アを除き、以下同じ。)が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

H18 障発 1031001 第二の2(3) ※下線は令和3年度改正部分

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

(四) 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「地域生活支援事業通知」という。）の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。）に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。）

→ 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

(五) (略)

3 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

★ 対象サービス…行動援護

(1) 行動援護従業者の資格要件について

【サービス提供責任者】

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**3年以上**の従事経験を有する者 **※ただし、令和6年3月31日までは、下記にある経過措置の要件を満たす職員をサービス提供責任者として配置できます。**
- ・ **令和3年3月31日において、「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護職員初任者研修（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者）**であって3年以上介護等の業務に従事した者」のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に**5年以上**の従事経験を有する者

【従業者（ヘルパー）】

- ・ 行動援護従業者養成研修終了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**1年以上**の従事経験を有する者 **※ただし、令和6年3月31日までは、下記にある経過措置の要件を満たす職員を従業者（ヘルパー）として配置できます。**
- ・ **令和3年3月31日において、初任者研修課程修了者等**であって、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

(2) 支援計画シート等の作成について

行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合は、(加算がなされる前の)**所定単位数の95%を算定する必要があります。(支援計画シート等未作成減算・5%)**

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1206001 第三の1(7) ※下線は令和3年度改正部分

(7) 指定行動援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の資格要件

指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が

認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。（ただし、令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、（2）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）

H18 障発 1031001 第二の2 (4) ※下線は令和3年度改正部分

② サービス内容について

行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

(一) 予防的対応

ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど

(二) 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

(三) 身体介護的対応

ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 食事を摂る場合の食事介助

ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

③ (略)

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に**1年以上**の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、**令和3年3月31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、令和6年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。**

⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算）

(一) 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。

(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。

(三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。

イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

4 就労継続支援A型事業所の適正な運営

★ 対象サービス…就労継続支援A型

令和3年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に示されているとおり、就労継続支援A型事業所においては、利用者の希望や課題を踏まえた支援を行いつつ、生産活動の収益性をより高めることが強く求められています。また、生産活動の利益が利用者に支払う賃金の総額を下回る状況が続く場合には、指定取り消しを含めた処分の対象にもなりえます。

① 就労継続支援A型計画について

就労継続支援A型計画を作成する場合には、**原則として別紙様式1**を使用して作成してください。

また、就労継続支援A型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、運営基準違反であり、指定の取り消しや停止の対象となりえますので、それぞれの利用者の状況を踏まえて、適切な計画の作成に努めてください。

② 就労支援事業別事業活動明細書・経営改善計画書の作成等について

指定基準における経営状況確認のため、別添の「就労支援事業別事業活動明細書」を年1回県に提出していただきます。直近の会計年度若しくは直近数ヶ月間の生産活動の収支について作成してください。（県からの依頼通知により御対応ください。）

その結果、**指定基準第192条第2項を満たさない（利用者に支払う賃金等の総額が生産活動による収入から必要経費を控除した金額を上回っている）場合は、別添の「経営改善計画書」を作成し、提出してください。原則1年間は経営改善のための猶予期間とします。**

※必要に応じて会計書類等を提出いただく場合もございます。

なお、経営改善計画書は、必ず事業所のホームページ上で公表してください。

指定基準第192条第2項

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産（新設）活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

③ 計画書の更なる作成について

経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と改善状況を確認させていただきます。計画終期において、指定基準を満たさない場合であっても、今後収益改善の見込みがある、計画に基づく改善が具体的に実施されており経営改善の見込みがあると認められた場合には、更に1年間（2年目）の経営改善計画書を作成させることを認めます。

また、3年目以降についても、条件付で認めています。

④ 運営規程の変更について

平成 29 年 4 月 1 日より改定された就労継続支援 A 型の指定基準「第 196 条の 2」に対応した運営規程を作成してください。

<新規追加項目>

- ・主な生産活動の内容
- ・利用者の労働時間
- ・利用者の賃金および工賃（月給、日給または時間給）

指定基準第 196 条の 2

指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

⑤ 評価及び情報公表について

指定就労継続支援 A 型の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、運営状況を評価し、1 年に 1 回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法（市町が発行する広報誌への掲載等）により公表してください。

評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 88 号）及び厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）をご参照ください。

指定基準第 196 条の 3

指定就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに運営状況を評価し、1 年に 1 回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施することが望ましい。公表の時期については、原則毎年度 4 月中とする。公表方法については、当該指定就労継続支援事業所のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指

定就労継続支援事業所及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）を参照すること。

また、事業所の情報公表システムにおいて、以下の情報を公表してください。

- ア 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、
就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- イ 主な生産活動の内容
- ウ 平均月額賃金（工賃）

【就労継続支援 A 型計画書】

作成日：令和 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者：				
住所		利用開始日：令和 年 月 日		支援担当者：				
ふりがな	性別	昭和 / 平成 年 月 日生 歳	障害支援 区分	管理者	サービス管 理責任者	職業指導員	生活支援員	
氏名								
就労継続支援 A 型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）						
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題			
健康状態(病名、服薬状況等)		生産活動や支援で留意する医学的リスクなど						
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況								
利用目標								
長期 目標	設定日 年 月						目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日 年 月							
短期 目標	設定日 年 月						目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日 年 月							
サービス提供内容								
目標と支援の提供方針・内容（施設外就労・施設外支援含む）			評価			迎え（有・無）		
			実施	達成	効果、満足度など			
①	月 日 ~ 月 日	実施	達成		プログラム（1日の流れ）			
		一部	一部					
		未実施	未実施		(予定時間)	(オ・ヒ's内容)		
②	月 日 ~ 月 日	実施	達成					
		一部	一部					
		未実施	未実施					
③	月 日 ~ 月 日	実施	達成					
		一部	一部					
		未実施	未実施					
④	月 日 ~ 月 日	実施	達成					
		一部	一部					
		未実施	未実施					
⑤	月 日 ~ 月 日	実施	達成		送り（有・無）			
		一部	一部					
		未実施	未実施					
特記事項			実施後の変化(総括) 再評価日：令和 年 月 日					
上記計画の内容について説明を受けました。 令和 年 月 日			上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 令和 年 月 日					
ご本人氏名： 印			相談支援専門員様/事業所様 (担当相談員・支援員等氏名：)					
ご家族氏名： 印								
※ 自筆による署名の場合には押印不要。								
就労継続支援 A 型 ○○○ 事業所 No. 000000000		〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000		管理者： 説明者：				

令和3年度就労継続支援A型事業所の指定基準に係る実態調査(静岡県)【調査票②】

4 国省令192条(経営改善計画の作成等)に係る調査
 下記水色の箇所に入力し明細書を作成してください(必須)。この明細書の内容が調査票③に自動的に反映されます。
 濃紺色部分は計算式が入っていますので入力しないでください。

令和2年度就労支援事業別事業活動明細書

【自】令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

法人名
 事業所名
 事業所番号

勘定科目	合計	業務1	業務2	業務3	業務4	その他の業務	備考
収							
就労支援事業収益	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業販売原価							
就労支援事業(商品)棚卸高							
当期就労支援事業製造原価							
当期就労支援事業仕入高							
費用							
合計	0	0	0	0	0	0	
期末製品(商品)棚卸高							
差引	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業販管費	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動費用計	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動増減差額	0	0	0	0	0	0	

※業務別に計上が困難な場合は「業務1」欄にまとめて記載してください。

利用者に支払う買命の総額

業務	業務の内容(生産活動の内容、活動場所、主な必要資機材・材料等)
業務1	
業務2	
業務3	
業務4	
その他	

【令和3年度 指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
経営改善計画書を公表するホームページ	http://○○○○○○○○						
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)				
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他				設立年月日		
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成すべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

印

※「現在」は、いずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

5 就労移行支援事業の適正な実施

★ 対象サービス…就労移行支援

令和3年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に示されたとおり、就労移行支援事業においては、当該通知に基づき、以下のような取り扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

① 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

市町が支給決定を行った利用者の就職状況を把握できるようにするため、**就労移行支援事業所は利用者が就職した場合、必ず支給決定権者に適時報告してください。**また、**重要事項説明書の退所理由において、「就職する場合」を明記し、利用開始時に利用者への説明を徹底してください。**

② 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、原則、引き続き当該就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費の算定をすることができません。

ただし、市町が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性を認めると判断して、改めて支給決定を行った場合に限り、就職後も新たに就労移行支援の利用をすることができます。

③ 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

令和2年2月1日以降、就労移行支援事業者が当該サービスの**基本報酬の算定区分に関する届出書を提出するときには、添付資料として就職日や届出時点での雇用が継続していることが分かるもの（雇用証明書、雇用契約書、労働条件通知書等）の提出を必須とします。**

また、令和3年4月1日より前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されます。

※「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発 1105 第1号）概要

就労移行支援サービス費については、留意事項通知（平成18年10月31日付け障発 1031001号）第2の3の（3）①において、「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とあるが、一方で「障害福祉サービスに係る Q&AVOL. 2」（平成19年12月19日事務連絡）には「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされている。

同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じているため、令和2年2月1日以降は上記のように取り扱う。

II 各種加算編

1 特定事業所加算等の加算の要件

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

特定事業所加算の人材要件（居宅介護従業者の資格保持割合）と利用者全体における喀痰吸引等を必要とする者の占める割合については、前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により要件を満たすものとして加算適用の届出ができますが、**特に、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により届出している事業者においては、届出後も引き続き算定要件を満たしているかどうか確認をしていない事例が見受けられます。**

その他、特定事業所加算における主な指摘事例は以下のとおりです。

- ・ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者1人1人について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が策定されていない。
- ・ 従業者の技術指導を目的とした会議に登録ヘルパー等が出席していない。会議の概要が記録されていない。
- ・ 複数のグループに分かれて会議を開催する際、後日開催した出席者の出席記録が残されていない。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報（前回のサービス提供時の状況等）やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達していない。
- ・ サービス提供終了後、担当する従業者からサービス提供責任者に適宜報告がされていない。もしくは伝達したことが確認できない。また、担当する従業者から適宜報告を受ける際、文書にて記録を保存していない。
- ・ 常時使用する労働者に該当しない従業者（登録ヘルパー等）に対し、健康診断を定期的実施していない。事業主が費用負担していない。
- ・ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修が実施されていない。同行者の氏名、同行した時間、研修内容が記録されていない。

各事業者は、直近3月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくとともに、常に要件への適用状況が説明できるように資料を整えておいてください。

また、重度訪問介護の特定事業所加算については、現に夜間帯、深夜帯、早朝帯におけるサービス提供が行われていることが要件の一つとされていることから、夜間帯、深夜帯、早朝帯のサービス提供がなくなったところで、特定事業所加算の要件も喪失することとなりますので、十分留意願います。

算定要件については以下のとおりです。

①居宅介護、同行援護及び行動援護

I型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「重度障害者対応要件」は、要件に含まれません。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。 ※「人材要件」は、要件に含まれません。
IV型	<u>「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。</u> ※「I型」の要件と一部異なります。(平成18年厚労省告示543 参照)

②重度訪問介護

I型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「重度障害者対応要件」は、要件に含まれません。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。 ※「人材要件」は、要件に含まれません。

(参考) 根拠法令等 (居宅介護の例)

H18 障発 1031001 第二の 2 (1) ※下線部令和 3 年度改正部分

⑮ 特定事業所加算の各算定要件については、次の定めるところによる。

(一) イ 会議の定期的開催

(前略) 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(二) 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

第 543 号告示第 1 号第 1 号告示イ (6) の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度 (3 月を除く。) 又は **届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均** について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同 (6) の要件に含むものとする。

また、同 (6) の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間 (1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。) のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。

イ (略)

(三) 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 1 号イ (9) の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ (4) の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等 (口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。) を必要とする者の割合については、前年度 (3 月を除く。) 又は **届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均** について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

(四) 割合の計算方法

(二) アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるもの

とする。

ア 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出*を提出しなければならない。

(*第一の5の届出：加算等が算定されなくなる場合の届出)

平成18年厚労省告示543 一

二 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定居宅介護事業所の**全てのサービス提供責任者**に対し、**サービス提供責任者**ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

※I型の場合は「**全ての居宅介護従業者**」を対象としています。

(3) 指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する**基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置**していること。

※基準で必要とされる常勤のサービス提供責任者の数+1以上の常勤のサービス提供責任者配置が必要。

I型の場合は「**常勤のサービス提供責任者を2人以上配置**」となります。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち**障害支援区分4以上**である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が**100の50以上**であること。

※I型の場合は「**障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30**」となります。

(参考) 根拠法令等(重度訪問介護)

H18 障発 1031001 第二の2(2)

⑧ 特定事業所加算の取扱い

ア～イ (略)

ウ サービスの提供体制

543号告示第4号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、

現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、**前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所**をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

H21.4.1 平成21年度報酬改定Q & A (VOL.2 問2-2)

問) 特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上」について、居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所の場合、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」をどのように算出するのか。

答) 居宅介護及び重度訪問介護のように**複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出**し、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

なお、それぞれのサービスにおける「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」は、「介護福祉士の常勤換算人数」を「従業者全体の常勤換算人数」で除して得られる割合となるが、具体的な計算例は次のとおりであるので参照されたい。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が40時間(※)の事業所において、前3月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例(A～Dは従業者)

A: 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均40h)

B: 2級課程修了者 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均10h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 90h (一月平均30h)

C: 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均10h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均10h)

D: 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者

重度訪問介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均40h)

① 居宅介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

・ 居宅介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$$60 \text{ h (A40h+B10h+C10h)} / 40 \text{ h (※)} = 1.5 \text{ 人}$$

・ 居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$$50 \text{ h (A40h+C10h)} / 40 \text{ h} = 1.2 \text{ 人 (小数点第2位以下切り捨て)}$$

・ 従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$$1.2 \text{ 人} / 1.5 \text{ 人} = 80.0\%$$

この場合、介護福祉士の占める割合が30%以上のため要件に適合

②重度訪問介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

- ・重度訪問介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$$80 \text{ h (B30h+C10h+D40h)} / 40 \text{ h (※)} = 2.0 \text{ 人}$$

- ・重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$$10 \text{ h (C10h)} / 40 \text{ h} = 0.2 \text{ 人 (小数点第2位以下切り捨て)}$$

- ・従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$$0.2 \text{ 人} / 2.0 \text{ 人} = 10.0\%$$

この場合、介護福祉士の占める割合が30%未満のため要件に不適合

2 就労系事業所における基本報酬の算定

★ 対象サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

(1) 就労移行支援における基本報酬の算定について

利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進する観点から、就職後6ヶ月以上定着した者の割合に応じた報酬設定となっています。

なお、令和3年度報酬改定により、就労定着者の割合は、前年度又は前々年度の実績に応じて算出することとなりました。体制届提出時に添付いただく雇用契約書等の前々年度分については、前年度の届出時に提出済であれば、改めて提出いただく必要はありません。

(参考) 根拠法令等

令和3年3月23日厚労省告示第87号別表12

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,128単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	959単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	820単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	690単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	557単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	507単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	468単位

(2)～(5) (略)

ロ 略

注1～7 (略)

H18障発1031001第二の3(3)

①就労移行支援サービス費の区分について

(一) 就労移行支援サービス費の区分について

ア (前略)

また、就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。（後略）

イ (略)

(二) 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について

ア 報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

さらに、年度途中で指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年（24月）経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目（1月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

（計算例）令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年度目（令和4年度）における就労定着者の割合

$$\left((20人 \times 30 / 100) + 10人 \right) / (20人 + 20人) = 0.4$$

就労定着者の割合→100分の40

イ（略）

(三) 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

都道府県等が、事業者に対し就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。

(四) 令和3年度における就労移行支援サービス費の算定について

令和3年度における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算

出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。

ア 就労移行支援サービス費（I）

次のいずれか2カ年度の実績で算出する。なお、令和元年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。

（ア） 令和元年度及び令和2年度

（イ） 平成30年度及び令和元年度

イ（略）

※「就労定着者」について、就労継続支援A型事業所等に雇用された者は除く。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（Vol. 2）

問5）就労移行支援サービス費（I）の算定に係る就労定着者の割合について、前年度及び前々年度実績に基づき算出することになったが、具体的な計算例を示されたい。

答5）計算式及び具体例は以下のとおり。

〔計算式〕

就労定着者の割合＝（①前年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数＋②前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数）÷（③前年度の利用定員数＋④前々年度の利用定員数）

〔具体例〕

①：8人 ②：5人 ③：20人 ④：20人

就労定着者の割合＝（8人＋5人）÷（20人＋20人）＝32.5%

基本報酬算定区分：就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満

問6）就労移行支援サービス費（I）の新規指定の場合の就労定着者の割合について、具体例を示されたい。

答6）別添を参照されたい。（※別添内容を下にまとめております。）

(1)年度当初サービス開始の例

R3.4

サービス開始

R4.4

R5.4

R6.4

R7.4

	初年度	2年度目	3年度目	4年度目
就労定着者の数	a人	b人	c人	・・・
利用定員数	X人	Y人	Z人	・・・
就労定着者の割合	「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす	「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす 又は $a \div X$	$(a+b) \div (X+Y)$ 又は $(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)$	$(b+c) \div (Y+Z)$

(2) 年度途中サービス開始の例

R3.6

サービス開始

R4.6

R5.6

R6.6

R3.4

R4.4

R5.4

R6.4

R7.4

	1年目	2年目	3年目	4年目
就労定着者の数 (暦年)	a人	b人
就労定着者の数 (年度)	d人		e人	...
利用定員数 (暦年)	X人	Y人
利用定員数 (年度)	V人		W人	...
就労定着者の割合	(R3.6~R4.5) 「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす	(R4.6~R5.5) 「 <u>3割以上4割未満</u> 」と見なす 又は $a \div X$	(R5.6~R6.3) $(a+b) \div (X+Y)$ 又は $(X \times 30 / 100 + b) \div (X+Y)$	(R6.4~) $(d+e) \div (V+W)$

問8) 基本報酬の算定区分に関する届出の際に、雇用契約書等の添付書類を求めているが、前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の添付書類については、前年度の届出時に提出済と思われるが、提出は必要か。

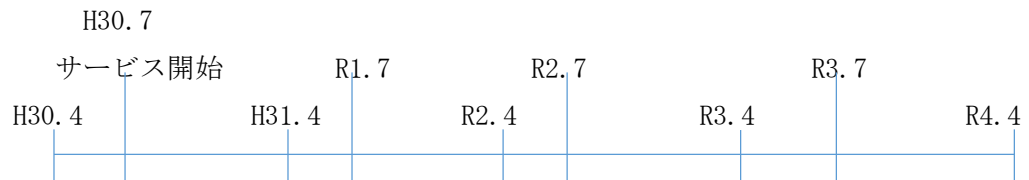
答8) 前年度の届出時に提出済であれば、省略して差し支えない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)

問2) 平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

答2) 別紙を参照されたい。(※別紙内容を下にまとめております。)

(1) 平成30年7月サービス開始の例



	1年目	2年目	3年目	4年目
就労定着者の数	a人	b人	c人	...
利用定員数	X人	Y人	Z人	...

就労定着者の割合	(R3.4~R3.6) 「3割以上4割未満」とみなす又は $a \div X$	(R3.6~R4.3) $(a+b+c) \div \{X+(Y \times 9+Z \times 3) \div 12\}$ 又は $(X \times 30/100+b+c) \div \{X+(Y \times 9+Z \times 3) \div 12\}$
----------	--	---

(2) 令和元年7月サービス開始の例



	1年目	2年目	3年目
就労定着者の数	a人	b人	...
利用定員数	X人	Y人	...

就労定着者の割合	(R3.4~R3.6) 「3割以上4割未満」とみなす	(R3.6~R4.3) 「3割以上4割未満」とみなす又は $(a+b) \div (X \times 9+Y \times 3) \div 12$
----------	-------------------------------	--

(2) 就労継続支援A型における基本報酬の算定について

国の告示の規定により算出される評価点の合計に応じて算定します。

(参考) 根拠法令等

令和3年3月23日厚労省告示第87号別表13

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

（一） 評価点が170点以上の場合	724単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	692単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	676単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	655単位
（五） 評価点が80点以上105点未満（又は経過措置対象）の場合	527単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	413単位
（七） 評価点が60点未満の場合	319単位

(2)～(5) (略)

ロ (略)

注1～6 (略)

H18 障発 1031001 第二の3(4)

① 就労継続支援A型サービス費について

(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。（後略）

(二) 新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

(三) 自己評価未公表減算について

報酬告示第13の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行うものである。公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。

(四) 令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定について

令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。

**厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30付け障
発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**

2 評価項目及び当該項目の評価方法

(1) 労働時間

（前略）令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る「労働時間」のスコアの算出に当たっては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの実績で算出すること。

- ・平成30年度
- ・令和元年度
- ・令和2年度

労働時間の合計数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間の合計数に含めない。

年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間の合計数に含めるものとする。

なお、就労継続支援A型事業所等に雇用される利用者以外の者については、平均労働時間の合計数の算出においてその対象とならない。

また、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。

利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。

- ・筋ジストロフィー等進行性の難病等を罹患している利用者が、利用開始時に

は予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合

- ・ 利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間になってしまう場合
- ・ 家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合
- ・ 精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合。

(2)～(5)略

3 公表

(前略) 公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、就労継続支援A型の利用を希望している障害者等第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

- ・ 市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・ 当該就労継続支援A型事業所等及び関係機関等での掲示

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。

(3) 就労継続支援B型における基本報酬の算定について

(Ⅰ)(Ⅱ)型は、利用定員、人員配置及び前年度の平均賃金工賃月額に応じて算定し、(Ⅲ)(Ⅳ)型は利用定員及び人員配置のみに応じて算定します。

なお、いずれかの区分で届出をした後は、(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)(Ⅳ)との間における当該年度中の区分変更は原則として想定しておりません。

(参考) 根拠法令等

令和3年3月23日厚労省告示第87号別表14

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が20人以下

(一)平均工賃月額が4万5千円以上の場合	702単位
(二)平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	672単位
(三)平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	657単位
(四)平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	643単位
(五)平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	631単位
(六)平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	611単位
(七)平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	590単位
(八)平均工賃月額が1万円未満(又は経過措置対象)の場合	566単位

(2)～(5) (略)

ロ～ホ (略)

注1～9 (略)

H18障発1031001 第二の3(5)

② 就労継続支援B型サービス費について

(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げ支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。

(ア)(イ) (略)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又

は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く。

（ア）（イ）（略）

ウ（略）

エ（略）

（二） 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について

就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ））は除く）。

（三） 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について

報酬告示第14の1の注6の2については、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

（四） 令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について

令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。

ア 平成30年度

イ 令和元年度

ウ 令和2年度

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)における前年度の平均工賃月額算出方法について】

H18 障発 1031001 第二の3(5)

② 就労継続支援B型サービス費について

(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

エ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出してください。

(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。

ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。

- ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外
- ・ 月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外
- ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外
- ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外
- ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外

(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)

(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。

ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。

- ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃
- ・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃
- ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用

- できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃
- ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃
- ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃

(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。

ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。

なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。

- ・ 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合
- ・ 激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合

(4) 就労定着支援における基本報酬の算定について

生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、報酬を設定します。

(参考) 根拠法令等

令和3年3月23日厚労省告示第87号別表14の2

1 就労定着支援サービス費(1月につき)

イ 利用者数が20人以下

(1)就労定着率が9割5分以上の場合	3,449 単位
(2)就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3,285 単位
(3)就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,710 単位
(4)就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,176 単位
(5)就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,642 単位
(6)就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,395 単位
(7)就労定着率が3割未満の場合	1,046 単位

【就労定着率の具体的な計算方法について】

H18 障発 1031001 第二の3 (6)②

(一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。

ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。

イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。

- ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
- ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。）

ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。

- ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
- ・ 雇用された事業所が倒産した場合
- ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。

エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。

オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の（一）のイの規定を準用して算出する。

カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の（一）のウの規定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日か

ら1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。

ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。

ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。

(例1) 令和3年4月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法

・ 令和3年4月から令和3年9月まで

→ 利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%

→ 就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合

・ 令和3年10月から令和4年3月まで

→ 利用者数：令和3年4月から令和3年9月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年4月から令和3年9月までと同じ

・ 令和4年4月から令和5年3月まで

→ 利用者数：令和3年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年度の利用者の総数のうち令和3年度末日において就労が継続している者の数の割合

・ 令和5年4月から令和6年3月まで

→ 利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年度及び令和4年度の利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継続している者の数の割合

・ 令和6年4月から令和7年3月まで

→ 利用者数：令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数

→ 就労定着率：令和3年度、令和4年度及び令和5年度の利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続している者の数の割合

(例2) (略)

(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について

ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていただければ、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。

イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。

ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。

(三) 令和3年度における就労定着支援サービス費の算定について

令和3年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いなくとも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。

ア 平成30年度、令和元年度及び令和2年度

イ 平成30年度及び令和元年度

(5) 就労移行支援体制加算（生活介護・生活訓練・就労継続支援A型・B型）の加算要件について

就労継続支援A型・B型における支援を経て企業等に雇用されてから、連続した6ヶ月の雇用が経過した日が属する年度（前年度）における定着率で評価される加算です。定着者として報告できるのは、支給決定に基づく事業所による支援が終了し、且つ就労した企業等に連続して6ヶ月以上雇用されている者です。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の2 (6)⑰

- (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。（以下略）
- (二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。

例) A型（定員20人、サービス費I型）の事業所で、前年度中に就労定着者が3名だった場合には、当年度の請求で42単位×3人=126単位を加算する。

3 移行準備支援体制加算及び施設外支援、施設外就労

★ 対象サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

施設外支援と施設外就労は混同しやすく、誤って理解されていることが多く、実地（書面）指導でも事業者の説明することの多い項目です。

就労移行支援における移行準備支援体制加算は、職員が同行又は職員のみ活動による職場実習等や求職活動等が加算対象ですが、特に**どの利用者に対するどのような求職活動・施設外支援が行われたのか明確な記録を作成**していただくようお願いいたします。また、事業者は、改めて要件を確認のうえ、不備がないかどうかの点検をお願いします。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・ 個別支援計画への事前の位置付けがなされていなかった。
- ・ 1週間ごとの計画内容に対する見直しが行われていなかった。
- ・ 施設外支援期間中の利用者の状況を記録した日報が作成されていなかった。
- ・ 特例に該当することなく、年間180日の上限を超えていた。

＜施設外支援の主な要件等＞

施設外サービス提供時の支援職員の配置	不要。※就労移行支援における移行準備支援体制加算を算定する場合は、職員同行を要する。
報酬算定、加算算定の対象となる支援の要件	①施設外支援の内容が、運営規程に位置付けられていること ②施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに当該支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、その支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること ③対象者や実習先の事業所等から、活動の状況を聴取することにより日報を作成すること。 ④施設外支援の提供期間中の緊急時の対応ができること ⑤施設外支援の提供期間は、年間180日が限度となること。
報酬算定対象	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	不可
年間180日を超えてサービス提供が可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合。（当該訓練終了日まで施設外支援延長） ・ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であり、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合。

＜移行準備支援体制加算の主な要件＞

指定権者への届出	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超えるものとして指定権者に届け出ていること
加算算定利用者数	利用定員の100分の50以下
支援を実施する職員の要否	職員の同行又は職員のみでの活動による支援
活動内容	<p>①職場実習等（施設外支援の一環）</p> <p>a 企業及び官公庁等における職場実習</p> <p>b aに係る事前面接、期間中の状況確認</p> <p>c 実習先開拓のための職場訪問、職場見学</p> <p>d その他必要な支援</p> <p>※ 同一の企業等における1回の施設外支援が1月を超えない期間であること</p> <p>②求職活動等</p> <p>a ハローワークでの求職活動</p> <p>b 地域障害者職業センターによる職業評価等</p> <p>c 障害者就業・生活支援センターへの登録等</p> <p>d その他必要な支援</p>

（参考）根拠法令等

<p>H19.4.2 障 障 発 0402001 ※下線部令和3年度改定部分</p> <p>1 （略）</p> <p>2 報酬請求に関する事項について</p> <p>（1）施設外支援について</p> <p>① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。</p> <p>ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか実地調査においてよく確認すること。</p> <p>ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>

② 障害者トライアル雇用等

利用者がサービスを利用している事業所以外の事業所において、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）等を活用して障害者トライアル雇用又は障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）を実施する場合、下記の要件を満たせば、施設外支援の対象となること。ただし、障害者トライアル雇用等は、適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することで障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度であり、一部の例外を除き職業紹介時点において継続雇用する労働者（一般被保険者等であって、1年を超える期間の雇用が見込まれる者をいう。）でないことを要件としているため、就労継続支援A型事業（雇用契約有）を利用している者は、原則として障害者トライアル雇用等の対象とはならないことに留意すること。

ア ①のア、ウ、エの要件を満たすこと。

イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。

③ 施設外支援の特例について

（前略）下記の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

ア （略）

イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であって、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合に限り、年間180日を超えて施設外支援が可能であること。

④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として取り扱うこと。

イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）については、施設外支援の対象となる要件として個別支援計画の作成及び3か月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

（ア）個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること

（イ）個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。（例：トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の実施期間を10か月間とした場合、施設外支援開始時に10か月間全体の到達目標を踏まえた上で3か月目までの個別支援計画を作成し、3か月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6か月目までのもの

を作成する。以降6か月目、9か月目においても同様に行う。)

(2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。（以下略）

平成18年厚労省告示523 別表第12 ※令和3年度改正部分

13 移行準備支援体制加算

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センターをいう。以下同じ。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）に職員が同行して支援を行った場合

平成18年厚労省告示543 三十四

三十四

イ 移行準備支援体制加算（I）

算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること。

H18 障発 1031001 第二の3 (3) ※下線部令和3年度改正部分

⑫ 移行準備支援体制加算の取扱い

報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること

- ア 企業及び官公庁等における職場実習
- イ アに係る事前面接、期間中の状況確認
- ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
- エ その他必要な支援

(二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること

- ア ハローワークでの求職活動
- イ 地域障害者職業センターによる職業評価等
- ウ 障害者就業・生活センターへの登録等
- エ その他必要な支援

(三) (一)又は(二)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。

H24. 8. 31 平成24年度報酬改定Q & A (抄)

問 82-2) 施設外支援の期間を180日と規定されているが、一方で、移行準備支援体制加算は、「施設外支援が1月を超えない期間であること」と規定されている。どのような違いがあるのか。

答 82-2) 前者の「180日」の規定については、施設外支援として基本報酬の算定の対象期間であり、同一の企業等でも複数の企業等でも、企業等での実習等の年間合計日数が180日を超えなければ、基本報酬が算定できるというものである。

それに対し、後者の「施設外支援が1月を超えないこと」については、移行準備体制加算の算定対象となる期間で、同一の企業等での実習等が1月を超えない場合に加算の算定対象となるというものである。

なお、職員が企業等に同行し、加算の対象となるケースとしては、例えば、2週間の企業等での実習の場合、企業等での事前の打ち合わせや、実習初日の付き添い同行、中間の確認や、実習最終日の企業側からの評価の報告・確認など、一般的には4~5日程度を想定しているが、実情に応じて異なるものである。

施設外就労は、運営規程、支援計画、人員など多岐にわたり詳細な要件が設けられており、**就労系サービスで最も不備の指摘が多い部分**です。

事業者は、改めて要件を確認の上、不備がないかどうかの点検をお願いします。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・個別支援計画への事前の位置付けがなされていなかった。
- ・事業所内における訓練目標に対する達成度の評価が行われていなかった。
- ・施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる職員配置がされていなかった。
- ・施設外就労を行わなかった利用者に対する事業所内の職員配置が報酬算定上必要とされる人数を満たしていなかった。

<施設外就労の主な要件等>

施設外サービス提供時の支援職員の配置	必要
報酬算定、加算算定対象となる支援の要件	<p>①当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算による）の職員を配置するとともに、事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算による）の職員の配置をすること。 サービス管理責任者については、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者に対して配置すること。</p> <p>②施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>③施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と請負契約を締結していること。</p> <p>⑥施設外就労により就労している利用者については、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p> <p>⑦施設外就労を基本とする形態で事業を行う場合であっても、本体施設には管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。</p>
本措置による報酬算定対象	<p>本体施設利用者の増員分（施設外就労利用者と同数以内）</p> <p>※施設外就労の総数が利用定員を超えないこと</p>
本体施設利用者の増員	可

施設外就労は、「企業から請け負った作業を当該企業内で行う」もので、発注元の事業所へ赴いて行われる業務を想定している。

以下、①②については、施設外就労としては認められない。

①事業所が直接請け負えば事業所内作業で済むような作業を、別事業所や法人を介して契約し、契約の相手方の事業所で作業するような場合で、事業所外で作業を行うことが、工賃向上や一般就労への移行に資するものではないと考えられる場合

※同一法人で運営する別事業所間の契約（別法人であっても同一人物が代表者として締結する契約で、事実上民法上の双方代理として禁止される契約も含む。）に基づく作業の場合を含む。

②発注元の事業所と請負契約として締結されていない場合

例) 発注元の事業所の仕様書などに基づき、完成された作業の内容に応じた算定業務委託料の支払がない場合、労働者派遣に近い契約（労働者1人当たりの時間給としての契約）となる場合など

(参考) 根拠法令等

H19.4.2 障害発 0402001 **※下線部令和3年度改定部分**

1 (略)

2 報酬請求に関する事項について

(1) (略)

(2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。

ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。

エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。このため、指定権者に

においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか
実地調査においてよく確認すること。

オ 緊急時の対応ができること。

② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新
たに受入れることが可能であること。

③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用する
こと。

④ その他

ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契
約締結の際には、以下のことに留意すること。

(ア) 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任
は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

(イ) 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された
内容に応じて算定されるものであること。

(ウ) 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、
賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。また、施設外就労先の
企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必
要な事項について明確な定めを置くこと。

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の
企業ではなく、事業所が行うこと。

(ア) 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者
に対する指導等については事業所が自ら行うこと。

(イ) 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員
が共同で処理していないこと。

ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様で
あること。

エ **施設の運営規程に施設外就労について明記**し、当該就労について規則を設け
るとともに、**対象者は事前に個別支援計画に規定**すること。また、**訓練目標に
対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労
の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行う**こと。

オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて提出するこ
と。

カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行
う。

(ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握

(イ) 施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整

(ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援

- (エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
- (オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
- (カ) その他上記以外に必要な業務

キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

(3) (略)

<就労系サービスと施設外就労及び施設外支援との関係>

	施設外就労 (要件を満たした場合、基本報酬が算定可能。また、本体施設の利用者の増員も可能)			施設外支援 (要件を満たした場合、基本報酬の算定が可能。なお、就労移行支援については、さらに要件を満たした場合、下記加算の算定が可能)		
	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
■基本報酬	○	○	○	○	○	○
本体施設利用者増員	○	○	○	/	/	/
■加算	/	/	/	○	/	/
	/	/	/	移行準備支援体制加算	/	/
追加算定要件	/	/	/	有り	/	/

4 短期入所サービス費の算定基準

★ 対象サービス…短期入所

短期入所サービス費は、実施主体によって福祉型短期入所サービス費・医療型短期入所サービス費のいずれかに大別され、さらに県への届出の内容、利用対象者、利用した時間帯・支援の内容、利用者の障害支援区分等により、利用日毎に算定すべきサービス費が細分化されています。

なお、短期入所サービス費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の算定にあたっては、日中における短期入所サービスの提供の有無が判断基準となりますが、国QAによると、「日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは原則、当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする」とされています。下記のQAを参考にしてください、適切な請求をしてください。

（参考）根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の2(7)

④ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について

ア 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

イ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

ウ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

なお、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。

エ 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）については、同一日に

他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

H21.3.12 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 1 問 14-1)

問) **福祉型短期入所サービス(Ⅱ)及び(Ⅳ)は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。**含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

答) **利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。**事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

H21.4.1 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 2 問 12-1)

問) 平成 21 年 4 月以降については、次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいか。

ケース① 障害者が日中他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。

ケース② 障害児が、昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から養護学校に通った場合。

答) **福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供してないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することとする。**

この考え方に立つと、

ケース① 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)を2日分算定する。

ケース② 1日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)を、2日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する。

H21.4.30 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 3 9-2)

問) 福祉型短期入所サービス費について、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合には、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価している福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該指定短期入所における昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することになっているが、日中において福祉型短期入所サービスを利用した利用者に対して利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わ

なかった場合については、いずれのサービス費を算定することとなるのか。

答) 昼食の提供をもって (I) 若しくは (III) と (II) 若しくは (IV) の適用を判断することとしたのは、個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したものであり、**日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。**

ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるので、サービス費 (I) 又は (III) を算定することとする。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 1

(福祉型強化短期入所)

問 54) 併設型及び空床型の短期入所で、本体施設に看護職員が配置されている場合、当該看護職員に加えて1名の看護職員を配置する必要があるのか。

答 54) 本体施設に看護職員が配置されている場合は、当該看護職員をもって福祉型強化短期入所における看護職員の配置要件を満たすものとする。

ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの以外である場合、本体施設における勤務時間については、短期入所での勤務時間に含むことはできないことに留意すること。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 1

(短期利用加算①)

問 55) 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

答 55) 通算されない (それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。

(短期利用加算②)

問 56) 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

答 56) 最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 1

(常勤看護職員等配置加算)

問 57) 福祉型強化短期入所である場合、福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとするか。

答 57) 福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとする。

H30.5.23 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 3

(空床型の利用定員の取扱い)

問10) 空床型において、常勤看護職員等配置加算を算定する場合の利用定員の取扱い如何。

答10) 空床型においては、本体施設の利用定員に応じて、当該加算を算定する。

(福祉型強化短期入所及び福祉型短期入所の基本報酬の取扱い)

問11) 福祉型強化短期入所事業所においては、医療的ケアが必要な障害児者に短期入所サービスを提供することを要件としているが、当該障害児者がいない日の請求はどのように取り扱うのか。

答11) 福祉型強化短期入所の報酬を請求する場合、別に厚生労働大臣が定める者(※)に対して、看護職員を常勤で1人以上配置していることを要件としているが、別に厚生労働大臣が定める者(※)がいない日について、福祉型短期入所を請求することとする。また、この取扱いにおいて福祉型強化短期入所事業所が福祉型短期入所事業所として請求する場合の報酬区分については、福祉型強化短期入所事業所において請求していた報酬区分と同様とする(共生型短期入所の場合も同様)。この場合、市町村等における二次審査において、適切に支払可否を判断すること。(中略)

(※) 「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第556号)

第556号告示別表第1

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) O₂吸入又はspO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上
- (5) 6回/日以上 of 頻回の吸引
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用
- (7) IVH
- (8) 経管(経鼻・胃ろうを含む。)
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- (12) 定期導尿3回/日以上
- (13) 人工肛門

介護給付費等に係る支決定事務（事務処理要領） 最終改正 令和3年4月

第2 VII 8（3）支給量又は地域相談支援給付量の定め方

イ 短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として定める。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合は、1年以内の支給決定の有効期間を通じて「〇〇日／月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により利用必要日数が異なる場合は、各月ごとに異なる支給量を定める。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することもできる。

長期（連続）利用日数については、30日を限度とするが、一定の期間が経過した後、再度利用することは可能である。なお、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 第2の3

(3) 短期入所

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）

ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
- ・ 重症心身障害者
- ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ 区分5以上に該当し、その他これらに準ずる者として市町村が認めた者

イ 障害児

- ・ 重症心身障害児
- ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性

側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

《特別重度支援加算の見直し》

イ 特別重度支援加算（Ⅰ） 610 単位／日（判定スコアを合算し 25 点以上）

ロ 特別重度支援加算（Ⅱ） 297 単位／日（判定スコアを合算し 10 点以上）

ハ 特別重度支援加算（Ⅲ） 120 単位／日

※ 判定スコア

(1) レスピレーター管理 = 10

(2) 気管内挿管、気管切開 = 8

(3) 鼻咽頭エアウェイ = 5

(4) 酸素吸入 = 5

(5) 1 回／時間以上の頻回の吸引 = 8 6 回／日以上以上の頻回の吸引 = 3

(6) ネブライザー 6 回／日以上または継続使用 = 3

(7) IVH = 10

(8) 経口摂取（全介助） = 3

(9) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5

(10) 腸ろう・腸管栄養 = 8

(11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3

(12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3 回／日以上） = 3

(13) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 10

(14) 定期導尿（3 回／日以上） = 5

(15) 人工肛門 = 5

(16) 体位交換（6 回／日以上） = 3

④ 医療型短期入所における日中活動支援の充実

医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。

《日中活動支援加算【新設】》 200 単位／日

(1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、

利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。

(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問 32) 算定対象となる利用者について、「指定短期入所の利用開始時に指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者」とされているが、利用者本人又はその家族が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）において医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされている場合は、算定対象となるのか。

答 32) 当該規定は、医療型短期入所事業所が当該事業所以外のサービス利用状況を把握し、利用者の日常生活を把握し、計画的な利用を促すために設けている。そのため、セルフプランの場合は対象とならない。

問 33) 日中活動支援計画は、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者が共同して作成することとされているが、実際の支援についてもこれら職種が行う必要があるか。

答 33) 支援については、生活支援員や児童指導員が行って差し支えない。

5 短期入所における短期利用加算の算定

★ 対象サービス…短期入所

短期利用加算は**最初に短期入所の利用を開始した日から起算して1年に30日を限度**として算定可能です。それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定できます。なお、連続30日利用した方のみへの適用ではありません。

例) 令和元年5月1日に利用を開始した利用者の場合、令和2年4月30日までの間に30回算定可能。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の2(7)⑩

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問 55) 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

答 55) 通算されない(それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。

問 56) 短期利用加算については「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

答 56) 最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

6 夜間支援等体制加算

★ 対象サービス…共同生活援助、宿泊型自立訓練

令和3年度報酬改定により、夜間支援等体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）、（Ⅵ）が新設されました。加算算定要件については次の表を参考にしてください。

なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、（Ⅲ）については変更ありません。

	夜間支援等体制加算（Ⅳ）	夜間支援等体制加算（Ⅴ）	夜間支援等体制加算（Ⅵ）
対象者	指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間支援等体制加算（Ⅰ）（以下「（Ⅰ）型」という。）を算定している利用者		
算定要件	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 夜間及び深夜の時間帯 を通じて 夜勤 を行う夜間支援従事者を配置。	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 夜間及び深夜の一部の時間帯に夜勤 を行う夜間支援従事者を配置。	以下の全てを満たす場合 ア夜間支援従事者の配置 （Ⅰ）型により配置される職員に加え、 夜間及び深夜の時間帯 を通じて 宿直 を行う夜間支援従事者を配置。
	<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わず、夜間支援を委託された者も可。 （Ⅳ）（Ⅴ）については、少なくとも1晩につき1回以上は対象利用者が居住する住居を巡回し、<u>必要な介護等を行うこと。</u> （Ⅵ）については、少なくとも1晩につき1回以上は対象利用者が居住する住居を巡回し、<u>定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うこと。</u></p>		
	<p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者数は、現に入居している利用者の数ではなく、当該年度の前年度の平均を用いる。（新設等の場合は定員の90%を利用者数とする定めあり（参考：H18.10.31障発第1031001 第2の1（5））</p>		

※表中の算定要件は抜粋となります。詳細の算定要件については、留意事項通知等をご確認ください。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問 42) グループホームの夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) について、以下の利用者は算定することは可能か。

- ①夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が2人以上いる共同生活住居の利用者
- ②夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が常駐ではなく、巡回により一部の時間帯だけ配置される共同生活住居の利用者

答 42) ①及び②いずれも算定できない。

問 43) 1つの共同生活住居の中で利用者ごとに異なる夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することは可能か。

答 43) 算定できない。

問 44) 1つの事業所において、複数の夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することは可能か。

答 44) 例えば、以下の場合に複数の夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) を算定することが可能である。なお、夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) による夜勤職員又は宿直職員が実際に巡回により支援を行う共同生活住居の利用者に対して、それぞれの加算を算定すること。

[例] 事業所の利用者数 50 名 (住居① 5 名、住居② 5 名、住居③ 5 名、住居④ 6 名、住居⑤ 6 名、住居⑥ 6 名、住居⑦ 7 名、住居⑧ 10 名) の場合

※①~⑧の住居全てに夜間支援等体制加算 (I) による夜勤職員が1名常駐

※夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) それぞれ別の職員 (計3名) を配置

- ・夜間支援等体制加算 (IV) による夜勤職員が①~③を巡回により支援
→①から③の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (IV) を算定
- ・夜間支援等体制加算 (V) による夜勤職員が④~⑥を巡回により支援
→④から⑥の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (V) を算定
- ・夜間支援等体制加算 (VI) による宿直職員が⑦、⑧を巡回により支援
→⑦、⑧の住居の利用者に夜間支援等体制加算 (VI) を算定

問 46) 夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) の夜間支援対象利用者の数については、どのように算定するのか。

答 46) 夜間支援等体制加算 (IV) ~ (VI) の単価に係る夜間支援対象利用者の数については、対象となる住居に係る夜間支援等体制加算 (I) の夜間支援対象利用者の数を合計した数とすること。

(例) 住居①~③の利用者を対象に夜間支援等体制加算 (IV) による夜勤職員1名、住居④~⑥の利用者を対象に夜間支援等体制加算 (V) による夜勤職員1名を配置する場合

	共同生活住居の前年度の平均利用者数	夜間支援等体制加算（Ⅰ）の夜間支援対象利用者数（前年度の平均利用者数の小数点第1位を四捨五入）	夜間支援等体制加算（Ⅳ）・（Ⅴ）の夜間支援対象利用者数
住居①	5.6人	6人	夜間支援等体制加算（Ⅳ）18人（住居①6人＋住居②5人＋住居③7人）
住居②	5.0人	5人	
住居③	6.6人	7人	
住居④	4.3人	4人	夜間支援等体制加算（Ⅴ）16人（住居④4人＋住居⑤6人＋住居⑥6人）
住居⑤	6.2人	6人	
住居⑥	6.3人	6人	

問 47) 夜間支援等体制加算（Ⅴ）は、追加で配置する夜勤職員が夜間及び深夜の一部の時間帯のみ体制を確保する場合に算定可能であるが、具体的にどのような場合が想定されるか。

答 47) 例えば、夜間の一部の時間帯において手厚い支援体制が必要となる利用者を支援する場合のほか、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による常駐の夜勤職員の適切な休憩時間を確保するため、休憩時間の代替要員として配置する場合等が考えられる。なお、休憩時間の代替要員として配置する場合については、交代時に適切な引継ぎを行うことにより、利用者の夜間の支援に支障が生じることがないように留意すること。

【夜間支援等体制加算における留意事項について】

当加算は夜間及び深夜の時間帯において支援が実施された場合に算定できるものです。利用者が昼間に帰省（外泊）し、夜間不在となったものの、帰省（外泊）初日についても深夜～未明の時間帯は支援しているとの理由から本加算を算定しているケースがありましたが、外泊初日の深夜～未明は前日の分であるため算定できません。

留意事項通知でも、午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むとしているので、夜間から未明を通して支援を行った場合に算定してください。

外泊時の算定可否については、次のとおりです。

区分	本体報酬	夜間支援体制加算
外泊日（外泊初日）	可	不可
外泊日（中日）	不可	不可
外泊日（GH帰居日）	可	可

(留意事項)

夜間支援等体制加算算定における夜間支援従事者の配置については、共同生活援助（又は宿泊型自立訓練）の併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合は、短期入所事業の従業者と兼務できます。（短期入所（単独型）の従事者とは兼務できません。）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業所においては、夜間支援等体制加算は算定できません。
- ・ **I型（夜勤職員を配置）の場合**には、個々の利用者毎に夜間支援の内容について**個別支援計画に位置づける**必要があります。

(参考) 根拠法令等

平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）

問21) 夜間支援等体制加算について、利用者が昼間に実家へ帰省し、夜間不在の場合も算定できるか。

答21) 夜間及び深夜の時間帯において、**利用者の不在により、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には、夜間支援等体制加算は算定できない。**

(H18. 11. 13 介護給付費等の算定に関するQ&A VOL.1 問11 一部改正)

平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）

問22) グループホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、グループホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

答22) 差し支えない。夜間支援等体制加算（I）及び夜間支援等体制加算（II）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めているところであるが、**グループホームの併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。**

なお、その場合の1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、短期入所の利用者をグループホームの利用者とみなした上で、留意事項通知に定める数（*）を上限とする。

*1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数の上限・複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合→20人

・ 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合→30人

(平24. 8. 31 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問67・一部改正)

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (VOL. 1) (平成 27 年 3 月 31 日)

問30) ① 1 つの共同生活住居の中で利用者ごとに異なる加算 (加算 (I) ~ (III)) を別々に算定することは可能か。

② また、1 つの共同生活住居において、1 月に加算 (I) ~ (III) のいずれかしか算定できないのか。1 月の中でも日ごとに異なる夜間支援体制を確保するのであれば、日単位で加算 (I) ~ (III) をそれぞれ算定することは可能か。

答30) ① については算定できない。② については、**日単位で加算 (I) ~ (III) をそれぞれ算定することが可能**である。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (VOL. 1) (平成 27 年 3 月 31 日)

問31) 1 つの事業所において、同一日に加算 (I) 又は加算 (II) を算定している共同生活住居がある場合、別の共同生活住居で加算 (III) を算定することは可能か。

答31) 可能である。

H27. 8. 5 厚生労働省照会結果

(項目) グループホームで実施する短期入所の単独型加算について

質問	回答
<p>グループホームで実施する短期入所 (空床型、併設型、単独型) の場合の人員配置の考え方は？</p> <p>(1) ① 共同生活援助サービス提供する時間帯 (利用者数に応じた常勤換算人員配置)、② 短期入所を提供する時間帯 (6 人に 1 人の人員配置) の両方で人員配置を行う必要がある。</p> <p>この場合、夜間時間帯 (例として、22:00~翌朝5:00 に設定) については、上記①、②のいずれに含まれると考えるべきか？</p> <p>また、空床型、併設型、単独型の違いにより、取扱いに異なる点はあるか？</p>	<p>(1) 夜間時間帯 (例として、22:00~翌朝5:00 に設定) については、② 短期入所を提供する時間帯 (6 人に 1 人の人員配置) に含まれる。</p> <p>取り扱いの相違として、空床型、併設型については、共同生活援助事業所で配置する夜間人員が、短期入所の人員と兼務できるが、単独型については兼務できないところが異なる。(夜間人員は、夜勤、宿直の別を問わない。)</p>
<p>(2) 仮に、上記で夜間時間帯 (22:00~翌朝5:00) が②に含まれるとした場合、グループホーム (定員 6 名) (短期入所 1 名) があつた場合で、グループホームで夜間支援体制加算 (II 型=宿直体制) を算定している事業所があつた場合、夜間時間帯 (22:00~翌朝5:00) の人員配置</p>	<p>(2) お見込みのとおり。</p>

<p>において、空床型、併設型、単独型の場合では次のような考え方でよいか？</p> <p>① 空床型の場合…グループホーム（定員6名）の枠内で短期入所を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、短期入所利用者6人に1人の人員配置であるので、グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）が兼務可であるので、1名配置で可。</p> <p>② 併設型の場合…グループホーム（定員6名）に加え、短期入所1名を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、短期入所利用者6人に1人の人員配置であるので、グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）が兼務可であるので、1名配置で可。</p> <p>③ 単独型の場合…グループホーム（定員6名）に加え、短期入所1名を受け入れすることから、短期入所の夜間時間帯（22:00～翌朝5:00）においては、2名配置が必要。（グループホームに1名配置する宿直者（夜間支援対象者数6名）では兼務不可。短期入所に配置する宿直者が1名は必要で、宿直者を2名とするなどの方法が必要。）</p>	
---	--

（参考）根拠法令等

夜間支援等体制加算の算定要件については、宿泊型自立訓練、共同生活援助とはおおむね同じ要件です。

<p style="text-align: center;">宿泊型自立訓練</p> <p>H18.10.31 障発 1031001 第二の3(2)</p>	<p style="text-align: center;">共同生活援助</p> <p>H18.10.31 障発 1031001 第二の3(8)</p>
<p>㊸ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする</p>	<p>㊸ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午</p>

る。)を基本として、設定するものとする。以下この⑬において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。(以下略)

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。(中略)なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、**指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。**ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。

(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利

前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。(以下略)

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。(中略)なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、**指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、**(中略)指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。(以下略)

(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置

<p>用者ごとに自立訓練（生活訓練）計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定（※別記参照）を準用して算定するものとする。（以下略）</p>	<p>付ける必要があること。（以下略）</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定（※別記参照）を準用して算定するものとする。（以下略）</p>
<p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。（以下略）</p>	<p>(二) 報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。（以下略）</p>
<p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものである（以下略）。</p>	<p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものである（以下略）。</p>

(※別記)

第二の1の(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の**前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)**の平均を用いる(ただし、**新規開設又は再開の場合は推定数による**)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

② 新設、増改築等の場合の利用者数について

(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績 しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。(以下略)

7 重度障害者支援加算

★ 対象サービス…施設入所支援、生活介護

重度障害者の行動障害の軽減を目的として、各種支援・指導・訓練を行うなど、重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合に算定する加算です。重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算（Ⅱ）は算定できません。

また、令和3年度報酬改定により、生活介護における重度障害者支援加算（Ⅰ）が新設され、生活介護及び施設入所における重度障害者支援加算（Ⅱ）の単位数が変更となりました。

<重度障害者支援加算（Ⅰ）の主な要件等> ※施設入所支援

	算 定 要 件
28 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・注1医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又は注2これに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の20以上。 注1：医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者 注2：経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。 ・指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置している。
+22 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用していると県に届け出た事業所において、指定施設入所支援等を行った場合に更に加算。

※指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算となります。

＜重度障害者支援加算Ⅰの主な要件等＞ ※生活介護

	算 定 要 件
50 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定しており、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置すること。 ・ <u>重症心身障害者が2人以上利用しているものとして県に届け出ていること。</u> <p>※生活介護に係る全ての利用者について加算</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）

問3） 事業者は、利用者が重症心身障害者であるかどのように確認するのか

答3） 受給者証で確認する。なお、受給者証で確認できない場合は、事業者が市町村に確認をとること。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL. 3）（平成30年5月23日）

問22 対象となる従業者には常勤の要件はないか。

（答） 施設として配置し、支援する日にいけばよい。 **※不在の日には算定不可**

＜重度障害者支援加算（Ⅱ）の主な要件等＞ ※施設入所支援（生活介護も同様）

	算 定 要 件
7 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する者が1人以上入所していること。 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成していること。 <p>※体制の評価として加算</p>
+180 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合であること。（基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事すること。） <p>※当該利用者について個別の評価として加算</p>
+500 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに1日単位で500単位を加算することができる。

※平成27年3月31日において、変更前の重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を受けている障害者支援施設については、強度行動障害支援者養成研修（実践・基礎）の受講予定者を修了者の配置と扱う経過措置がありました。が、**平成31年3月31日をもって終了しました**のでご留意ください。

（参考）根拠法令等

<p>施設入所支援</p> <p>H18.10.31 障発 1031001 第二の2 (9)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>（中略）</p> <p>（二） 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づ</p>
--

き、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。

体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。

個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、報酬告示第9の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。

(三) 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、**当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内**の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに**500単位**を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

(四) 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

問28) 生活介護における現行の重度障害者支援加算又は施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間に算定される700単位の取扱いが、180日以内の期間について500単位を加算する取扱いとなったが、令和3年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

答28) 令和3年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して90日を経過している場合(令和3年3月31日が90日目となる場合を含む。)は、加算を算定できない。一方、90日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定日数)の期間について、加算を算定可能である。

問29) 「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設においては、生活介護を通所のみで利用している者についてだけ当該加算が算定可能ということか。たとえば、生活介護を通所のみで利用している者に「強度行動障害を有する者」がおり、生活介護及び施設入

所支援を利用している者の中に「強度行動障害を有する者」がいない場合、重度障害者支援加算（Ⅱ）の体制にかかる加算（7単位）は生活介護を通所のみで利用している利用者のみで算定し、施設入所で生活介護を利用しているものには算定しないと考えるよいか。

答 29) 障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所で利用している者については生活介護
 - ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援
- においてそれぞれ算定することとなる。したがって、貴見のとおり。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 4)

問 2) 基礎研修修了者である職員が、生活介護で4時間従事した後、引き続き施設入所支援で4時間従事した場合、当該職員1人で障害者支援施設が実施する生活介護に通所して利用する利用者5人、施設入所支援で対象となる入所者5人の合計10人について、それぞれ180単位の個別加算を算定することは可能か。

答 2) 可能である。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問18) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修・基礎研修）修了者の配置と、指定基準上配置すべき職員との関係如何。

答18) 体制の評価として配置すべき実践研修修了者については、サービス管理責任者が実践研修を修了し適切な支援計画シート等の作成を行う場合、指定基準上配置すべき職員に加えて配置する必要はない。

なお、この場合、サービス管理責任者の本来業務として、個別支援計画作成の一環として行うことになるので、常勤専従義務に反するものではないこと。

一方、**個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があり、その時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含むことは出来ない。**

また、必ずしも夜勤職員を配置する必要はなく、**夕方や朝方等に支援を行うことで足りること。**

なお、視覚・聴覚言語障害者支援加算等、職員の追加配置を評価する他の加算により配置された職員についても同様であること。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 2)

問35) 重度障害者支援加算（Ⅱ）の要件として、①基礎研修修了者1人につき、強度行動障害の者5人まで算定できる。②基礎研修修了者の配置については4時間程度配置する。とあるが、具体的な取扱い如何。

答35) 「厚生労働大臣が定める施設基準」にあるとおり、**人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員に加えて、従事者を少なくとも1名追加で配置することが必要**となる。

なお、強度行動障害の者5人につき基礎研修修了者1人を配置することとしているが、この場合に必要となる基礎研修修了者の人数の算出に当たっては、**追加で配置された従事者に限らず、人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員を合わせた数により算出する**。例えば、強度行動障害の利用者が15人の場合、3人の基礎研修修了者が必要となるが、**必ずしもこの3人すべてを追加で配置する必要はなく、1人を追加で配置することで要件を満たすこととなる**。

また、基礎研修修了者については、1日4時間程度従事することを求めているところであるが、**追加で配置された1人の従事者を除き、人員基準及び人員配置体制加算により求められる常勤換算の時間数を含めて4時間以上従事していればよいこととして差し支えない**。

従って、**本加算を算定するためには、従事者1名以上を4時間分追加配置することが必要**となる。

重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定要件について(平成28年2月19日付け県内関係事業所あて事務連絡) ※令和3年度報酬改定による単位数修正

1 施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)の取扱い

① 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年3月31日)問18で「個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があり、その時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等を含むことは出来ない。また、必ずしも夜勤職員を配置する必要はなく、夕方や朝方等に支援を行うことで足りる」とされている。

この個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者について、継続した支援を行うため1人4時間の配置が必要となる。早番勤務(A)、遅番勤務(B)がそれぞれ2時間程度勤務した場合など、時間を分けて2人で2時間ずつ配置しても要件を満たしたことはない。

② 上記に関連して、土・日などで、生活介護などの日中系サービスの提供が行われない日については、人員に加えて1日4時間程度配置する者については、日勤(4時間以上の勤務)でもよい。

③ 個別支援を行った場合では1日につき180単位を加算できるが、この加算の算定を開始した日から起算して~~180日~~以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに~~500単位~~700単位を加算することができる。

この場合、平成27年3月までに入所していた強度行動障害者(従来の加算(Ⅱ)の算定はない者)について、平成27年4月当初には基礎研修修了者の配置ができなかったため、加算算定していなかった場合、平成27年度の中途からでも、基礎研修修了者の配置

ができた場合においては、当該入所者の障害程度に変化がない場合であっても、同加算（180単位+500単位）は算定できる。（入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものとされるが、必ずしも入所時初期でなくとも180日間は加算できる。）

- ④ 基礎研修修了者の配置人数の関係で、施設入所者の強度行動障害者全員の加算ができない場合は、いずれの入所者を選択するかは施設の判断でできる。

（配置人数の関係で、全員の加算ができない場合、加算（180単位+500単位）は、入所者を任意で選択し、順番で加算対象とできる。また、月単位ではなく、日ごとに加算対象入所者を変えることもできる。）

- ⑤ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定対象職員として配置された夜勤職員（基礎研修修了者）が、同時に夜勤職員配置体制加算の算定対象職員となることは可。

夜間配置職員としての人員に加えて1人4時間以上の職員を配置していれば算定可能である。

（ex. もともと夜勤者3名で夜勤職員配置体制加算を算定している事業所の場合、そこに1人4時間程度の加配をすれば、もともといた夜勤者3名についても個別に4時間程度支援をすればそれぞれ個別加算の算定が可能。）

2 支援計画シート

- 実践研修修了者の作成する支援計画シートについては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）参考1、2を参考にしてください。

H27.9.29 厚生労働省照会結果

（項目）重度障害者支援加算（Ⅱ）について

質問	回答
<p>平成27年4月報酬改定に係る施設入所支援における重度障害者支援加算（Ⅱ）について、次のような考え方で正しいか。</p> <p>1 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置に係る加算（7単位）において、留意事項通知において、「実践研修修了者」の中に行動援護従業者養成研修修了者も含まれることとされている。施設基準（告示551号）においては、別表第8に定める内容以上の研修修了者とされており、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修については居宅介護従事者基準別表第8の内容と一部が相違しているが、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修修了者も「実践研修修了者」として扱って差し支えない。</p>	<p>1、2</p> <p>お見込みのとおり。平成27年3月6日の主管課長会議において、「行動援護従事者養成研修カリキュラムを見直すことに伴い、改めて研修を受講する必要はない。」という取扱いを示している。</p>

<p>2 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置に係る加算（180単位）において、「基礎研修修了者」（留意事項通知第二の2（7）6〔短期入所〕により、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者」）1人の配置につき利用者5人まで算定が可能であるが、平成27年度以降の行動援護従業者養成研修修了者については居宅介護従事者基準別表第5に定める内容以上の研修を修了しているので当然、「基礎研修修了者」として当該加算に係る配置の対象とできるが、平成26年度以前の行動援護従業者養成研修修了者についても同等のものとして、当該加算に係る配置の対象とできる。</p> <p>3 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配（基本の人員配置又は人員配置体制加算の要件となる人員配置に対する4時間程度の従事）について、例えば、利用者40人の施設で基礎研修修了者である生活支援員1人が夜勤を行って強度行動障害者5人に支援を行った場合、他に夜勤者がいなくても基本の人員配置又は人員配置体制加算の要件となる人員配置の常勤換算数に加えて4時間程度の配置の要件を満たしていれば、該当日において当該加算を算定してよい。（＝指定基準の人員配置のうち施設入所支援の夜勤人員に加配することまで求めず、昼間実施サービスと施設入所支援を合わせた常勤換算数への加配のみで考えればよい。）</p>	<p>3 不可。夜勤職員に加えて1人4時間程度の人員を配置する必要がある。人員基準と、人員配置体制加算だけを留意事項通知上記載しているのは、改正前までは、これらの人員に追加する必要がなかったため、敢えて特出して記載している。</p>
--	--

平成30年4月 厚生労働省電話照会事項（重度障害者支援加算の併給について）

質問 障害者支援施設Aに入所中の利用者が、日中は施設外の生活介護事業所Bを利用している。この場合に、人員配置・研修修了・計画策定等の諸要件を満たしていれば、AとBの両方で重度障害者支援加算を算定することが可能か？いずれか一方の加算の一部若しくは全てが算定できないか？AとBの経営主体が同じ場合と違う場合で取り扱いに差があるか？

回答 算定可（留意事項通知に記載があるとおりの、障害者支援施設が行う日中サービスとしての生活介護においては算定できないが、施設外の事業所で生活介護サービスを受ける場合には、制約はない。）

※障害者支援施設が日中サービスとして実施する生活介護の利用者には、施設入所支援の対象ではない「通所者」も含めて、重度障害者支援加算は算定できない。

(参考1)

支援計画シート(例)氏名(高崎のぞむ)支援計画者(〇〇〇〇)		
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)	プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聴いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)
<p>・26歳男性自閉症重度知的障害</p> <p>・身長 172センチ体重 105キロ</p> <p>・高等部卒業後8年間で45キロ体重増加</p> <p>・高血圧(100 - 160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能</p> <p>・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい</p> <p>・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能</p> <p>・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い</p> <p>・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる</p> <p>・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる</p>	<p>生物的なこと (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい</p> <p>・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続き、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり</p> <p>心理的なこと (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・一人でやる作業や自立課題は20分程度集中して取り組む</p> <p>・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる)</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある</p> <p>・笑顔や人のかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p> <p>社会的なこと (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p> <p>③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす</p> <p>④ 定期的なショートステイの利用</p>
	対応・方針 (やろうと思うこと)	<p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備</p> <p>・1日単位の個別のスケジュールを当面固定</p> <p>・スケジュールの伝達方法を調整</p> <p>・スケジュールの提示場所は静養室</p> <p>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</p> <p>・静養室の休憩時間の終わりはタイマー</p> <p>・スケジュール変更時に家庭に連絡</p> <p>・家庭での影響を確認</p> <p>・月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整)</p> <p>・曜日の固定</p> <p>・他の利用者との調整</p> <p>・宿泊時に必要なものを確認</p> <p>・夜間・早朝のスケジュール確認</p> <p>・最初の実施日</p>

(参考2)

支援手順書兼記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	榛名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30-	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→ 静養室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00-	班別 活動	【スケジュール2:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45-	お茶 休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→ 静養室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00-	班別 活動	【スケジュール4:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分) →静養室		
11:45-	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール) →食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45-	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール) →玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え) →静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30-	自立 課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩20分)		
	帰り			

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

8 食事提供体制加算

★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、

事業所の責任において、食事提供体制を整えているものとして、県へ届け出た事業所において、加算対象者（受給者証：食事提供体制加算「あり」の場合）に食事提供を行った場合に算定します。食材料費は利用者負担とすることが可能であることから、基本的に食事提供に係る（調理員）人件費等への加算となります。ただし、1食あたりの人件費相当額が、加算分を下回る場合、食材料費についても利用者の負担軽減に配慮することが必要です。

- ※ 1 基本報酬が算定されている日のみ算定可能。
- ※ 2 施設入所の支給決定を受けている利用者は、補足給付により食費の負担軽減がなされているため加算対象外。

【加算の要件となる食事提供体制】

- (1) 事業所内の調理設備を使用して食事を提供する場合
 - ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
 - ・ 主食、主菜、副菜等全ての食事を調理し、提供すること。
- (2) 事業所外（主従事業所間含む）で調理された食事を提供する場合
 - ・ クックチル、クックフリーズ、真空調理、又はクックサーブに限る。
→市販弁当、一般飲食店からの配達は不可(栄養管理等の関係があっても同様)。
 - ・ 調理業務の委託先と契約を交わすこと。
 - ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
 - ・ 運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。特にクックサーブについては以下が最低限必要な基準です。
 - ア 運搬中、①中心温度 65℃以上を保つこと（再熱不可）②生鮮品、解凍品は中心温度 3℃以下を保つこと。
 - イ 調理終了後から喫食までの時間が二時間以内であること。

【事例に応じた算定可否】

事例	加算算定
あらかじめその日は休むと届けがあり、休んだ場合	×
あらかじめ食事不要の届けの上、通所し、食べなかった場合	×
急なお休みにより、食事を用意したが食べなかった場合	× ※
早退等により、食事を用意したが食べなかった場合	○ ※
行事等で弁当を取った場合（費用は施設が業者に支払い後、利用者から徴収）	×
行事等で外食した場合（費用はその場で利用者が実費分を負担）	×

※利用契約書等で、食事キャンセルの場合の食材料費請求に同意を得ている場合、食材料費の徴収が可能。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問 5) 食事提供体制加算を算定していない事業所において、低所得者に対して食事の提供を行った場合、食事提供に要する費用の全てを当該利用者から徴収してもよいか。

答 5) 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)に規定されているとおり、低所得者からは食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (抄)

問 81) 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

答 81) 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事を提供する体勢について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

9 生活介護事業所における延長サービス利用料の徴収

★ 対象サービス…生活介護

生活介護事業所において、サービス提供時間を超えた時間帯について利用者から自己負担の延長利用料を徴収している事業所が散見されたため、このことについて国へ照会したところ、以下のような回答がありました。

国からの回答によると、生活介護事業としてサービスの提供をしている限りは、利用者から自己負担による延長利用料の徴収ができません。特に、共生型生活介護の提供をしている事業所において、介護保険の通所介護サービスではサービス提供時間を超えて「預かり」サービスを提供した場合に利用者から延長利用料の徴収ができますが（老企第36号第2の7（1））、障害福祉サービスの生活介護を提供している利用者からは延長利用料の徴収ができませんので、ご注意ください。

なお、延長支援加算の要件を満たしている事業所については、延長時間帯に当該加算の算定が可能です。

県から国への照会に対する回答

問1) 営業時間（8時～17時）の範囲内であっても、サービス提供時間（9時～16時）を超えた時間帯に生活介護のサービスを提供した場合、利用者から別途利用料として費用を徴収することはできるのか。

答1) 生活介護サービスの場合、報酬は1日の報酬設定で考えられている。そのため、サービス提供時間が7時間だからといって、当該時間を超えた利用分について利用者から別途利用料を徴収することはできない。

問2) 営業時間が6時間未満の事業所の場合、開所時間減算の適用がされており、基本報酬の減算を受けているが、当該営業時間を超えて支援を行った場合に、延長利用料を別途利用料として徴収することは可能か。

減算を受けているということは、営業時間を超えた時間帯に対する報酬の評価がされていないと解釈でき、別途利用料を徴収できるのか。

答2) 減算はあくまで1つの区切りとして設けているだけである。減算されていることで、6時間未満の営業時間を超えて延長利用した利用者から、人件費等に相当する利用料を別途徴収することにはならない。

資料中で引用した基準省令等の正式名称

指定基準

< 県規則 >

- ・ H25 県規則 17…指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- ・ H25 県規則 19…指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- ・ H25 県規則 20…指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

< 解釈通知 >

- ・ H18障発1206001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
- ・ H19障発0126001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
- ・ H24障発0330第12号…児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について

< 別掲告示 >

- ・ H18厚労告544…指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理責任者を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
- ・ H24厚労告230…障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

< その他通知 >

- ・ H18障発1206002…… 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
- ・ H24障発0330第31号…障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
- ・ H19障発0402001… 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

報酬基準等

< 基準告示 >

- ・ H18厚告523…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ H24厚告122…児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

< 留意事項通知 >

- ・ H18障発1031001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・ H24障発0330第16号… 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

< 別掲告示 >

- ・ H18厚労告543…厚生労働大臣が定める基準

令和2年度 書面指導における主な指摘・助言事項等一覧

令和2年度に実施した書面指導において、指摘・助言が多かった事項のうち主な事項は以下のとおりです。

その多くが、これまでの集団指導等で繰り返し、御説明している事項です。しかしながら、改善できていない事業所、報酬の返還が必要となる事業所が後を絶ちません。

今後同様の指摘・助言を受けることがないように、適正な事業運営の参考としてください。

なお、今年度の集団指導で取り上げている事項については、備考欄に該当ページを記載しましたので活用ください。

【全サービス共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
個別支援計画	サービス等利用計画があることを理由に個別支援計画の作成を行っていない。	サービス等利用計画は個別支援計画の代わりではないので、適切な方法により個別支援計画を作成すること。	p. 102
	アセスメントやモニタリングのための面接をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者ではなく、事業所・施設の生活支援員や指導員等が実施している。	アセスメントやモニタリングのための面接は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が行うこと。	
	個別支援計画が作成されないまま、サービス提供を行っている。	サービス提供は個別支援計画に基づき行うこと。また、利用契約締結後、速やかに個別支援計画を作成すること。	
	個別支援計画の見直しは、運営基準に定められた期間内に1回以上行わなければならないが、これを行っていない。	個別支援計画の見直しは、運営基準に定められた期間内に1回以上行うこと。	
	計画について利用者から同意を得ていない。	計画を作成・更新した場合には、速やかに利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付すること。	
	サービス管理責任者が個別支援計画の作成に係る会議を開催しておらず、個別支援計画の原案の内容について担当者等から意見を求めている。	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、サービスの提供に当たる担当者等から意見を求めること。	

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
個別支援計画	個別支援計画に対する評価・モニタリングが行われていない。	計画期間が終了するまでに、少なくとも1回は計画の実施状況の把握、目標達成の度合いや利用者等の満足度、サービス内容等について評価を行い、その内容を利用者等に説明をすること。	p. 102
運営規程	運営規程に、県規則が定める必要事項(虐待防止に関する事項規定、利用者等から支払いを受ける費用とその額等)が記載されていない。	運営規程を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。	
(従業者の出退勤の確保 勤務体制の確保 管理等)	従業者の出退勤を確認するための書類の作成状況が不適切である。	タイムカード、出勤簿等により、法人役員や管理者等も含め全従業者の出退勤を確認できる書類を整備すること。 なお、鉛筆書きは不可。	p. 106
	他事業所の業務にも従事している従業者や職務を兼務している従業者について、それぞれの勤務時間等が不明確である。	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職務の内容、管理者等との兼務関係等を明確にすること。	
	管理者が複数の業務を兼務しており、管理業務に支障が生じている。	管理者が同一敷地内にあるほかの事業所の職務に従事する場合は、その管理する事業所に支障がない場合に限られていることに留意し、勤務体制を見直すこと。	
説明書 重要事項	利用料金や加算の記載が誤っているなど重要事項説明書の内容に不備がある。	重要事項説明書は、利用料金や各加算の説明等利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を正確に記載すること。	
受給者証の 確認	受給者証に、事業者が記載すべき必要な事項が記載されていない。	利用契約を締結するときには、受給者証により支給決定内容を確認のうえ、受給者証に必要な事項を記載すること。	
掲示	運営規程の概要(重要事項説明書)を掲示していない。	運営規程の概要、従業者の勤務体制などの利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ※請求関係届出事項(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等)、障害福祉サービス等情報公表システムの内容の掲示・公開をすること。	p. 18 p. 123

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
個人情報保護	従業者の秘密保持に対する措置がとられていない、又は、措置が不十分である。	従業者が在職中及び退職後にわたって、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように雇用時に取り決め、雇用契約書に記載する、誓約書を徴する等の必要な措置を講ずること。	p. 9
	利用者及びその家族の個人情報の使用について、文書にて同意を得ていない。	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ておくこと。	p. 12 3
取り組み 身体拘束廃止の	緊急時やむを得ない理由があるとは考え難い場合においても身体拘束を行っている。	やむを得ず身体的拘束等を行う場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たしているかについて、組織として判断した上で行い、当該拘束に係る記録（下記参照）を残しておくこと。	p. 80
	やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録していない。	やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ※拘束廃止未実施減算対象(H30.4-)	
防止 虐待	虐待防止のための措置が講じられていない。	運営規程に定められた虐待防止のための措置（虐待防止責任者の設置、研修の実施等）を適切に講ずること。	p. 78
止対策 感染症防	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置がとられていない。	感染症などがまん延しないよう、マニュアルを整備するなど必要な措置を講ずること。	p. 38
非常災害対策	地震、風水害等に対処するための計画が作成されていない。	地震・火災・風水害等想定される非常災害に対する具体的な計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこと。	p. 32
	非常災害対策について、風水害、地震等の災害に対処するための計画は策定されていたが、避難経路の作成がない等、内容に不備がある。		
	避難訓練が実施されていない。		
	避難確保計画が作成されていない。	洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられているため、早急に義務の履行をすること。	p. 10 p. 11 6

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
事故	事故発生防止のための対策が不十分。 (事故防止対策の検討や従業者への周知が不十分、研修の未開催等)	事故が発生した場合には、発生時の状況等を分析し、発生原因を明らかにして、再発生を防ぐための事業所としての具体的な対策を講じるとともに、従業者の研修を行うなどサービスの質の向上に努めること。	p. 10 p. 34
変更届	設備、管理者、運営規程などが変更になった際に変更届が提出されていない。	届出事項に変更があった際には、県へ変更届出書を10日以内に提出すること。	p. 19
法定利用者負担額の受領	法令に基づき、利用者から支払いを受けるべき額（法定利用者負担額）が生じているにも関わらず、当該法定利用者負担額の支払いを受けていない。	法令に基づき、支給市町で決定した法定利用者負担額の支払いを受けること。 但し、就労継続支援A型事業所においては、必要な届出を行えば、法定利用者負担額の支払いを受けなくても可。	p. 87
	法定代理受領額を通知していない。	法定代理受領額により市町から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に給付費等の額を通知すること。	p. 12 3
領収証	利用者等に領収証を交付していない。	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、食事の提供に要した費用の額等について、それぞれ個別の費用ごとに区分し記載した領収証を利用者に交付すること。	p. 12 3
	領収証に費用の明細が記載されていない。		
その他の日常生活費	日用品費や教養娯楽費など「その他の日常生活費」を入所者から一律に徴収している。	その他の日常生活費として利用者から徴収できるものは、利用者等の希望・選択によって身の回り品・教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用(実費相当額)であるので、利用者等が希望・選択したことが確認できる書類を整備しておくこと。また、費用の根拠も明確にしておくこと。	p. 95
	日用品費や教養娯楽費など「その他の日常生活費」の徴収に当たって、利用者の当該便宜についての同意等、当該者の選択により提供していることについて書面で確認できない。		
	「その他の日常生活費」として徴収することが不適当な物品が含まれている。		

【訪問系サービス共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
所要時間の記載	計画に所要時間が記載されていない。	計画には目標及び具体的なサービス内容とともに、所要時間についても記載すること。	p. 102
加算算定等	緊急時対応加算について、要請のあった時間、要請の内容の記載がないなど、記録に不備がある。	緊急時対応加算の対象となる居宅介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護等の提供時間及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録すること。	
	初回加算について、サービス提供責任者が初回又は初回の居宅介護等を行った月に訪問又は同行訪問していないケースがあった。	初回加算は、新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った月に訪問又は同行訪問した場合に算定できるものであるため、初回又は初回のサービス月にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問せずに初回加算を算定した事例について、介護給付費の返還を行うこと。	
従業者要件	旧2級ヘルパー・居宅介護職員初任者研修課程修了者等をサービス提供責任者として配置して、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合に、所定単位数を算定していた。	所定単位数の10%を減算すること。 介護福祉士資格を取得しているサービス提供責任者の配置に努めること。	p. 170
	行動援護・同行援護のサービス提供責任者・従業者が基準上必要な研修を受講していない。	研修修了者を配置すること。 ※同行援護は経過措置期間が終了したので、未受講者が行ったサービスは請求不可。	p. 174 p. 176
行動援護支援計画シート	行動援護サービス利用者の支援計画シート・支援手順書等が適切に作成されていない。	支援計画シート・支援手順書等を、サービス提供責任者等による指揮の下、適切に作成すること。 ※支援計画シート等未作成減算対象(H30.4-)	p. 176

【日中活動系サービス・障害児通所支援共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
加算算定等	送迎車の運行記録簿等が作成されていないため、送迎加算Ⅰの算定可否を確認できない。	送迎車の運行、利用者の乗降の記録を正確に作成し、加算の要件を満たすことを常に確認すること。	p. 125
	自宅以外の場所と事業所の間で送迎を行う場合、事業所の都合により自宅以外の場所が送迎先とされている。(放課後等デイサービスで学校と事業所間を送迎する場合を除く)。	自宅以外の場所(特定の場所)と事業所の間について送迎を行う場合は、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定め、その旨については利用者と文書により取り決めること。	
	延長支援加算につき、営業時間内の支援について算定していた。 <u>※営業時間＝基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間(≒サービス提供時間帯)</u>	延長支援加算は、営業時間の前後の時間(すなわち営業時間外)における支援を評価しており、営業時間内の支援は算定しないこと。	p. 156
	欠席時対応加算を算定する場合、欠席した利用者に対する支援状況等を記録していない。	欠席時対応加算を算定する場合は、欠席した利用者に対して行った支援内容等を記録すること。併せて、欠席する旨の連絡のあった日時等を記録すること。	p. 124
	福祉専門職員等配置加算Ⅰを算定しているが、従業者数が要件を満たしていない。	従業者数の変動があった場合は、本体報酬の適否だけでなく、福祉専門職員等配置加算の適否についても確認し、要件を満たしていないことが判明した場合は、直ちに届出を行い、適正な加算の算定を行うこと。	p. 129
	短期入所利用中に、同施設・事業所において日中活動系サービスを利用したが、食事提供体制加算については、短期入所においても日中活動系サービスにおいても算定している。	左記のような場合、食事提供体制加算はいずれか一つのサービスにおいてのみ算定可能であり、重複して算定できないため、自己点検の上、報酬を返還すること。	

【生活介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
医師配置	配置すべき医師を嘱託医により確保しているが、嘱託契約後、嘱託医の事業所における勤務実態が全くない。	医師については各事業所の利用者の特性等に応じて配置すべきものである。このため、健康管理や相談、基本的診療等のために必要な配置が必要であり、一律に勤務すべき具体的時間等は示すことはできない。 しかしながら、配置という以上は、毎月1回程度の勤務は求められると想定され、事業所における勤務実態が全くないことは想定されないことに留意すること。	

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
人員配置	児童発達支援管理責任者の障害児者・児童福祉の実務経験が3年未満。(基準違反)	児童発達支援管理責任者が不在を届け出ること。不在となった翌々月に補充できなかった場合には児童発達支援管理責任者欠如減算を算定すること。個別支援計画が未作成の利用児童について計画未作成減算を算定すること。	p. 99 p. 110
	利用児童の人数に応じた、保育士・児童指導員・障害福祉経験者(うち、半数以上は保育士・児童指導員)を配置していない	基準違反となった翌月(又は翌々月)から人員欠如減算を算定すること。	p. 110 p. 138
児童指導員等加配加算	定員10人の事業所で、児童指導員等加配加算を算定しているが、その日の実利用者数が11人いるにも関わらず、基準配置に加えて加配対象の職員1人の配置を行っていない。	定員10人の事業所では、その日の実利用者が11人となった場合、児童指導員等は基準上3人必要。加配加算を算定するには、さらにもう1人の児童指導員等の配置が必要であり、この追加配置がない場合は、日単位で加算の算定ができないので注意すること。	p. 149
	児童指導員等加配加算を算定しているが、指導員等の欠勤等により、指導員が人員基準上必要とされる人数しか配置されていない日がある。	支援の強化という加算の趣旨を鑑み、サービス提供日は毎回、サービス提供時間帯を通じて人員基準に加えて、1人以上の指導員または児童指導員等を配置すること。	

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
家庭連携加算	家庭連携加算を算定しているが、個別支援計画への位置付けがなく、さらに同加算に係る記録が漏れていたものがあった。	家庭連携加算を算定する場合には、個別支援計画への位置付け（理由、時間帯などの明記）をした上で、家庭訪問の際の記録を行い、実績の所要時間等を明確にしてください。	
自己評価等未公表	支援の質について自己評価及び保護者からの評価を実施して、評価と改善の内容を公表していない。	指定基準、ガイドラインに従って、おおむね1年に1回以上、事故評価・保護者からの評価の内容及び改善の内容を、インターネットを利用して公表してください。	p. 144
延長支援加算	延長支援加算を算定する場合、当該利用者の障害児支援利用計画（間に合わない場合には個別支援計画）にその必要性等の位置づけがされていない。	延長支援加算を算定する場合は、運営規程に定められている営業時間（＝基準上の職員を配置して、利用児童を受け入れる体制を整えている時間帯）が8時間以上であり、当該営業時間の前後において基準上配置すべき職員を1人以上配置した上で支援を行うこと。また、延長支援が必要なやむを得ない理由については、原則として障害児支援利用計画へ記載してもらうよう依頼すること。	p. 156
	営業時間が8時間未満であるにもかかわらず、延長支援加算を算定している。		
定員の遵守	利用定員に100分の150を乗じて得た数を超え、16名の利用があった日の請求について、定員超過減算を行っていなかった。	1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合は、当該日、また、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合（利用定員10人の場合）に、当該1月間、障害児全員につき減算を行う必要があります。過去に遡って自主点検を行い、通所給付費を返還したうえで再請求を行ってください。 なお、事業者は、災害、虐待その他やむを得ない事情がない限り、利用定員を遵守してサービスの提供を行ってください。 さらに、恒常的に定員が超過する場合は、定員を増やす、利用希望を適切に調整し、やむを得ない場合は受け入れを断るなど、適切な対応をしてください。	p. 112

【日中活動系サービス（就労系）共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
施設外就労の要件	施設外就労の作業内容について、施設外就労先の企業（発注元の事業所）との請負契約が確認できなかった。	施設外就労先の企業（発注元の事業所）とは、国通知（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」平成19年4月2日障障発第0402001号5(2)④）の規定に留意した請負作業に関する契約を締結すること。	p. 208
	施設外就労を行っている利用者について、個別支援計画にその旨の位置づけを行っていない。	施設外就労を行う場合は、個別支援計画に施設外就労の必要性等を位置付けること。	
	施設外就労を行っている利用者について、訓練目標に対する達成度の評価等を行っていることが記録上確認できない。	施設外就労の対象については、月の利用日数のうち最低2日は事業所内もしくは施設外就労先において訓練目標に対する達成度の評価等を行ったことが記録上確認できること。	
施設外支援の要件	施設外支援を行っている利用者について、日報を作成していない。	利用者又は実習受入事業者等から、利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。	p. 208

【就労継続支援B型】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
目標工賃等の通知	年度ごとに工賃の目標水準を設定していない。	就労継続支援B型事業では、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該年度の工賃の目標水準や前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	
	当該年度の工賃の目標水準や前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額が利用者に通知されていない。		
水準	生産活動の利益と比較して、工賃の支給金額が過大であり、給付費からの持ち出しとなっている。	生産活動の利益の確保に努めること。工賃の支給水準を見直すこと。	

【就労継続支援A型】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
個別支援計画	就労継続A型の実施にあたり、国から示された個別支援計画の書式を使っていない。	障害指導班のホームページから、(国)指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例に係る通知をダウンロードして、内容を確認すること。	p.179
賃金の支払	最低賃金の減額の特例許可の期間を過ぎているにも関わらず、新たに許可を受けることを怠っている。	早急に労働基準監督署に相談の上、申請を行うこと。	
短時間利用減算	平均利用時間の算出をしていない。	平均利用時間(過去3か月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものが一定の時間数を下回る場合は、報酬減算が必要であるので、利用者の利用時間、利用人数等を正確に記録し、減算としないことを確認すること。また、減算の要件に達した場合は、適切に減算を行うこと。	
運営規程	A型の運営規程に、生産活動に係る内容、賃金(工賃)並びに労働時間(作業時間)の記載がない。	A型の運営規程には生産活動の内容、労働時間・作業時間、月給・日給・時間給等について記載すること。	p.179
賃金	生産活動の利益の中で利用者に対する賃金を支払うことができないため、給付費からの持ち出しになっている。	改善計画を作成し、計画に基づく事業の改善に努めること。経営改善の見込みがない場合には指定の取り消しや停止を含めた勧告・命令の検討の対象となる。	p.179
情報公表	情報公表が行われていない。	貸借対照表・事業活動計算書・就労支援事業活動計算書・就労支援事業別児童活動明細書、主な生産活動の内容、平均月額賃金等をホームページで公表すること。	p.179

【共同生活援助】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
加算算定等	夜間支援等体制加算(1)の算定にあたって、算定対象者の個別支援計画に、夜間支援の内容が位置づけられていない。	夜間支援等体制加算(1)を算定するにあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに個別支援計画に位置づけること。	p. 225

【入所系共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
加算算定等	特段の事情はないが、入所者全員に対して栄養ケア計画が作成されていない。	栄養ケア・マネジメントは、原則として入所者全員に対して実施すべきものであり、栄養ケア計画を入所者全員に対して作成すること。	
	栄養マネジメント加算につき、栄養状態のモニタリングが適切に行われていない。	栄養マネジメント加算に関する栄養状態のモニタリングは、低栄養状態のリスクの高い者については概ね2週間毎、低栄養状態のリスクが低い者については概ね3か月毎に行うこと。	

【障害者支援施設】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
重度障害者支援加算Ⅱ	夜勤職員配置体制加算と重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定しているが、夜勤時間帯において、夜勤職員配置体制加算に必要な配置しか行っていない。	例えば、もともと夜勤者3名で夜勤職員配置体制加算を算定している事業所の場合、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定するには、夜勤者3名に加え、1人4時間程度の加配をする必要がある。なお、この場合、元々いた夜勤者3名が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であれば、個別に4時間程度支援をすれば個別加算分の算定が可能。	p. 225 p. 23 4